第３章　対象事業が実施される区域及びその周囲の概況

対象事業が実施される区域及びその周囲（以下「調査対象区域」という。）を対象として、地域の概況について既存資料などをもとに把握した。

調査対象区域は、図 3.1.1 に示すとおり事業計画地を含む尼崎臨海地域に位置する中央地区及び大庄地区とした。また、統計資料等により市町村単位の表示事項については、事業計画地が位置する尼崎市全域を対象とした。

なお、取りまとめに当たっては、原則として、令和４年８月１日時点までの既存資料を用いた。

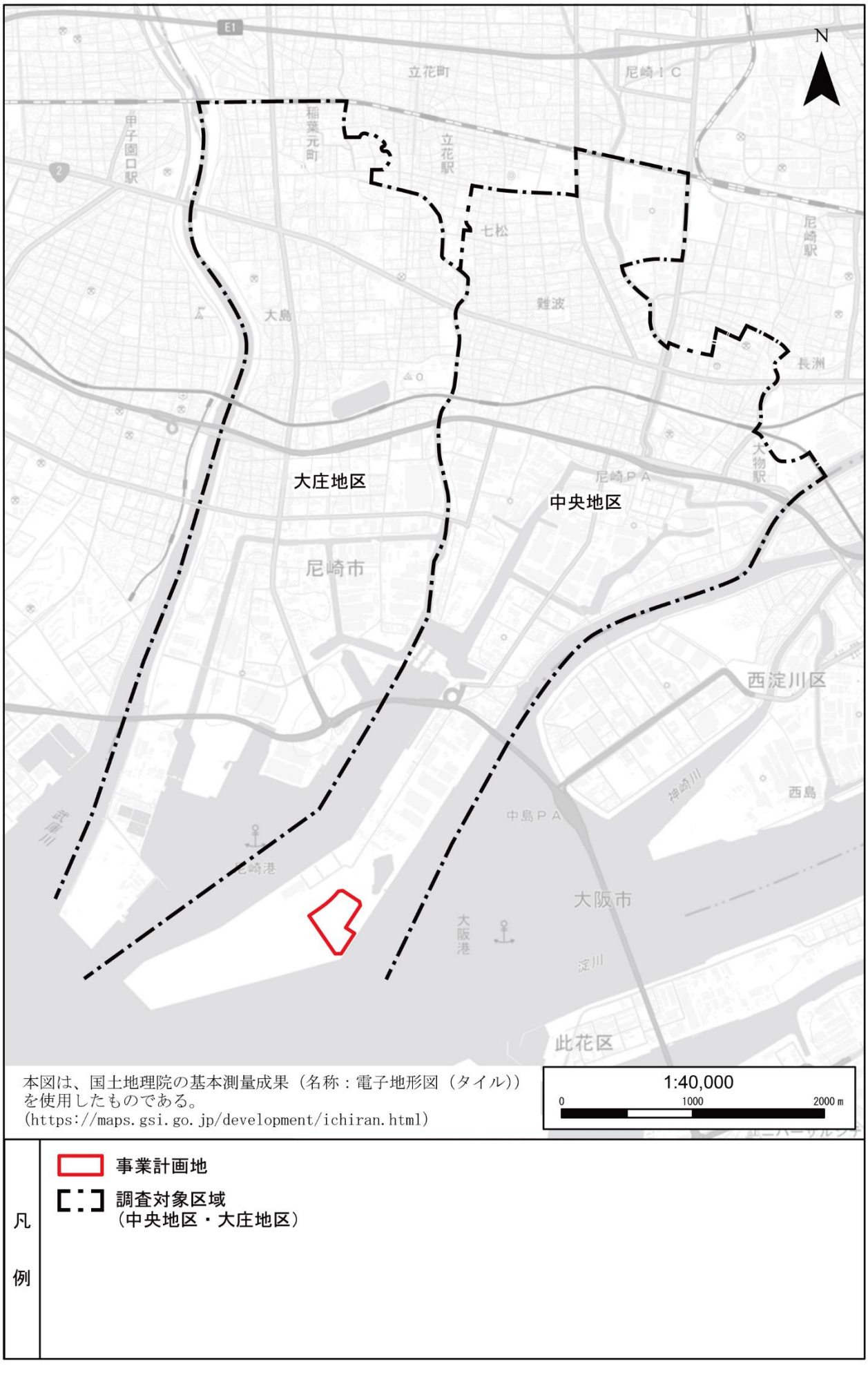

図 3.1.1　調査対象区域の位置

3.1　社会の概況

3.1.1　人口等

(1)　人口、世帯数、人口密度

尼崎市の人口の概況は、表 3.1.1 に示すとおりである。

尼崎市における令和４年の人口は 456,722 人、世帯数は 222,207 世帯、人口密度は 9,007 人／km^2 となっている。

表 3.1.1　尼崎市の人口の概要

年　次	面　積 (km^2)	世帯数 (世帯)	人　口　(人)			人口密度 (人／km^2)
			総　数	男	女	
平成30年[1)]	50.72	214,100	450,989	218,070	232,919	8,892
平成31年[1)]	50.72	216,540	451,431	218,117	233,314	8,900
令和２年[2)]	50.72	221,404	459,593	222,293	237,300	9,061
令和３年[1)]	50.72	221,659	459,394	222,079	237,315	9,057
令和４年[1)]	50.71[3)]	222,207	456,722	220,671	236,051	9,007

（注）１．国勢調査を除いた各年次の人口については、推計人口を年初（１月１日）現在で表した。
２．令和２年は、第 21 回国勢調査（令和２年 10 月１日現在）の人口である。
３．令和３年 11 月 10 日に国土交通省国土地理院において公表された改訂数値である。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

(2)　人口動態

尼崎市の人口動態は、表 3.1.2 に示すとおりである。

尼崎市における人口は、おおむね 45 万人で横ばいである。

表 3.1.2　尼崎市の人口動態

（単位：人）

年　次	年間増加数		年間総増加数	年初推計人口[2)]
	自然増加数	社会増加数		
平成29年	△1,349	933	△416	451,405
平成30年	△1,258	1,700	442	450,989
平成31年	△1,441	1,517	76	451,431
令和２年	△1,537	1,095	△442	451,507[3)]
令和３年	△1,993	△679	△2,672	459,394

（注）１．△は減少を示す。
２．尼崎市の推計人口は、５年ごとに実施される国勢調査人口に、住民基本台帳法に基づく増減数を加減して算出されるものである。
３．国勢調査時点における人口は、前月までの推計人口とは独立して公表されるため、国勢調査年次の前後においては、年間増減数と年初人口とでつじつまの合わない場合がある。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」　（令和４年３月、尼崎市）

3.1.2　土地利用

尼崎市の地目別地積は表 3.1.3 に、調査対象区域の土地利用現況図は図 3.1.2 に示すとおりである。

尼崎市における地目別地積は、いずれの年度も宅地の占める割合が高い。また、土地利用現況図によると、調査対象区域の国道 43 号以南の臨海部の土地利用は、工業系用地と公共公益系用地が大半を占めている。

表 3.1.3　尼崎市の地目別地積

（単位：㎡）

年次＼地目		田	畑	宅　地	池　沼	山　林	雑種他	道路、河川等	総　数
平成29年	非課税地積	435	1,763	2,409,085	23,370	・	2,116,587	17,654,605	22,205,845
	課税地積	687,072	198,774	26,517,511	―	・	1,110,798	―	28,514,155
平成30年	非課税地積	435	1,763	2,388,675	23,370	・	2,119,500	17,627,669	22,161,412
	課税地積	664,518	201,793	26,620,049	―	・	1,072,228	―	28,558,588
平成31年	非課税地積	435	1,763	2,404,368	23,370	・	2,065,471	17,645,329	22,140,736
	課税地積	656,817	201,753	26,649,512	―	・	1,071,182	―	28,579,264
令和２年	非課税地積	435	2,195	2,393,254	22,845	・	2,065,397	17,638,997	22,123,123
	課税地積	641,106	201,823	26,697,251	―	・	1,074,697	―	28,596,877
令和３年	非課税地積	435	2,195	2,400,272	22,845	96,957	1,880,293	17,607,377	22,010,374
	課税地積	627,864	199,465	26,722,669	―	4,141	1,155,487	―	28,709,626

（注）１．各年１月１日現在。
２．「―」は該当数字なし、「・」は数値の存在があり得ないものを示す。
３．非課税地積：地方税法第 348 条の規定によって非課税とされている土地（国・公有地、公用地、公共用地、保安林、墓地、境内地、学校用地等）の面積の合計。
４．山　林：システムの移行により令和３年からデータ抽出方法が変わったため、令和２年以前とは連動していない。
５．雑種他：ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地の合計。

出典：「尼崎市統計書　令和２年版」（令和３年３月、尼崎市）
「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

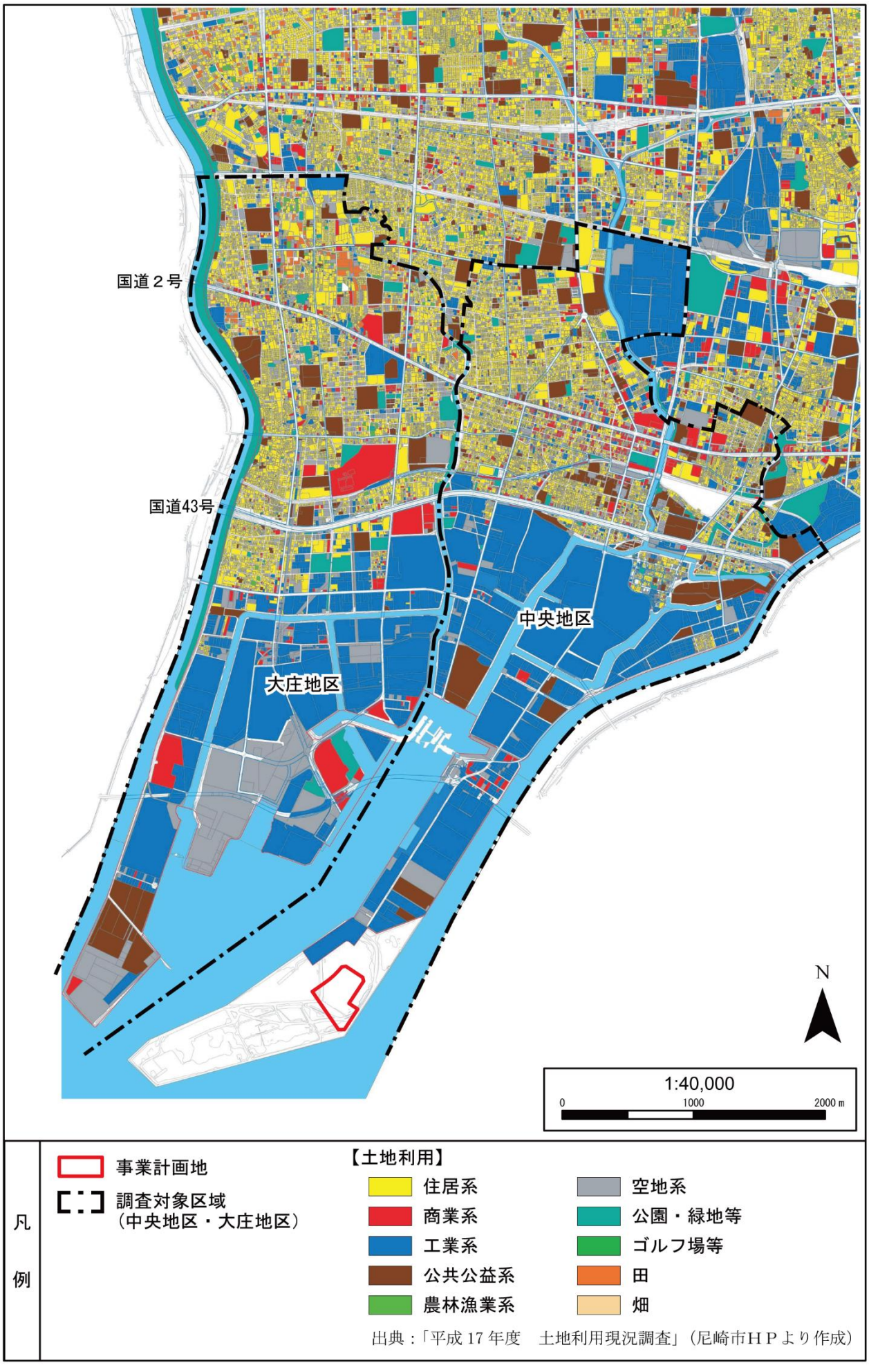

図 3.1.2　調査対象区域の土地利用現況

3.1.3 産　業

(1) 産業の構造

尼崎市の産業別人口は表 3.1.4 に、産業大分類事業所数及び従業者数は表 3.1.5 に示すとおりである。

尼崎市における平成 24 年以降の産業別人口は、いずれの年度も第３次産業が最も多く、総数は平成 26 年に最も多くなっている。平成 24 年と 28 年の産業別の従業者数では、第１次産業のウエイトは 0.05 ポイント上昇、第２次産業は 1.74 ポイント減少している。第３次産業は平成 26 年が最も多くなっている。

事業所数は、いずれの年度も卸売・小売業が最も多く、従業者数は製造業が最も多くなっている。

表 3.1.4　尼崎市の産業別従業者数

年　次	第１次産業[3)]		第２次産業[3)]		第３次産業[3)]		従業者数合計	
	総　数（人）	構成比（%）	総　数（人）	構成比（%）	総　数（人）	構成比（%）	総　数（人）	構成比（%）
平成24年	237	0.13	54,819	29.00	133,994	70.88	189,050	100.00
平成26年	297	0.14	54,139	26.25	151,816	73.61	206,252	100.00
平成28年	348	0.18	52,211	27.26	138,997	72.56	191,556	100.00

（注）１．平成 24 年２月１日、平成 26 年７月１日、平成 28 年６月１日現在。
２．構成比は四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。
３．産業分類については、「令和２年国勢調査 就業状態等基本集計結果」（令和４年５月、総務省統計局）に基づく。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）より作成

表 3.1.5　尼崎市の産業大分類事業所及び従業者数

産業（大分類）	平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数（事業所）	従業者数（人）	事業所数（事業所）	従業者数（人）	事業所数（事業所）	従業者数（人）
農林漁業	7	237	15	297	14	348
鉱業、採石業、砂利採取業	1	32	1	36	―	―
建設業	1,435	12,949	1,443	12,277	1,381	11,705
製造業	1,825	41,838	1,817	41,826	1,694	40,506
電気・ガス・熱供給・水道業	13	643	26	1,041	19	502
情報通信業	128	3,211	120	2,916	107	2,668
運輸業、郵便業	407	13,103	406	14,063	386	13,092
卸売業、小売業	4,398	35,045	4,334	35,880	4,067	35,070
金融業、保険業	228	3,553	222	3,449	205	3,478
不動産業、物品賃貸業	1,302	5,643	1,365	5,737	1,238	5,430
学術研究、専門・技術サービス業	511	6,445	527	6,616	533	6,958
宿泊業、飲食サービス業	2,941	18,499	2,904	17,187	2,724	17,577
生活関連サービス業、娯楽業	1,599	7,359	1,659	8,031	1,580	7,251
教育、学習支援業	488	4,143	642	7,572	533	4,320
医療、福祉	1,535	23,056	1,892	30,158	1,816	27,901
複合サービス事業	70	596	68	924	64	904
サービス業（他に分類されないもの）	990	12,698	993	13,945	972	13,846
公務（他に分類されるものを除く）	・	・	58	4,297	・	・
総　数	17,878	189,050	18,492	206,252	17,333	191,556

（注）１．総数には男女別の不詳を含む。
２．「―」は該当数字なし、「・」は数値の存在があり得ないものを示す。
３．平成 24 年２月１日現在、平成 26 年７月１日現在、平成 28 年６月１日現在。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

(2) 産業別生産量、出荷額など

(a) 農　業

(ｱ) 農家数及び農家人口

尼崎市の農家数及び農家人口は表 3.1.6 に、経営耕地面積（農業経営体）は表 3.1.7 に示すとおりである。

尼崎市における農家数及び販売農家人口は、平成 17 年以降減少傾向となっている。

表 3.1.6　尼崎市の農家数及び農家人口

年　次	農家数（戸）					販売農家人口（人）
	総　数	販売農家			自給的農家	
		総　数	専　業	兼　業		
平成17年	359	150	38	112	209	689
平成22年	334	152	40	112	182	651
平成27年	294	127	29	98	167	483
令和２年	260	107	―	―	153	―

（注）１．各年２月１日現在。
　　２．「―」は不詳であることを示す。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

表 3.1.7　尼崎市の経営耕地面積（農業経営体）

年　次	総面積		田		畑		樹園地	
	面　積 (a)	構成比 (%)	面　積 (a)	構成比 (%)	面　積 (a)	構成比 (%)	面　積 (a)	構成比 (%)
平成22年	7,040	100.00	4,496	63.86	2,410	34.23	134	1.90
平成27年	6,151	100.00	3,637	59.13	2,463	40.04	51	0.83
令和２年	5,192	100.00	2,278	43.88	2,864	55.16	50	0.96

（注）構成比は四捨五入を行っているため、各値と合計値が一致しない場合がある。

出典：「2010 年世界農林業センサス　兵庫県結果表」（平成 23 年 10 月、兵庫県）
「2015 年農林業センサス　兵庫県結果表」（平成 28 年 12 月、兵庫県）
「2020 年農林業センサス　農林業経営体調査結果の概要（確定値）」（令和３年４月、兵庫県）

(ｲ) 主要農作物の作付面積及び収穫量

尼崎市の主要農作物の作付面積及び収穫量は、表 3.1.8 に示すとおりである。

尼崎市における水稲の収穫量は、平成 28 年以降減少傾向となっている。

表 3.1.8　尼崎市の主要農作物の作付面積及び収穫量

年　次	水　稲			大　豆		
	作付面積 (ha)	10a当たり収量 (kg)	収穫量 (t)	作付面積 (ha)	10a当たり収量 (kg)	収穫量 (t)
平成28年	40	473	189	1	99	1
平成29年	38	477	181	1	98	1
平成30年	37	469	174	1	53	1
令和元年	37	474	175	1	74	1
令和２年	37	456	169	1	64	1

（注）平成 19 年結果より、市町村統計の公表は主要作物のみ。小数点以下数値の公表なし。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

(b) 製造業

尼崎市の製造業における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は表 3.1.9 に、製造業における産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（平成 30 年）は表 3.1.10 に示すとおりである。

尼崎市における令和２年における事業所数は 714 事業所、従業者数は 33,263 人、製造品出荷額等は年間約１兆 4,613 億円となっている。

表 3.1.9　尼崎市の製造業における事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移

年　次	事業所数[1)] （事業所）	従業者数[1)] （人）	製造品出荷額等[2)] （百万円／年間）
平成28年	809	34,009	1,377,550
平成29年	732	33,261	1,361,983
平成30年	716	32,647	1,368,173
令和元年	701	33,101	1,449,763
令和２年	714	33,263	1,461,334

（注）１．事業所数、従業者数は、各年６月１日現在（ただし、平成 28 年は「平成 28 年経済センサス－活動調査」（総務省統計局）による(平成 28 年６月１日現在)）。
２．製造品出荷額等は、前年間（ただし、平成 28 年は「平成 28 年経済センサス－活動調査」（総務省統計局）による(平成 27 年１年間)）。
３．従業者４人以上の事業所の集計である。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

表 3.1.10　尼崎市の製造業における産業中分類別事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（令和２年）

産業中分類	事業所数[1)]（事業所）	従業者数[1)]（人）	製造品出荷額等[2)]（百万円）
食料品	33	1,541	26,565
飲料・たばこ・飼料	1	12	x
繊維工業	10	123	526
木材・木製品	7	95	2,133
家具・装備品	2	36	x
パルプ・紙・紙加工品	22	947	73,915
印刷・同関連産業	18	536	9,467
化学工業	40	2,847	218,456
石油製品・石炭製品	1	8	x
プラスチック製品	37	1,470	48,743
ゴム製品	4	44	726
なめし革・同製品・毛皮	1	16	(2,008)
窯業・土石製品	27	814	29,439
鉄鋼業	46	3,748	246,890
非鉄金属	21	1,901	117,904
金属製品	168	3,875	90,710
はん用機械器具	54	1,846	46,158
生産用機械器具	104	3,012	94,246
業務用機械器具	12	688	17,270
電子部品・デバイス	13	981	20,358
電気機械器具	45	3,364	155,773
情報通信機械器具	8	2,465	133,811
輸送用機械器具	29	2,706	120,388
その他の製造業	11	188	5,848
総　数	714	33,263	1,461,334

（注）１．事業所数、従業者数は、令和２年６月１日現在。
２．製造品出荷額等は、令和元年１年間。
３．従業者４人以上の事業所の集計である。
４．「x」は事業所数僅少につき秘匿した数字を示す。
５．（ ）内の数値は、便宜上最寄りの秘匿分を合算したものである。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

(c) 商　業

尼崎市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は表 3.1.11 に、業種別状況（平成 28 年）を表 3.1.12 に示すとおりである。

尼崎市における事業所数は、平成 26 年に一旦減少したが、平成 28 年には増加した。また、従業者数、年間商品販売額は経年的に増加している。業種別状況（平成 28 年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業では機械器具卸売業、小売業では飲食料品小売業となっている。

表 3.1.11　尼崎市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移

年　次	事業所数[1)] （事業所）	従業者数[1)] （人）	年間商品販売額[2)] （万円）
平成24年	3,080	22,608	89,138,247
平成26年	3,014	23,972	91,450,193
平成28年	3,081	26,930	103,737,991

（注）１．事業所数、従業者数は、平成 24 年２月１日、平成 26 年７月１日、平成 28 年６月１日現在。
２．年間商品販売額は、調査実施前年の１月１日から 12 月 31 日までの１年間。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

表 3.1.12　尼崎市の業種別状況（平成 28 年）

	産業中分類	事業所数 [1)] （事業所）	従業者数 [1)] （人）	年間商品販売額 [2)] （万円）
卸売業	各種商品卸売業	1	9	x
	繊維・衣服等卸売業	19	200	x
	飲食料品卸売業	123	1,417	12,792,370
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	189	1,376	12,359,837
	機械器具卸売業	213	2,474	20,353,109
	その他の卸売業 [4)]	147	1,864	21,876,173
	合　　計	692	7,340	67,935,504
小売業	各種商品小売業	8	820	1,787,003
	織物・衣服・身の回り品小売業	402	1,701	2,307,444
	飲食料品小売業	755	9,243	14,289,394
	機械器具小売業	295	1,689	5,830,327
	その他の小売業 [5)]	867	5,649	10,008,074
	無店舗小売業	62	488	1,580,245
	合　　計	2,389	19,590	35,802,487
総　　数		3,081	26,930	103,737,991

（注）１．事業所数、従業者数は、平成 28 年６月１日現在。
２．年間商品販売額は、調査実施前年の１月１日から 12 月 31 日までの１年間。
３．「x」は発表の差し支えがあるものを示す。
４．その他の卸売業とは、家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業を示す。
５．その他の小売業とは、家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業を示す。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

3.1.4　利水等

(1)　河川水の利用状況

調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の一級河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）、蓬川水系の二級河川（蓬川）及び武庫川水系の二級河川（武庫川）が流れている。

「淀川水系神崎川圏域河川整備計画」（平成 27 年、兵庫県）及び「蓬川水系河川整備基本方針」（平成 26 年、兵庫県）によると、淀川水系神崎川圏域の河川のうち、左門殿川及び中島川は感潮区域であり、河川水の利用はない。また、庄下川及び旧左門殿川においても河川水の利用はない。一方、蓬川の法定河川区間も全て感潮区間であり、河川水の利用はない。武庫川においては、「武庫川水系河川整備基本方針」（平成 21 年、兵庫県）によると、「農業用水として利用されているほか、水道用水及び工業用水として利用されている」との記載であったが、現在は、農業用水としてのみ利用されている。

なお、阪神・淡路大震災における被災地域河川の状況を踏まえ、震災等による断水時に河川水を消防用水として利用することが地域防災計画に位置づけられている。

(2)　地下水の利用状況

尼崎市は地下水の採取規制「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））により全域で「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））の指定地域とされている。また、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））では建築物用地下水の採取に関する規制が定められている。

尼崎市の地下水の利用状況は、「地下水利用衛生対策要綱」（令和元年７月１日施行）によると、尼崎市内においては、地下水の飲用、食品関係施設での使用を禁止している。また、洗浄用水、散水用水、トイレ用水等として地下水を利用する場合は、関係する法令等の規定を遵守するとともに、必要に応じて、塩素殺菌等の衛生上の措置を行わなければならないと定められている。

(3)　漁業権の設定状況

調査対象区域には、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に基づく漁業権の設定区域は海面、内水面ともに存在しない。

3.1.5　都市施設等

(1)　公園、緑地等の分布状況及び利用状況

調査対象区域の公園、緑地等は、表 3.1.13 及び図 3.1.3 に示すとおりである。調査対象区域の公園、緑地等は、107 箇所となっている。

なお、調査対象区域に運動公園及び風致公園はない。

表 3.1.13(1)　調査対象区域の公園、緑地等

No.	名　称	種　別	所　在　地	面　積 (㎡)
1	水　明	総合公園	水明町199-１	19,533
2	武庫川河川敷緑地	都市緑地	西昆陽４丁目地先～平左衛門町地先	446,479
3	若　宮	街区公園	大物町２丁目42	1,090
4	北　浜	街区公園	東本町４丁目40	3,127
5	東町緑地	都市緑地	東本町１丁目42-６～東本町４丁目104-１	7,345
6	築　地	街区公園	築地南浜２丁目39	3,500
7	庄下川	街区公園	昭和通２丁目75	8,030
8	中　央	近隣公園	神田北通１丁目９　神田中通１丁目４	14,990
9	中　通	街区公園	東難波町３丁目496	545
10	難　波	街区公園	東難波町４丁目122	4,707
11	貴布祢	街区公園	西本町６丁目25	2,932
12	出屋敷	街区公園	南竹谷町２丁目64-１	1,915
13	梅の木	街区公園	西難波町５丁目162	2,337
14	東難波	街区公園	東難波町３丁目310	2,072
15	西難波	街区公園	西難波町２丁目208	2,971
16	浜田川	近隣公園	西難波町２丁目297	3,532
17	蓬　川	地区公園	崇徳院３丁目１	18,278
18	大　庄	近隣公園	菜切山町24	10,625
19	浜　田	近隣公園	浜田町２丁目132	10,433
20	下稲葉	街区公園	稲葉荘１丁目83	4,581
21	上稲葉	街区公園	稲葉荘３丁目92	2,896
22	北難波	街区公園	東難波町２丁目40	5,310
23	桜　木	街区公園	西本町３丁目34地先	130
24	戎橋街園	街　園	中在家町１丁目１	160
25	西本町街園	街　園	西本町１丁目４	100
26	南の口	街区公園	大島３丁目174	7,553
27	西稲葉	街区公園	稲葉荘２丁目78	423
28	口の開	街区公園	大庄西町２丁目125	1,013
29	中在家	街区公園	西本町４丁目42-１	832
30	道　意	近隣公園	道意町６丁目８	12,098
31	間　割	街区公園	道意町３丁目２-２	629
32	琴　浦	街区公園	道意町４丁目36	1,158
33	川　端	街区公園	武庫川町２丁目36-４	235
34	琴浦橋	街区公園	南竹谷町３丁目10	927
35	下　田	街区公園	道意町２丁目１	2,056
36	元　浜	街区公園	元浜町１丁目１-５	976
37	西向島	近隣公園	西向島町91	5,431

表 3.1.13(2)　調査対象区域の公園、緑地等

No.	名　称	種　別	所　在　地	面　積（㎡）
38	神　田	街区公園	神田中通３丁目83	2,083
39	中　洲	街区公園	西向島99-１	1,064
40	開　明	街区公園	開明町１丁目80-２	552
41	大庄東	街区公園	蓬川町295-10	430
42	十　間	街区公園	東難波町５丁目376	423
43	平　田	街区公園	西立花町４丁目271	687
44	東大島	街区公園	大庄北１丁目38	2,085
45	三十六	街区公園	稲葉元町３丁目12	878
46	東平田	街区公園	西立花町４丁目35	640
47	竹　谷	街区公園	北竹谷町２丁目107-４	978
48	西　駄	街区公園	大島１丁目509	1,040
49	北大物	街区公園	北大物町25-32	1,002
50	大物川緑地	都市緑地	東大物町１丁目125～南城内287	19,849
51	西大物緑地	緑　道	西大物町159	2,151
52	蓬川緑地	都市緑地	蓬川荘園460～南竹谷町３丁目10地先	33,670
53	西本町１丁目街園	街　園	西本町1丁目19	23
54	尼宝街園	街　園	大島３丁目35	58
55	二の丸	街区公園	北城内48-１	2,249
56	庄下川緑地	緑　道	開明町１丁目34地先	205
57	松島橋	街区公園	築地本町１丁目12　西松島町158	4,001
58	春　日	街区公園	大庄北４丁目165	5,891
59	道意街園	街　園	道意町６丁目７-７	86
60	難波新町	街区公園	東難波町５丁目403-１	1,459
61	今北高部屋	街区公園	稲葉元町２丁目293	1,438
62	北竹谷	街区公園	神田南通４丁目105	1,076
63	元浜西	街区公園	元浜町３丁目32	945
64	祇園橋緑地	都市緑地	武庫川町１丁目42～道意６丁目57-1	8,265
65	今北東	街区公園	西立花町３丁目401-３	900
66	今　北	街区公園	西立花町２丁目735	1,885
67	今北北	街区公園	西立花町２丁目334-１	1,564
68	芋	街区公園	稲葉元町２丁目166	2,000
69	成　文	街区公園	大島２丁目195	3,686
70	鳥　林	街区公園	西立花町５丁目65-１	1,743
71	東大島南緑地	都市緑地	大庄北５丁目376-１	1,594
72	宮　内	街区公園	宮内町３丁目180及び北竹谷町３丁目122	1,009
73	西難波北	街区公園	西難波町１丁目41	746
74	東大物	街区公園	東大物町２丁目101	966
75	出屋敷駅北緑地	都市緑地	竹谷町２丁目188	1,494
76	尼崎城址	近隣公園	北城内27	13,758
77	元浜緑地	都市緑地	元浜町１丁目、道意町６丁目	37,090
78	中難波	街区公園	東難波町５丁目281-１	1,004
79	西難波中	街区公園	西難波町１丁目282-１	653
80	弓場の先	街区公園	琴浦町36-３	1,166
81	東難波２丁目緑地	都市緑地	東難波町２丁目171-１	180
82	崇徳院	街区公園	崇徳院３丁目34-７	838
83	出屋敷西	街区公園	南竹谷町２丁目58	785

表 3.1.13(3)　調査対象区域の公園、緑地等

No.	名　称	種　別	所　在　地	面　積（㎡）
84	中在家緑地	都市緑地	中在家２丁目68	2,939
85	稲葉元町	街区公園	稲葉元町３丁目278	264
86	大庄北	街区公園	大庄北１丁目272	1,158
87	松　原	街区公園	浜田町１丁目６－２	898
88	西大物	街区公園	西大物164	2,838
89	築地中通３丁目緑地	都市緑地	築地中通３丁目79-４	80
90	築地本町４丁目緑地	都市緑地	築地本町４丁目77	90
91	築地中（愛称：築地中通こども公園）	街区公園	築地中通５丁目127	1,500
92	築地北浜１丁目緑地	都市緑地	築地北浜１丁目３-10	180
93	築地本町１丁目緑地	都市緑地	築地本町１丁目８－２	100
94	築地戎橋緑地	都市緑地	築地北浜５丁目119	502
95	築地南浜緑地	都市緑地	築地南浜３丁目69	1,353
96	丸　島	街区公園	丸島町17	1,115
97	芦原橋	街区公園	東難波町１丁目２	958
98	南城内緑地	都市緑地	南城内	4,129
99	今北五反田	街区公園	大庄北３丁目727	800
100	築地北浜緑地	都市緑地	築地北浜１丁目～５丁目	1,727
101	開明中	街区公園	開明町２丁目１	2,956
102	御園広場	広場公園	御園町27-３	165
103	明　倫	街区公園	蓬川町302-８	1,399
104	アルカイック広場	広場公園	昭和通２丁目72-３	1,854
105	南竹谷町３丁目緑地	都市緑地	南竹谷町３丁目６－６	427
106	大庄西町４丁目緑地	都市緑地	大庄西町４丁目46番６	345
107	尼崎市立魚つり公園	―	平左衛門町66	44,000
108	兵庫県立尼崎の森中央緑地	都市緑地	扇町33-４	291,000
109	尼崎のびのび公園	―	船出	―

（注）１．令和２年３月末日現在。
２．表中のNo.は、図 3.1.3 に対応している。
３．種別は、以下のとおりである。
街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
地区公園：主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
総合公園：都市住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
運動公園：都市住民の主として運動の用に供する公園
風致公園：主として風致を享受することを目的とする公園
都市緑地：主として都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地
広場公園：主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園
緑　　道：災害等における避難路の確保、市街地における安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とする緑地
４．尼崎のびのび公園は、既存資料に面積の記載がないため、面積は「－」と記載している。

出典：「公園・緑化のあゆみ　令和元年度緑化事業報告書」（令和３年、尼崎市）
「尼崎市都市公園配置図」（令和３年８月、尼崎市）
「兵庫県立尼崎の森中央緑地」（HP：https://www.hyogo-park.or.jp/amagasaki/）
「橘公園・小田南公園・西向島公園・猪名川公園・魚つり公園」（HP：https://amagasaki-park.com/plant5）
「ガイドマップあまがさき」
（尼崎市 HP：https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sogo_annai/003map2012.html）

図 3.1.3　調査対象区域の公園、緑地等

(2) 上水道の整備状況

尼崎市の上水道の給水状況は、表 3.1.14 に示すとおりである。

尼崎市の上水道普及率は、100%となっている。

尼崎市内へは、尼崎市の神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川浄水場及び尼崎浄水場から配水するとともに、兵庫県用水供給事業の多田浄水場からの上水と猪名川浄水場からの上水を野間ポンプ室で混合し市内へ配水している。

表 3.1.14 尼崎市の上水道の供給状況

区分 年度	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	一日最大配水量 (㎥)	一日平均配水量 (㎥)
平成28年度	450,765	240,606	100.0	167,868	152,421
平成29年度	450,721	242,239	100.0	165,430	150,465
平成30年度	451,179	244,176	100.0	165,731	148,919
令和元年度	451,481	245,425	100.0	156,650	146,275

(注) 各年度3月31日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

(3) 下水道の整備状況

尼崎市の下水道の整備状況は、表 3.1.15 に示すとおりである。

尼崎市の下水道普及率は、いずれの年度もほぼ100%となっている。

表 3.1.15 尼崎市の下水道の整備状況

年度	計画排水区域		管きょ整備区域		排水能力	処理区域		処理能力	普及率
	面積① (ha)	人 口 (人)	面積② (ha)	人 口 (人)	(㎥/秒)	面 積 (ha)	人 口 (人)	(㎥/日)	②/① ×100 (%)
平成28年度	4,055.1	458,000	4,054.5	450,722	289.5	4,054.5	450,722	198,766	99.9
平成29年度	4,055.1	458,000	4,054.5	450,679	292.7	4,054.5	450,679	198,766	99.9
平成30年度	4,055.1	458,000	4,054.5	451,179	294.7	4,054.5	451,138	188,167	99.9
令和元年度	4,055.1	458,000	4,054.5	451,481	295.5	4,054.5	451,440	203,900	99.9
令和２年度	4,055.1	458,000	4,054.5	450,233	297.3	4,054.5	450,192	203,900	99.9

(注) 各年度3月31日現在。

出典：「尼崎市統計書 令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

(4) 学校・病院等の配置状況

(a) 学校、保育園等

調査対象区域の学校、保育園等は、表 3.1.16 及び図 3.1.4 に示すとおりである。

表 3.1.16(1) 調査対象区域の学校、保育園等

No.	種 別	名 称	所在地
1	保育園(所)	サカエ保育園	稲葉元町３丁目 10-7
2		ゆりかご保育園	稲葉元町３丁目 20-12
3		おおしま保育園	稲葉荘１丁目６-20
4		いるか保育園	大庄北５丁目 21-20
5		大島南保育園	大庄西町２丁目 26-18
6		浜田保育園	崇徳院２丁目 116
7		大庄保育所	大庄中通５丁目 14-２
8		武庫川乳児保育所	大庄西町４丁目８番 24 号
9		どいゆうゆう保育園	道意町５丁目 36
10		もとはまなないろ保育園	元浜町４丁目 59-１
11		みどり野保育園	東難波町１丁目２-12
12		北難波保育所	西難波町６丁目 14-29
13		東難波乳児保育所	東難波町２丁目 10-９
14		梅の花保育園	東難波町３丁目 12-14
15		難波愛の園幼稚園 (認定こども園 難波愛の園幼稚園)	西難波町５丁目８-33
16		若葉保育園	東難波町４丁目７-３
17		あすなろこども園	宮内町３丁目 141 番地
18		駅前かしの木保育園	昭和南通３丁目１
19		慈愛保育園	東大物町１丁目３-７
20		開明かしの木こども園	開明町３丁目 22
21		尼崎ひまわり保育園	開明町２丁目 23
22		かしの木こども園	大物町１丁目 18-１
23		築地保育所	築地３丁目５-22
24	小規模保育事業所	学校法人 LABO-K学園 からたち幼稚園 ぴこぴこえんチャオ	東大物町１丁目５-５
25	子育て交流	びすけっと	稲葉荘１-７-21 木村ビル
26		まかろん	開明町２丁目 25

（注）表中のNo.は、図 3.1.4 に対応している。

出典：「公立保育所の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「法人保育園の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「小規模保育事業所の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「子育て交流の一覧」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1.16(2)　調査対象区域の学校、保育園等

No.	種　別	名　　称	所在地
27	幼稚園	大島幼稚園	稲葉荘１丁目９-25
28		みのり幼稚園	元浜町２丁目 58
29		竹谷幼稚園	北竹谷町２丁目 36 番地
30		からたち幼稚園	東大物町１丁目５－５
31	小学校	大島小学校	稲葉荘２丁目 10-７
32		浜田小学校	浜田町３丁目 110 番地
33		成文小学校	大島２丁目 33-１
34		大庄小学校	大庄中通４-43
35		成徳小学校	蓬川町 302 番地の２
36		わかば西小学校	武庫川町１丁目 25 番地
37		難波の梅小学校	西難波町６-14-57
38		難波小学校	東難波町４丁目３-40
39		竹谷小学校	北竹谷町２丁目 36 番地
40		明城小学校	南城内 10 番地の１
41	中学校	大庄北中学校	大庄北１丁目８－１
42		大庄中学校	菜切山町 37 番地の１
43		成良中学校琴城分校	南城内 10 番地の２
44	高等学校	尼崎西高等学校	大島２丁目 34-１
45		尼崎高等学校	北大物町 18-１
46		琴ノ浦高等学校	北城内 47 番地の１

（注）表中のNo.は、図 3.1.4 に対応している。

出典：「市立幼稚園一覧」（尼崎市 Web サイト）
「私立幼稚園（認定こども園含む）の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「市立小学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「市立中学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「市立高等学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）
「兵庫県立高等学校の一覧」（尼崎市 Web サイト）

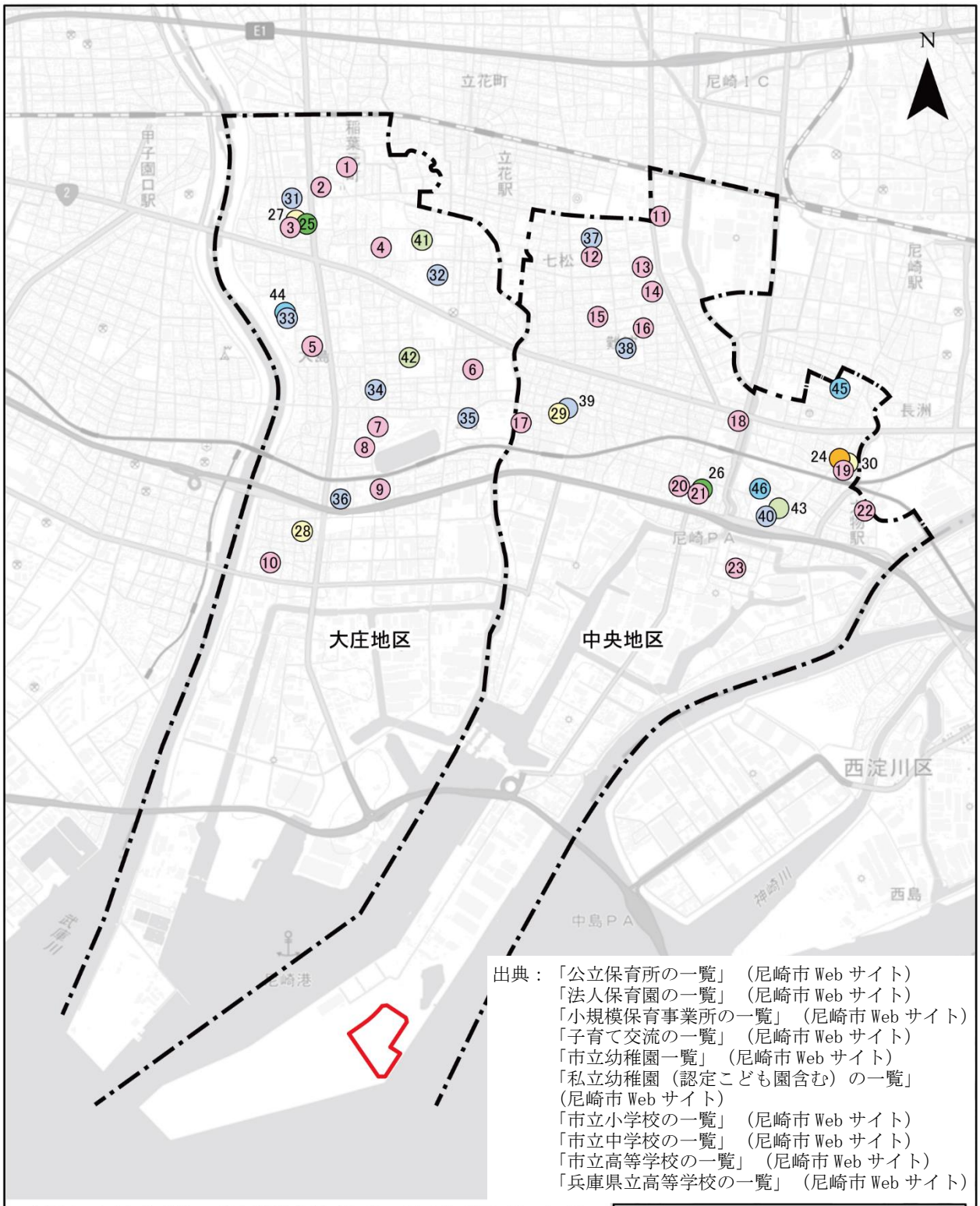

図 3.1.4　調査対象区域の学校、保育園等

(b) 医療施設、福祉施設、文化施設

調査対象区域の医療施設、福祉施設、文化施設は、表 3.1.17～3.1.19 及び図 3.1.5 に示すとおりである。

表 3.1.17 調査対象区域の医療施設

No.	種 別	名 称	所 在 地
1	医療施設	独立行政法人 労働者健康安全機構 関西労災病院	稲葉荘３丁目１番 69 号
2		医療法人 純徳会 田中病院	武庫川町２丁目２番地
3		兵庫県立 尼崎総合医療センター	東難波町２丁目 17 番 77 号
4		医療法人 岡田病院	西難波町４丁目５番 18 号
5		安藤病院	東難波町５丁目 19 番 16 号
6		医療法人 緑清会 樋口胃腸病院	昭和通１丁目 17 番６号
7		近藤病院	昭和通４丁目 114 番地
8		医療法人社団 西宮回生病院 大原病院	宮内町１丁目９番地
9		中馬病院	開明町３丁目 29 番地

（注）表中のNo.は、図 3.1.5 に対応している。

出典：「兵庫県内病院一覧」（兵庫県 Web サイト）

表 3.1.18 調査対象区域の福祉施設

No.	種 別	名 称	所 在 地
11	介護老人保健施設	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町４丁目３-９
12		介護老人保健施設なにわローランド	東難波町１丁目３-10
13	（老人保健施設）	フローリス介護老人保健施設	西難波町６丁目 11-６
14		老人保健施設友の家	東本町２丁目 51
15	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北３丁目 15-１
16		特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島３丁目９-１
17		特別養護老人ホームほがらか苑	東本町４丁目 103-11

（注）表中のNo.は、図 3.1.5 に対応している。

出典：「介護保険施設（老人福祉施設）の一覧」
「特別養護老人ホームの一覧」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1.19 調査対象区域の文化施設

No.	名 称	所 在 地
21	尼崎市総合文化センター	昭和通２丁目７-16
22	中央図書館	北城内 27
23	尼崎市立歴史博物館（旧尼崎市立文化財収蔵庫）	南城内 10 番地の２
24	尼崎城	北城内 27

（注）表中のNo.は、図 3.1.5 に対応している。

出典：「文化施設の一覧」（尼崎市 Web サイト）

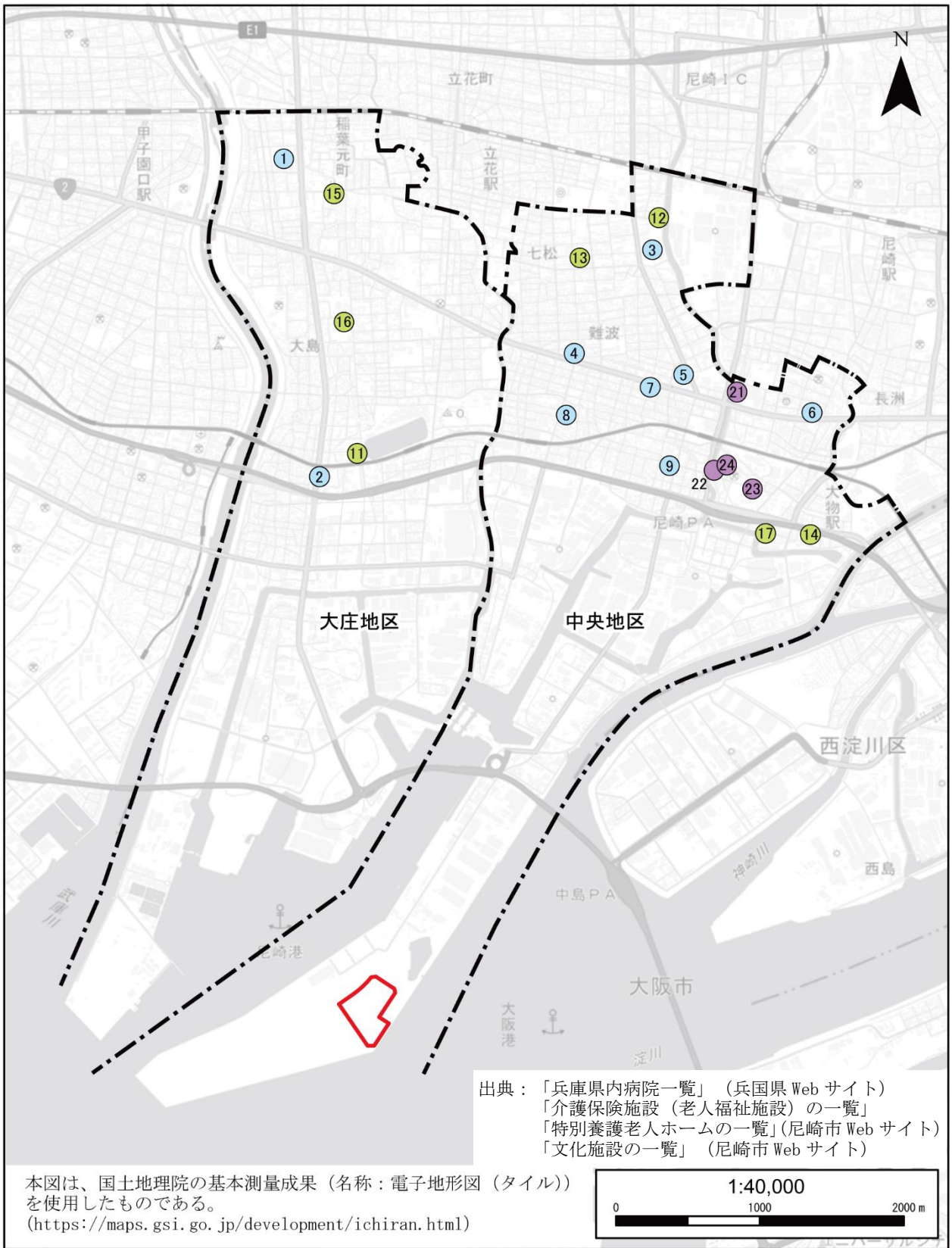

図 3.1.5　調査対象区域の医療施設、福祉施設、文化施設

3.1.6 交　通

(1) 道路交通

調査対象区域の主な道路網及び自動車交通量調査結果は、表 3.1.20 及び図 3.1.6 に示すとおりである。

調査対象区域の道路網は、高速大阪西宮線（阪神高速３号神戸線）、高速湾岸線（阪神高速５号湾岸線）、一般国道２号及び一般国道 43 号が東西方向に通り、事業計画地周辺には一般県道の尼崎港線（県道 57 号）が南北方向に通っている。このほか、調査対象区域の東側には一般県道の昭和東本町線、西側には尼崎港崇徳院線及び甲子園尼崎線が南北に通っている。

調査対象区域の自動車交通量調査結果は、高速大阪西宮線の尼崎市武庫川町１丁目（区間番号「5060」）で 74,166 台と最も多い。

表 3.1.20　調査対象区域の自動車交通量調査結果（平成 27 年度 道路交通センサス）

（単位：台）

路線名	調査単位区間番号	交通量観測地点地名	昼間12時間自動車類交通量（上下線合計）			24 時間自動車類交通量（上下線合計）		
			小型車	大型車	合　計	小型車	大型車	合　計
高速大阪西宮線（阪神高速３号神戸線）	5050	尼崎市西本町６丁目	36,136	5,743	41,879	51,908	10,171	62,079
	5060	尼崎市武庫川町１丁目	43,570	7,060	50,630	61,812	12,354	74,166
高速湾岸線（阪神高速５号湾岸線）	5120	西宮市高須町１丁目	23,593	16,943	40,536	30,282	24,069	54,351
	5130	尼崎市西海岸町	28,073	20,070	48,143	36,039	28,123	64,162
	5140	尼崎市東海岸町	26,518	17,941	44,459	34,289	25,389	59,678
一般国道２号	10010	尼崎市杭瀬北新町３丁目	20,695	2,861	23,556	29,802	3,599	33,401
	10020	西宮市津門大塚町	16,706	1,136	17,842	22,626	1,431	24,057
一般国道 43 号	10860	尼崎市東本町２丁目	24,045	16,836	40,881	37,000	23,127	60,127
尼崎池田線	40710	尼崎市久々知西町２丁目	17,319	5,086	22,405	(24,181)	(6,738)	(30,919)
尼崎宝塚線	41930	尼崎市稲葉元町２丁目	12,927	3,463	16,390	(17,643)	(4,484)	(22,127)
尼崎港線（県道 57 号）	42370	尼崎市大高州町	3,036	5,392	8,428	(5,207)	(5,834)	(11,041)
	42380	尼崎市東向島東之町	5,263	4,340	9,603	(7,811)	(4,865)	(12,676)
	42390	尼崎市神田北通１丁目	7,320	3,296	10,616	(10,129)	(3,884)	(14,013)
米谷昆陽尼崎線	60760	尼崎市尾浜町１丁目	17,653	2,944	20,597	23,333	4,003	27,336
	60770	尼崎市東難波町３丁目	10,829	2,314	13,143	(14,534)	(3,078)	(17,612)
尼崎港崇徳院線（県道 192 号）	61290	尼崎市大浜町１丁目	5,499	3,190	8,689	(7,738)	(3,645)	(11,383)
	61300	尼崎市元浜町２丁目	3,690	2,801	6,491	(5,310)	(3,128)	(8,438)
	61310	尼崎市大庄西町１丁目	8,331	2,506	10,837	(11,292)	(3,121)	(14,413)
昭和東本町線	63300	尼崎市東大物町２丁目	7,593	2,798	10,391	(10,346)	(3,370)	(13,716)
甲子園尼崎線	63320	尼崎市西高州町	5,981	4,650	10,631	(8,720)	(5,207)	(13,927)

（注）１．昼間 12 時間：午前７時～午後７時とする。
24 時間：午前７時～翌日の午前７時又は午前０時～翌日の午前０時とする。
２．調査単位区間番号は、図 3.1.6 に対応している。
３．調査単位区間番号の 5120，10010、10020，40710，60760 については、観測地点は調査対象区域外であるが、調査単位区間は調査対象区域内であるため掲載した。
４．（ ）内の数値は、昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推計した値である。

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（兵庫県 Web サイト）
「平成 27 年度道路交通センサス交通量・区間設定図（阪神南・阪神北県民局版）」（兵庫県 Web サイト）

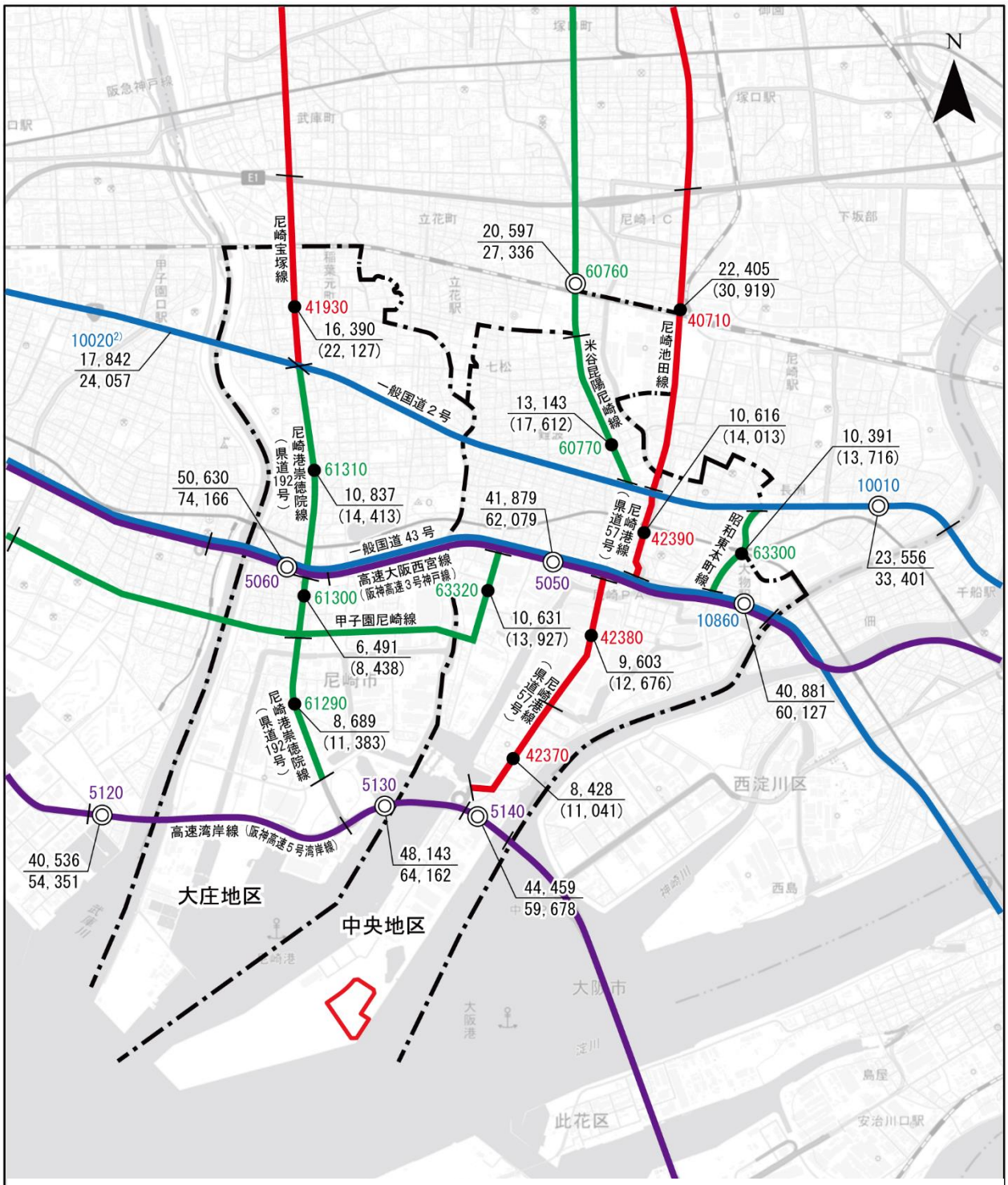

出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（兵庫県 Web サイト）
「平成 27 年度道路交通センサス交通量・区間設定図（阪神南・阪神北県民局版）」（兵庫県 Web サイト）

本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
(https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)

1:50,000
0　1000　2000 m

凡例

- 事業計画地
- 調査対象区域（中央地区・大庄地区）

【道路網】

- 高速道路・有料道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- ◎ 平日24時間観測地点
- ● 平日12時間観測地点
- 5050 交通調査基本区間番号
- 41, 879 / 62, 079 交通量（上段：平日12時間 下段：平日24時間 ( )内は推定交通量）

（注）１．図中の数字は、表3.1.20に対応している。
２．10020の観測地点は、西宮市津門大塚町のため図枠外である。

図 3.1.6　調査対象区域の主要な道路網と交通量観測地点

(2) 鉄道交通

調査対象区域及びその周辺の鉄道利用状況は表 3.1.21 に、鉄道網は図 3.1.7 にそれぞれ示すとおりである。

調査対象区域及びその周辺の鉄道は、東西に延びた阪神電気鉄道株式会社（阪神電鉄）と西日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ西日本）があり、７駅が存在する。また、阪神本線の尼崎駅とＪＲ西日本神戸線の尼崎駅の利用者数が比較的多い。

表 3.1.21　調査対象区域の鉄道利用状況

（単位：人）

駅＼年	阪神電鉄[2)]										ＪＲ西日本[3)]			
	大物		尼崎		出屋敷		尼崎センタープール前		武庫川		尼崎		立花	
	総数	定期	総数	定期	総数	定期	総数	定期	総数	定期	総数	定期	総数	定期
平成28年	7,908	3,742	52,383	24,846	11,594	5,661	9,475	4,473	29,263	14,225	44,733	30,393	25,302	17,560
平成29年	7,643	3,719	53,377	25,294	12,130	5,829	9,655	4,399	28,756	14,170	45,110	30,735	25,250	17,604
平成30年	7,960	3,866	54,168	25,601	12,071	5,874	9,584	4,367	29,294	14,571	45,439	31,121	25,008	17,486
令和元年	8,571	4,151	54,487	25,800	12,677	6,265	10,721	4,476	29,867	14,936	45,927	31,666	24,991	17,513
令和２年	4,736	2,649	32,287	17,525	9,956	5,710	7,581	4,036	22,592	12,968	37,656	27,861	20,761	15,362

（注）１．駅名は、図 3.1.7 に対応している。
２．阪神電鉄の利用者は、１～12 月の単純平均で、乗客と降客の人数を合計したものである。
３．ＪＲ西日本の利用者数は、乗客１日平均である。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

(3) 海上交通

調査対象区域が位置する尼崎西宮芦屋港の入港船舶数は、表 3.1.22 に示すとおりである。

尼崎西宮芦屋港の入港船舶数は、平成 28 年から減少傾向にある。

表 3.1.22　尼崎西宮芦屋港の入港船舶数

年次	総数		内航		外航	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
平成28年	4,348	2,942,747	4,196	2,653,408	152	289,339
平成29年	4,238	2,916,887	4,080	2,595,022	158	321,865
平成30年	4,045	2,674,487	3,952	2,470,306	93	204,181
令和元年	3,888	2,493,786	3,835	2,341,260	53	152,526
平成２年	3,836	4,512,846	3,792	4,290,019	44	222,827

（注）各年 12 月 31 日現在。

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

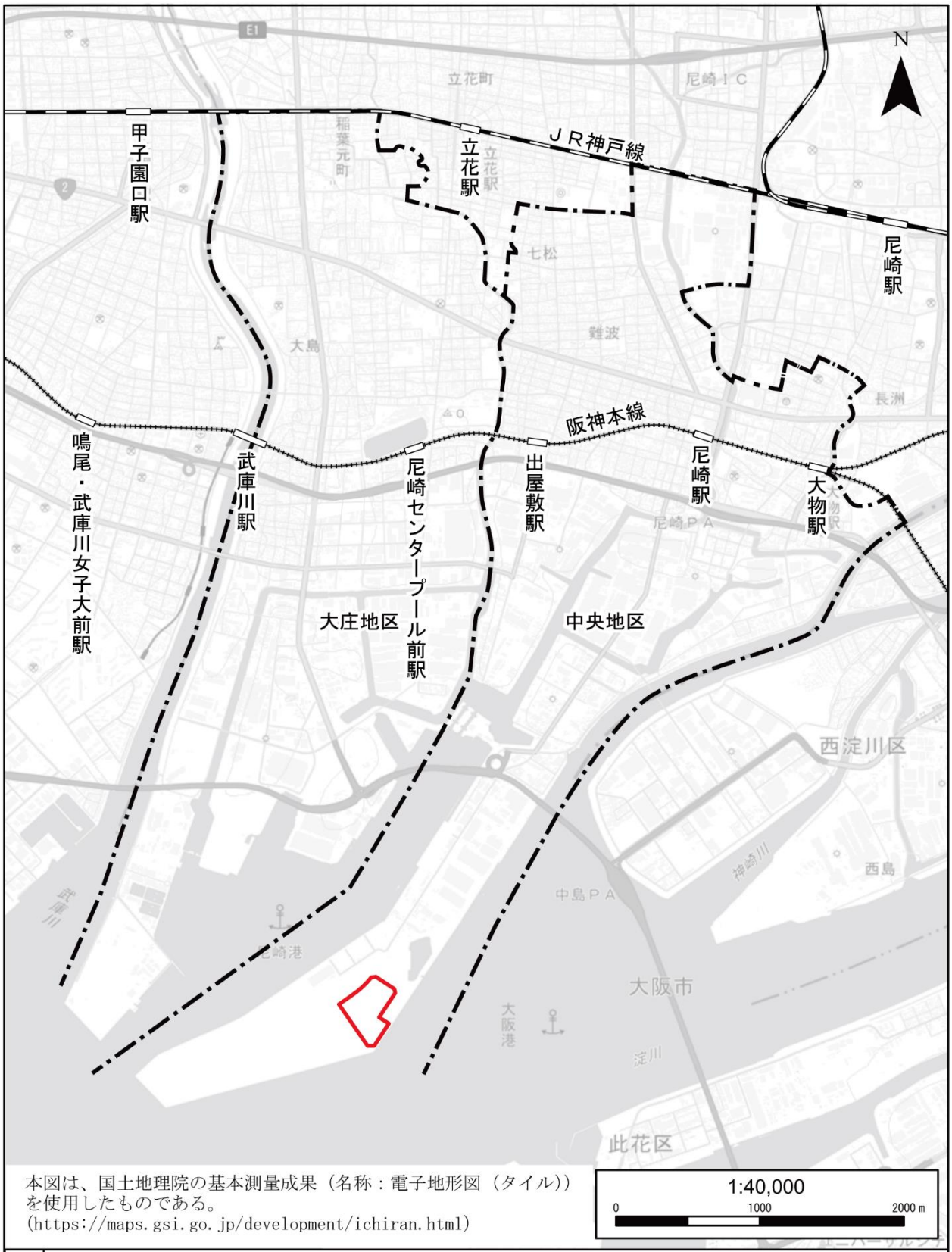

図 6.1.7　調査対象区域の鉄道網

3.1.7　文化財

「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））、「兵庫県文化財保護条例」（昭和 39 年条例第 58 号（最終改正：令和３年条例第 24 号））、「尼崎市文化財保護条例」（昭和 57 年条例第７号）に基づく調査対象区域の登録文化財・指定文化財は、表 3.1.23 及び図 3.1.8 に示すとおりである。

また、調査対象区域の埋蔵文化財包蔵地は、表 3.1.24 及び図 3.1.8 に示すとおりである。

表 3.1.23(1)　調査対象区域の登録文化財・指定文化財

No.	指定状況	種　類	名　　称	住　　所	数　量	所有者（管理者）
1	国登録	建造物	尼崎市立大庄公民館（旧大庄村役場）	尼崎市大庄西町３－６－14	１棟	尼崎市
2			島中家住宅主屋	尼崎市大庄北二丁目 126	１棟	個　人
3			島中家住宅蔵		１棟	
4			島中家住宅中蔵		１棟	
5			島中家住宅東蔵		１棟	
6			島中家住宅納屋		１棟	
7			島中家住宅仕切塀		１棟	
8			尼崎市役所開明庁舎（旧開明尋常小学校校舎）	尼崎市開明町２－１－１	１棟	尼崎市
9			本田家住宅主屋	尼崎市西本町２-91	１棟	個　人
10			本田家住宅巽蔵		１棟	
11			本田家住宅乾蔵		１棟	
12	国指定	彫　刻	木造日隆上人坐像	尼崎市開明町３-13	１躯	本興寺
13		建造物	本興寺 開山堂（附、棟札２枚）		１棟	
14			本興寺 三光堂		１棟	
15			本興寺 方丈(附、棟札２枚)		１棟	
16			長遠寺 本堂(附、棟札２枚)	尼崎市寺町 10	１棟	長遠寺
17			長遠寺 多宝塔（附、棟札５枚）		１棟	
18		工　芸	本興寺 太刀銘恒次	尼崎市開明町３-13	１口	本興寺
19			太刀銘守家	尼崎市西本町北通３-93	１口	尼信文化基金
20	県指定	建造物	長遠寺 鐘楼	尼崎市寺町 10	１棟	長遠寺
21			長遠寺 客殿		１棟	
22			長遠寺 庫裡		１棟	
23			本興寺 鐘楼	尼崎市開明町３-13	１棟	本興寺
24			旧小阪家住宅	尼崎市扇町33番地４（兵庫県立尼崎の森中央緑地内）	１棟	兵庫県
25		書　跡	大覚寺 文書	尼崎市寺町９	56 点	大覚寺
26		歴史資料	摂津職河辺郡猪名所地図	尼崎市南城内 10-２	１点	尼崎市
27	市指定	建造物	如来院石造笠塔婆	尼崎市寺町 11	１基	如来院
28			本興寺 三光堂向唐門	尼崎市開明町３-13	１棟	本興寺
29			本興寺 笠塔婆		１棟	

（注）表中のNo.は、図 3.1.8 に対応している。

出典：「尼崎の文化財」（尼崎市 Web サイト）
「文化財の指定」（兵庫県教育委員会 Web サイト）

表 3.1.23(2)　調査対象区域の登録文化財・指定文化財

No.	指定状況	種　類	名　　称	住　　所	数量	所有者(管理者)
30	市指定	建造物	大覚寺弁 財天堂（附、弁財天社１棟･棟札１枚）	尼崎市寺町９	１棟	大覚寺
31			難波八幡神社 本殿（附、高欄擬宝珠２点）	尼崎市東難波町３－６-15	１棟	難波八幡神社
32			如来院 本堂・表門（附、棟札１枚、箱入）	尼崎市寺町 11	各１棟	如来院
33			善通寺 本堂(附、紙本墨画龍図(旧内陣天井画)１面)	尼崎市寺町３	１棟	善通寺
34		絵　画	絹本著色涅槃図	尼崎市寺町 10	１幅	長遠寺
35			海北友松筆押絵貼屏風	尼崎市開明町３-13	六曲一双	本興寺
36			紙本着色日蓮大聖人註画讃	尼崎市寺町 10	５巻	長遠寺
37			新曲図扇面	尼崎市南城内 10-2	30 面	尼崎市
38			絹本著色顕如上人画像	尼崎市大物町１-17-36	１幅	西教寺
39		工　芸	鰐口・雲板	尼崎市寺町 10	３口･１口	長遠寺
40			銅鐘	尼崎市寺町 11	１口	如来院
41			豊臣秀吉菊桐紋蒔絵厨子 桑山重晴木像黒漆厨子	尼崎市大島３-17-３	各１基	宝樹院
42			刀 銘摂州尼崎住藤原国幸	尼崎市南城内 10-２	１口	尼崎市
43		彫　刻	木造達磨大師坐像	尼崎市浜田町１－７	１躯	興禅寺
44		古文書	本興寺 文書	尼崎市開明町３-13	49 点	本興寺
45			長遠寺 文書	尼崎市寺町 10	８点	長遠寺
46			杭瀬庄雑掌申状案	尼崎市南城内 10-２	１点	尼崎市
47			東大寺領荘園文書		２巻（各３通）・２通	
48			日蓮書状（乙御前舟御書）	尼崎市寺町 10	１幅	長遠寺
49			日蓮筆曼荼羅本尊		１幅	
50			天龍寺関係文書	尼崎市南城内 10-２	４帖１通	尼崎市
51			寺岡家文書		１巻（４通）	個人蔵
52			豊臣秀吉朱印状(建部寿得軒他二名宛)		１幅	尼崎市
53			足利義詮書状		１幅	
54			豊臣秀次朱印状		１幅	
55			足利義教御判御教書		１通	
56			豊臣秀吉朱印状(堀田三左衛門尉宛)		１幅	
57		考古資料	流水文銅鐸	尼崎市開明町３-13	１口	本興寺
58			水堂古墳出土品(附、封土中・封土上面出土土器)	尼崎市南城内 10-２	一括	尼崎市
59			重圏素文鏡		１面	
60			板碑　阿弥陀坐像板碑・地蔵立像板碑	尼崎市大庄北２－７－１	２基	東光寺

（注）表中のNo.は、図 3.1.8 に対応している。

出典：「尼崎の文化財」（尼崎市 Web サイト）
「文化財の指定」（兵庫県教育委員会 Web サイト）

表 3.1.23(3)　調査対象区域の登録文化財・指定文化財

No.	指定状況	種　類	名　　称	住　　所	数量	所有者(管理者)
61	市指定	考古資料	東園田遺跡出土 イイダコ壺	尼崎市南城内 10-2	490 個	尼崎市
62			東園田遺跡出土 玉杖形木製品		1 点	
63			武庫庄遺跡出土 大型掘建柱建物柱根		8 本	
64		歴史資料	尼崎城下風景図(附、尼崎城及び城下関係資料)		1 点	
65			浅葱糸威二枚胴具足(附、桜井神社所蔵資料)	尼崎市西本町北通 3-93	81 点	桜井神社・尼信文化基金
66			長洲天満神社絵馬(附、奉納者名木札　1枚)	尼崎市南城内 10-2	27 面	尼崎市
67			銀拾匁札版木		1 組	
68			享保元年尼崎城堀浚願図		1 枚	
69			安永七年尼崎城石垣櫓修補願図		1 舗	
70			寛文十年頃尼崎城下絵図		1 枚	個人蔵
71			延宝頃尼崎城下絵図	尼崎市西本町 6-246	1 枚	貴布禰神社

（注）表中のNo.は、図 3.1.8 に対応している。

出典：「尼崎の文化財」（尼崎市 Web サイト）
「文化財の指定」（兵庫県教育委員会 Web サイト）

表 3.1.24　調査対象区域の埋蔵文化財包蔵地

No.	種　別	名　称	住　　所
a	城館跡	尼崎城跡	尼崎市北城内、南城内他
b	包含地	辰巳橋遺跡	尼崎市東本町１丁目
c	包含地	大物遺跡	尼崎市大物町２丁目

（注）表中のNo.は、図 3.1.8 に対応している。

出典：「尼崎の埋蔵文化財」（尼崎市 Web サイト）／地図情報あまがさき「遺跡分布図」

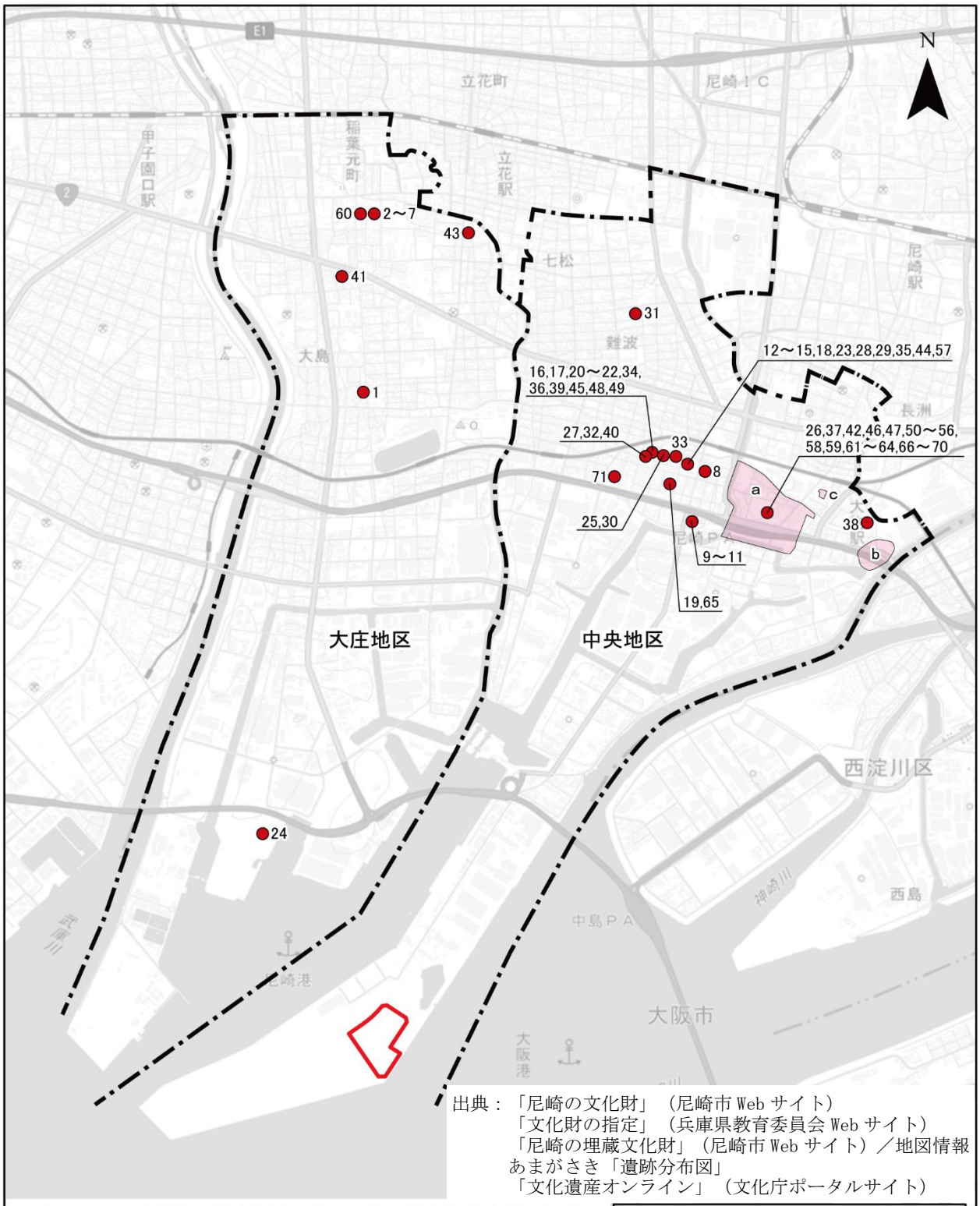

図 3.1.8　調査対象区域の登録文化財・指定文化財、埋蔵文化財包蔵地

3.1.8　関係法律・条例などによる指定・規制など

(1)　都市計画法に基づく地域地区等の指定

(a)　用途地域

尼崎市の用途地域の面積及び構成比は表 3.1.25 に、調査対象区域の用途地域指定状況は図 3.1.9 に示すとおりである。

調査対象区域の用途地域は、国道 43 号以南が主として工業専用地域、国道 43 号以北が第１種住居地域・第１種中高層住居専用地域等に指定されており、事業計画地は工業専用地域に指定されている。

表 3.1.25　尼崎市の用途地域の面積及び構成比

（令和３年３月 31 日現在）

区域区分・用途地域			面　積 (ha)	構成比 (%)	特　　性
都市計画区域	市街化区域面積	第１種低層住居専用地域	87	1.8	低層住宅の良好な環境保護のための地域
		第１種中高層住居専用地域	1,175	25.0	中高層住宅の良好な環境を守るための地域
		第２種中高層住居専用地域	289	6.1	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域
		第１種住居地域	870	18.5	住居の環境を守るための地域
		第２種住居地域	167	3.5	主に住居環境を守るための地域
		準住居地域	126	2.7	道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
		近隣商業地域	186	4.0	近隣の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域
		商業地域	87	1.8	店舗、事務所等の業務利便の増進を図る地域
		準工業地域	396	8.4	環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域
		工業地域	545	11.6	工業の利便の増進を図る地域
		工業専用地域	781	16.6	専ら工業の利便の増進を図るための地域
		計	4,709	100.0	計画的な市街化を図る区域
	市街化調整区域		—	—	市街化区域以外の区域で市街化を抑制すべき区域
					公有水面を含む行政区域の全部

出典：「尼崎市統計書　令和３年版」（令和４年３月、尼崎市）

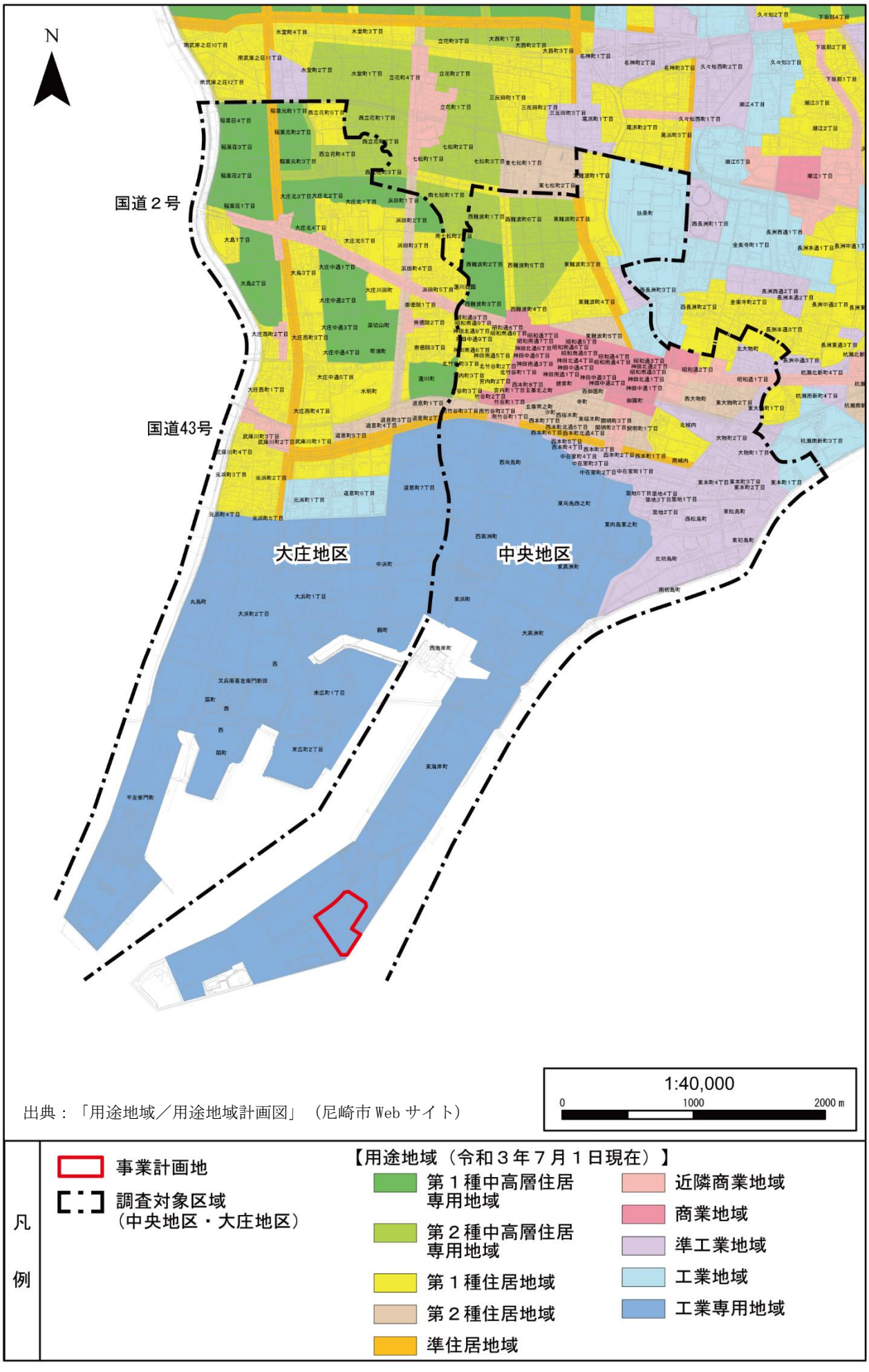

図 3.1.9　調査対象区域の用途地域指定状況

(b) 特別用途地区

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区として、「特別用途地区」が規定されている。調査対象区域の特別用途地区は、表 3.1.26 及び図 3.1.10 に示すとおりであり、事業計画地においては指定されていない。

表 3.1.26　調査対象区域の特別用途地区

（令和元年８月１日尼崎市告示第 110 号）

No.	地区の名称	位　　置	主な用途制限	都市計画決定日
1	都心商業・業務特別用途地区	御園町、東御園町、神田中通１丁目、神田北通１丁目、東難波町５丁目の各一部	（規制）ぱちんこ屋等、個室付浴場等	2004年３月４日
2	工業保全型特別工業地区	扶桑町	（規制）住宅、共同住宅、遊戯施設、物販店舗等	2007年３月15日
3	中央・三和商店街特別用途地区	神田中通４～５丁目、昭和通６～７丁目、昭和南通６～７丁目、神田北通２～６丁目、神田中通２～６丁目、神田南通１～３丁目、建家町、玄番北之町の各一部	（規制）遊戯施設、１階部分が住宅又は共同住宅の住戸等	2007年12月25日
4	住工共存型特別工業地区	工業地域及び準工業地域の各一部	（規制）住環境形成に影響のある工場や危険物貯蔵施設等のほか、大規模商業施設、風俗遊戯施設等	2010年１月４日

（注）１．表中のNo.は、図 3.1.10 に対応している。
２．主な用途制限については、建築基準法第 49 条の規定に基づく市条例で定めている。

出典：「特別用途地区」（尼崎市 Web サイト）

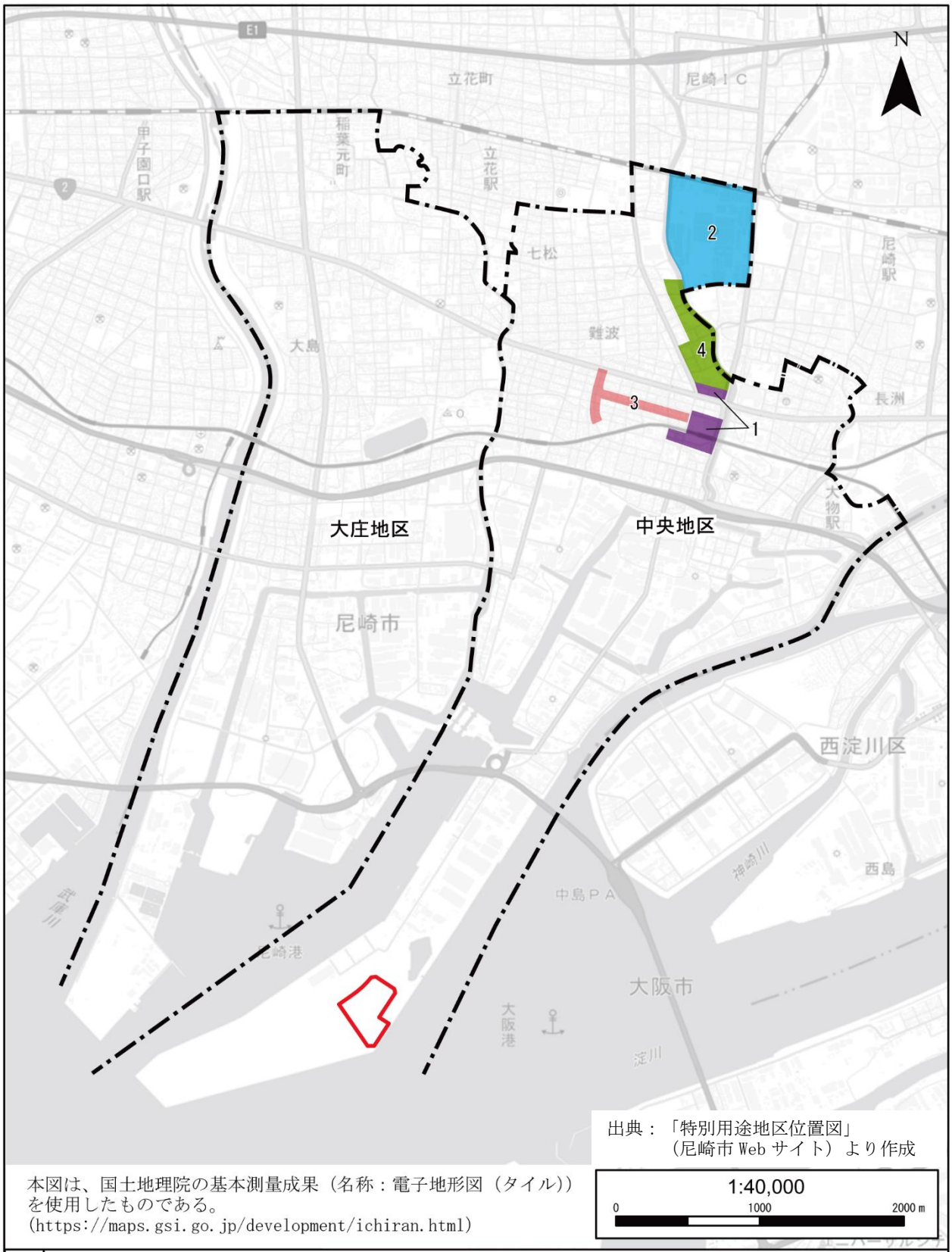

図 3.1.10　調査対象区域の特別用途地区

(c) 風致地区及び市街化調整区域

「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では市街化を抑制すべき区域として「市街化調整区域」が、都市の風致を維持するため定める地区として「風致地区」が規定されている。

市街化調整区域については、図 3.1.11 に示すとおり武庫川等の河川と尼崎西宮芦屋港の公有水面において指定されており、事業計画地においては指定されていない。

風致地区については、尼崎市において指定されていない。

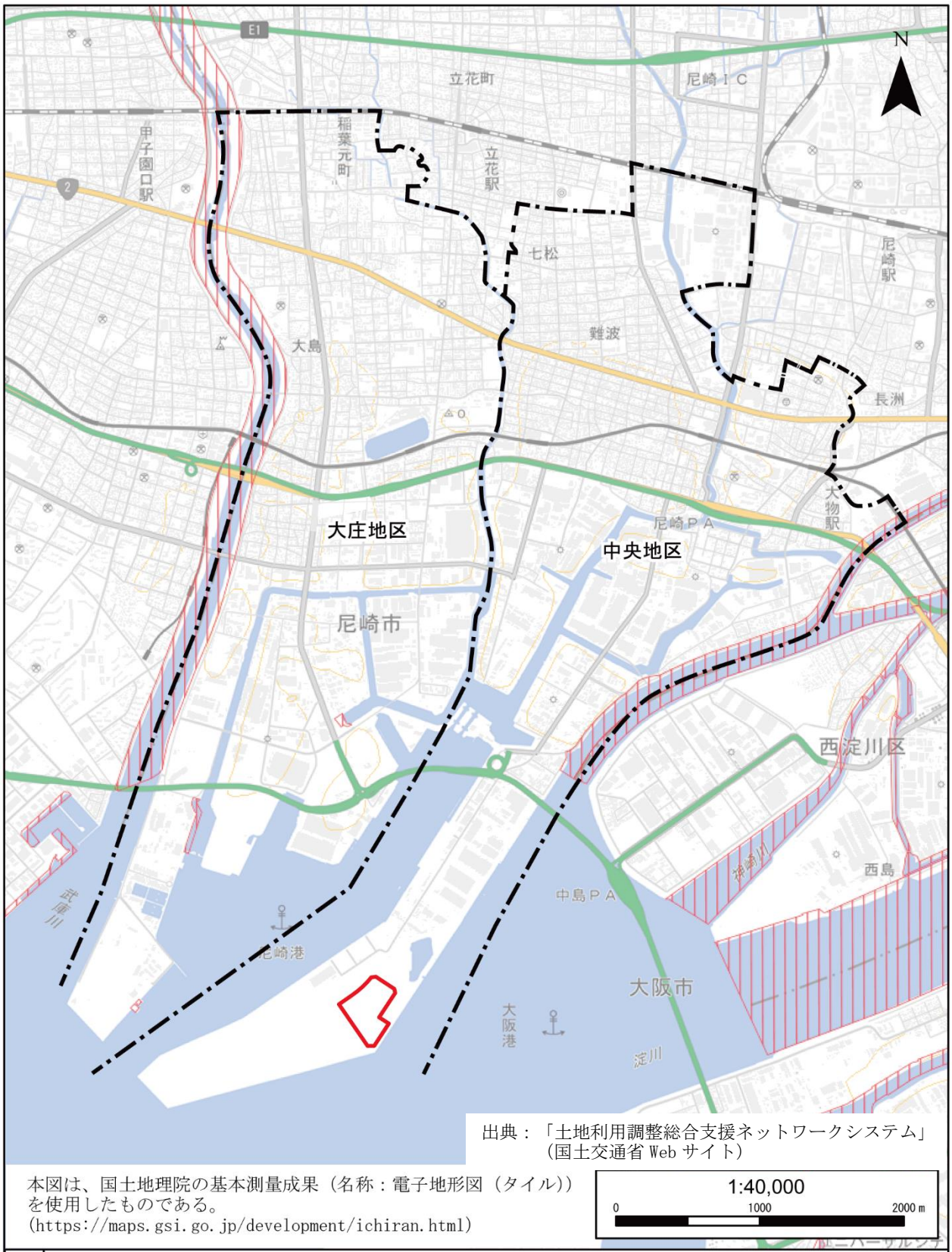

図 3.1.11　調査対象区域及びその周辺の市街化調整区域

(2) 環境法令による地域・区域等の指定状況

調査対象区域の環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況は、表 3.1.27 に示すとおりである。

表 3.1.27 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			調査対象区域	事業計画地
生活環境	大気汚染防止法	総量規制地域	○	○
	騒音規制法	騒音について規制する地域	○	×
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	○	×
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域	○	○
	水質汚濁防止法	指定水域、指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×
		形質変更時届出区域	○	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定地域（廃棄物が地下にある土地）	○	×
	尼崎市の環境をまもる条例	環境上の基準	○	○
	環境の保全と創造に関する条例	自動車公害の防止に関する特別対策地域	○	×
		工場等における規制基準	○	×
自然環境	自然公園法	国立公園、国定公園、県立自然公園	×	×
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	×	×
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	ラムサール条約登録湿地	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産、複合遺産	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区	×	×
		特定猟具使用禁止区域（銃器）	○	○
	森林法	保安林、地域森林計画対象民有林	×	×
	尼崎市の環境をまもる条例	保護樹木	○	×
	環境の保全と創造に関する条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域 自然海浜保全地区、郷土記念物	×	×
土地利用	国土利用計画法	都市地域	○	○
		農業地域、森林地域 自然公園地域、自然保全地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	○	×
	砂防法	砂防指定地	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	×	×
	河川法	河川保全区域	○	×
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	×
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域	×	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	×
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	×	×

(a) 生活環境

(ｱ) 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、工場又は事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として、指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、総量規制地域に指定されている。

(ｲ) 騒音規制法

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとしている。

調査対象区域は、騒音について規制する地域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

(ｳ) 振動規制法

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものを指定することとしている。

調査対象区域は、振動について規制する地域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

(ｴ) 悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、全域が悪臭について規制する地域に指定されている。

(ｵ) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成４年法律第 70 号（最終改正：令和元年法律第 14 号））では、窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、全域が窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

(ｶ)　水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、特定事業場からの排出水に対して排水基準が定められている。また、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で排水量が通常 50 ㎥/日以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査対象区域の面する瀬戸内海は指定水域であり、調査対象区域及び事業計画地は指定地域に指定されている。

(ｷ)　瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域に指定することとしている。関係府県の区域では、最大排出水量 50 ㎥/日以上の事業場が特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査対象区域及び事業計画地を含む尼崎市は、同法の対象区域に指定されている。

(ｸ)　湖沼水質保全特別措置法

「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しい湖沼であって、当該湖沼の水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを「指定湖沼」として指定することとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、指定湖沼はない。

(ｹ)　土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を「要措置区域」として指定することとしている。

また、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）を「形質変更時要届出区域」として指定することとしている。

調査対象区域は、形質変更時要届出区域が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

調査対象区域の形質変更時要届出区域は、表 3.1.28 及び図 3.1.12 に示すとおりである。

表 3.1.28(1)　調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(㎡)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成24年２月27日	指－5号	扇町22番２、43番の各一部	1,393.4	シス―1，2―ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
平成25年４月26日 平成30年１月15日	指-16号	大庄北５丁目71番の一部	27,650.28	1，1―ジクロロエチレン シス―1，2―ジクロロエチレン テトラクロロエチレン 1，1，1―トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成26年７月30日 平成26年10月１日 平成26年12月24日 平成27年10月22日	指-20号	平左衛門町68番２	3,706.7	鉛及びその化合物
平成26年10月16日	指-21号	扶桑町１番、13番１・２、14番５の各一部	690.0	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成27年４月９日 平成30年５月29日	指-26号	大庄川田町74番の一部	3,331.22	1，1―ジクロロエチレン シス―1，2―ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 砒素及びその化合物
平成27年12月21日 平成28年５月２日 平成28年６月１日	指-29号	末広町１丁目５番２・３・15、末広町２丁目16番18～20の各全部、扇町15番、16番１、20番、21番の各一部	61,599.51	1,1―ジクロロエチレン シス―1,2―ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年８月22日 令和４年２月３日 令和４年２月10日 令和４年３月３日	指-36号	東海岸町21番１・10、27番１・２の各一部	22,168.1	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成28年９月28日 平成29年５月26日	指-37号	扇町15番、16番１の各一部	12,215.99	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

（注）１．指定番号は、図 3.1.12 に対応している。
　　２．令和４年10月５日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1.28(2)　調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(㎡)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成28年11月10日	指-39号	東難波町２丁目161番１の一部	864.1	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成29年４月26日 平成29年５月22日 平成29年９月７日	指-42号	末広町１丁目４番４・６、５番１の各全部、末広町２丁目８番２の一部、８番５・８・９、16番１・２・３の各全部、16番４・５の各一部、16番６の全部、16番７・８の各一部、16番９・10・13・14・17・21・22、17番４・７の各全部	160,869.73	カドミウム及びその化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
平成29年７月14日	指-43号	船出23番の一部	19,499.18	ふっ素及びその化合物
平成29年９月27日 平成30年３月１日	指-47号	北城内26番１・２の各全部、27番の一部、88番９・37・54・68・92の各全部	5,981.79	カドミウム及びその化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物
平成30年２月５日 令和元年８月28日	指-50号	末広町１丁目１番13、５番10、８番６の各全部	7,038	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
平成30年６月１日	指-53号	扶桑町11番２、11番10、14番６、31番、36番の各一部	2,193.6	六価クロム化合物 鉛及びその化合物
令和元年11月21日	指-58号	平左衛門町65番10、68番１・２、68番６～８、70番、71番の各一部	7,981.6	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和２年１月21日	指-59号	南初島町15番の全部	4,914.12	全ての特定有害物質
令和２年10月13日	指-62号	東難波町５丁目438番、441番、442番の各一部	307.8	シアン化合物 鉛及びその化合物
令和３年１月６日 令和３年１月19日	指-63号	平左衛門町13番１の一部	25,645.7	四塩化炭素 ジクロロメタン ベンゼン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和３年11月11日	指-65号	平左衛門町65番８・10・17、68番１・６～９の各一部	23,072.02	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

（注）１．指定番号は、図 3.1.12 に対応している。
　　２．令和４年10月５日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

表 3.1.28(3)　調査対象区域の形質変更時要届出区域

指定年月日	指定番号	区域の所在地	区域の面積(㎡)	指定基準に適合しない特定有害物質
令和３年12月21日	指-66号	道意町６丁目36番１の全部	14,203.28	砒素及びその化合物
令和４年２月１日	指-67号	道意町７丁目１番13の一部	3,460.95	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
令和４年３月25日	指-68号	大高洲町２番、２番２の各一部、14番１・２	9,927	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 有機りん化合物
令和４年６月15日	指-71号	平左衛門町18番17･18の各一部	66.77	砒素及びその化合物
令和４年９月22日	指-73号	道意町７丁目１番10の一部	113,741.7	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル
令和４年10月５日	指-74号	船出12番１、19番、20番１	28,243.41	ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

（注）１．指定番号は、図 3.1.12 に対応している。
　　２．令和４年10月５日現在。

出典：「形質変更時要届出区域」（尼崎市 Web サイト）

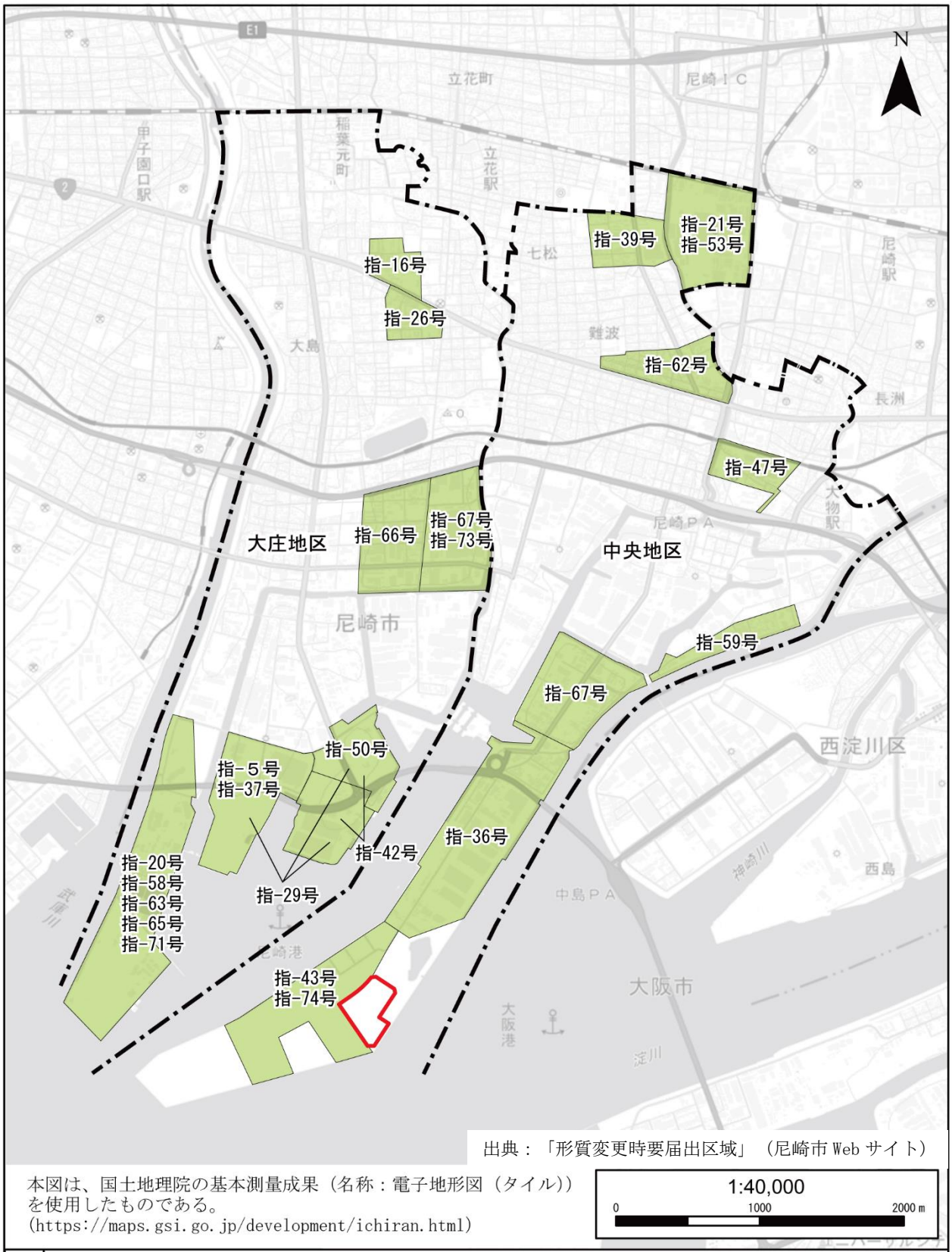

図 3.1.12　調査対象区域の形質変更時要届出区域

(ｺ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとしている。

調査対象区域には、廃棄物が地下にある土地の指定区域があるが、事業計画地には指定されていない。

調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域は、表 3.1.29 及び図 3.1.13 に示すとおりである。

表 3.1.29　調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

指定年月日	指定番号	所　在　地	埋立地の区分
平成18年４月14日	001	鶴町６番１の一部及び６番５	エ
平成18年４月14日	003	平左衛門町65番１～17、66番、67番、68番１～８、69番及び70番	ウ
平成18年４月14日	004	末広町１丁目２番１の一部、２番５の一部、２番７の一部、５番１の一部、５番８、16番１の一部及び16番６の一部	ウ
平成18年４月14日	005	末広町１丁目２番１の一部	ウ
平成18年４月14日	006	扇町５番５、６番２、６番３及び14番４の各一部並びに西字砂浜寄洲1788番１の一部、1788番３の一部、1788番５、1788番10の一部、1788番14の一部、1788番17の一部、1788番23、1788番25の一部、1788番26の一部、1788番28の一部、1788番29の一部、1788番32の一部、1788番33、1788番34の一部及び1788番51一部	イ

（注）１．指定番号は、図 3.1.13 に対応している。
２．平成 25 年 12 月１日現在。
３．埋立地の区分は、以下に示す。
イ：令第 13 条の２第２号に係る埋立地
（廃止の確認の制度の施行日（平成 10 年６月 16 日）より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地）
ウ：令第 13 条の２第３号イ、規則第 12 条の 31 第１号に係る埋立地
（法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日（平成４年７月４日）より前に廃止されたもの）
エ：令第 13 条の２第３号イ、規則第 12 条の 31 第２号に係る埋立地
（市町村又は廃棄物処理業者（処分業の用に供するものに限る。）が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの）
※ 法　：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））
令　：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」
（昭和 46 年政令第 300 号（最終改正：令和４年政令第 25 号））
規則：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」
（昭和 46 年厚生省令第 35 号（最終改正：令和３年環境省令第 12 号））

出典：「廃棄物が地下にある土地（指定区域）の指定について」（尼崎市 Web サイト）

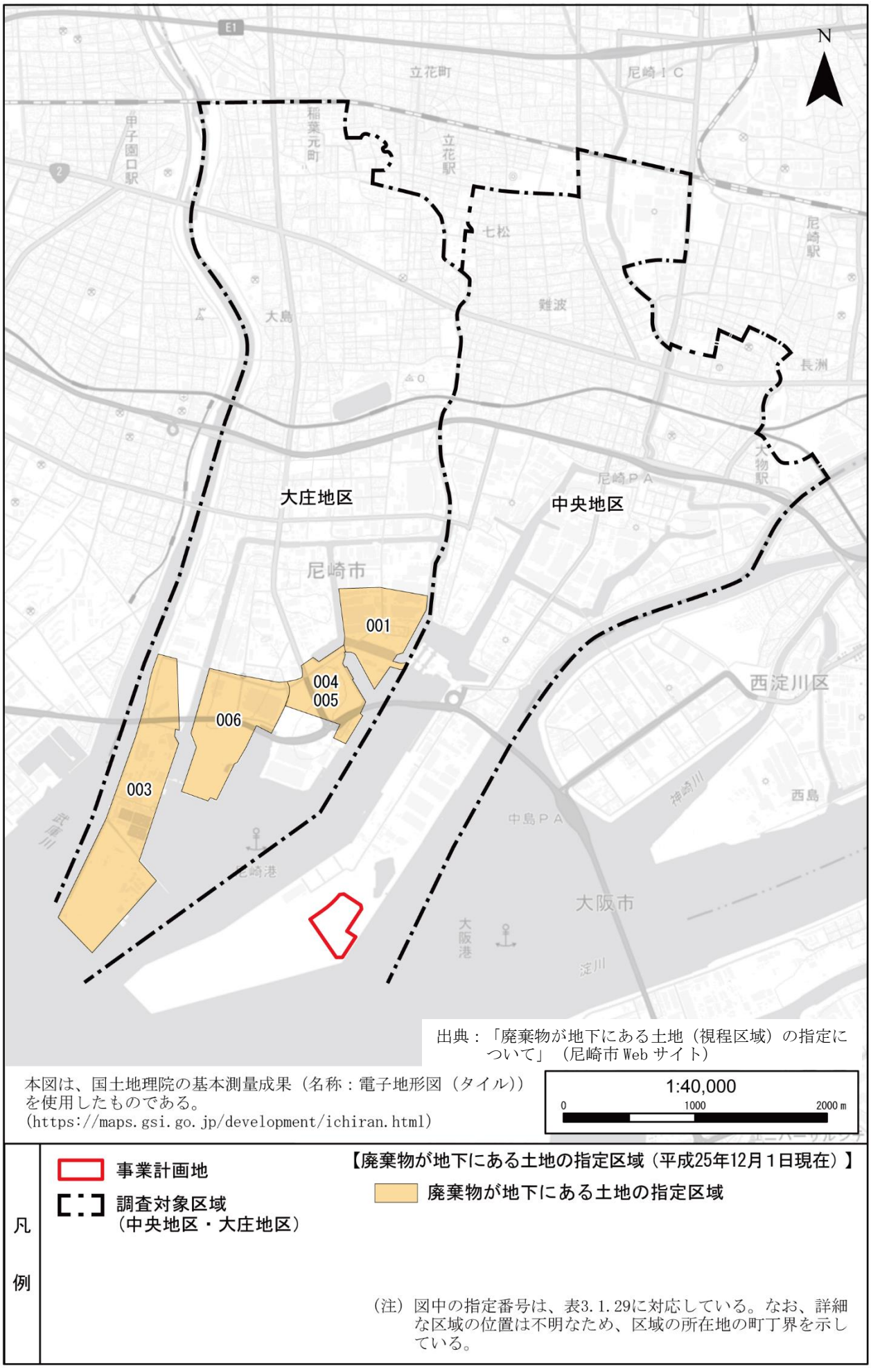

図 3.1.13　調査対象区域の廃棄物が地下にある土地の指定区域

(ｻ) 尼崎市の環境をまもる条例

「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））では、良好な環境を確保するために必要な大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音等に係る環境上の基準を定めている。また、同法第６条に基づく「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

調査対象区域及び事業計画地は、環境上の基準及び尼崎市環境基本計画の対象地域である。

(ｼ) 環境の保全と創造に関する条例

兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））では、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の快適な生活環境の確保等、ばい煙等（ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）の排出等の規制、自動車の運行に伴う公害の防止、資源の循環的な利用の促進及び流域における水に係る環境の保全と創造に関する施策を推進している。

調査対象区域及び事業計画地は、工場等におけるばい煙・粉じん・汚水・悪臭の規制基準が定められている。一方、工場等における騒音・振動の規制基準は、調査対象区域は定められているが、事業計画地は定められていない。また、調査対象区域は、工業専用地域及び臨港地区を除く全域が自動車の運行に伴って生ずる公害を防止する「特別対策地域」に指定されているが、事業計画地は、工業専用地域であり、特別対策地域に指定されていない。

(b) 自然環境

(ｱ) 自然公園法

「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、優れた自然の風景地を保護し、利用の促進を図るために区域を定めて国立公園及び国定公園に指定している。また、自然公園法に基づく「兵庫県立自然公園条例」（昭和 38 年条例第 80 号（最終改正：令和４年条例第 19 号））では、県内にある優れた自然の風景地について、兵庫県立自然公園に指定している。

調査対象区域及び事業計画地は、国立公園、国定公園及び兵庫県立自然公園に指定されていない。

(ｲ) 自然環境保全法

「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、自然環境の適正な保全を総合的に推進するために自然環境保全基本方針を定めるとともに、その区域における自然環境を保全することが特に必要な地域を「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域に指定されていない。

(ｳ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年法律第 75 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲、採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある場合には、「生息地等保護区」を指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、生息地等保護区に指定されていない。

(ｴ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号（最終改正：平成６年条約第１号））では、特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、絶滅のおそれのある種及び群集を支えている湿地、定期的に２万羽以上の水鳥を支える湿地など、国際的な基準から国際的に重要な湿地（ラムサール条約登録湿地）を登録している。

調査対象区域及び事業計画地には、ラムサール条約登録湿地はない。

(ｵ) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

「世界の文化遺産及び自然達産の保護に関する条約」（平成４年条約第７号）では、記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するものを保護の対象とし、「文化遺産」、「自然遺産」、「複合遺産」としている。これらの遺産は、条約締結国が選定した世界遺産候補物件リスト（暫定リスト）の中から世界遺産委員会の審議を経て決定される。

調査対象区域及び事業計画地には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産はない。

(ｶ) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができるとしている。また、鳥獣保護区の中で特に重要な区域として特別保護地区が指定され、一定の開発行為が規制されている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができるとしている。

調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.1.30 及び図 3.1.14 に示すとおりであり、全域が特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。

表 3.1.30　調査対象区域の鳥獣保護区等の指定状況

No.	区　分	名　称	指　定　期　間
1	特定猟具使用禁止区域（銃器）	伊丹・尼崎	平成28年11月１日～令和18年10月31日
2		阪神湾岸	令和３年11月１日～令和13年10月31日

（注）表中のNo.は、図 3.1.14 に対応している。

出典：「兵庫県広報　第 2845 号」（平成 28 年 10 月 28 日、兵庫県）
「兵庫県広報　号外」（令和３年 10 月 29 日、兵庫県）
「第 13 次鳥獣保護管理事業計画書」（兵庫県）

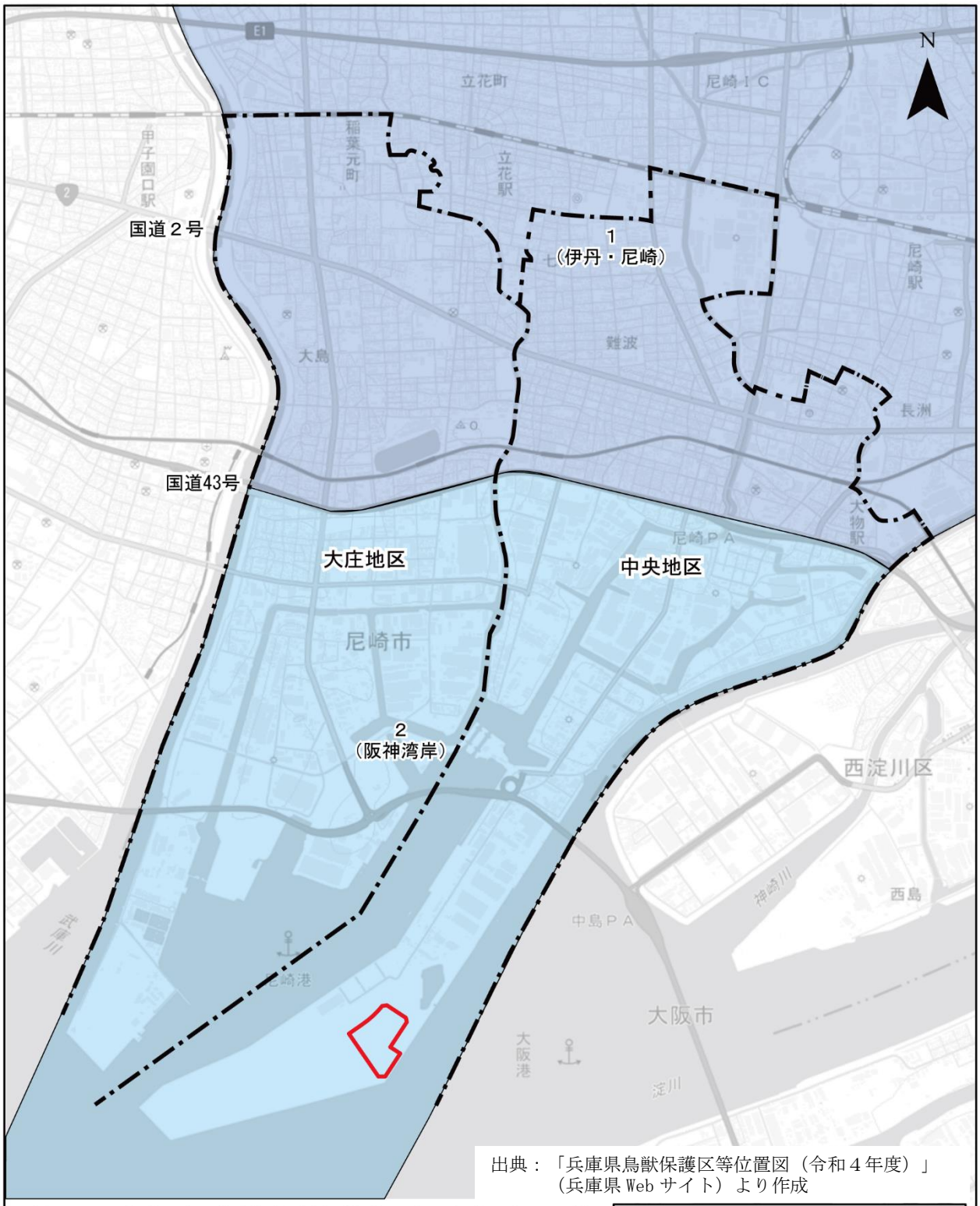

図 3.1.14　調査対象区域の鳥獣保護区等

(ｷ) 森林法

「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を「保安林」として指定することができるとしている。また、同法５条に基づき都道府県知事が立案する地域森林計画の対象となる「地域森林計画対象民有林」を指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、保安林及び地域森林計画対象民有林に指定されていない。

(ｸ) 尼崎市の環境をまもる条例

「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））では、良好な環境を確保するために、市長が保護すべき樹木又は樹木の集団（以下「保護樹木等」という。）を指定することができるとしている。

調査対象区域の保護樹木等は、表 3.1.31 及び図 3.1.15 に示すとおりであり、調査対象区域には指定された保護樹木等があるが、事業計画地にはない。

表 3.1.31　調査対象区域の保護樹木等

No.	指定番号	所有者又は管理者	所　在　地	単木(保護樹木)		集団（保護樹林）		
				樹種名	幹周（m）	主要樹種名	面積（㎡）	本数
1	74-01	難波熊野神社	西難波町５丁目９-22			エノキ・クスノキ	2,000	8
2	74-02	初島大神宮	築地南浜１丁目19	クスノキ	1.44			
3	74-08	西教寺	大物町１丁目17	イチョウ	3.05			
4	74-25	楠霊神社	武庫川町４丁目23	クスノキ	5.6			
5	74-51	浄徳寺	東難波町３丁目12-14			イチョウ・クスノキ・ムクノキ・エノキ	3,300	26
6	74-56	西素盞嗚神社	大庄西町１丁目41			クスノキ・クロマツ・ケヤキ・エノキ	2,118	13
7	74-58	大島神社	大庄北１丁目25	クスノキ	1.18			
8	74-67	難波八幡神社	東難波町３丁目６-15			クスノキ・エノキ・センダン・イチョウ	4,620	9
9	76-06	興禅寺	浜田町１丁目７	クスノキ	2.39			
	76-07			クスノキ	1.52			
10	76-09	長尾文三郎	大島３丁目	クスノキ	1.45			
11	76-10	日下大器	大庄西町１丁目	エノキ	2.8			
12	92-08	大覚寺	寺町９	クスノキ	1.41			
13	18-01	加島弥佳	西難波町５丁目	クスノキ	2.9			
14	18-02			モチノキ	1.0			

（注）表中のNo.は、図 3.1.15 に対応している。

出典：「公園・緑化のあゆみ［令和元年度 緑化事業報告書］」（令和３年、尼崎市）

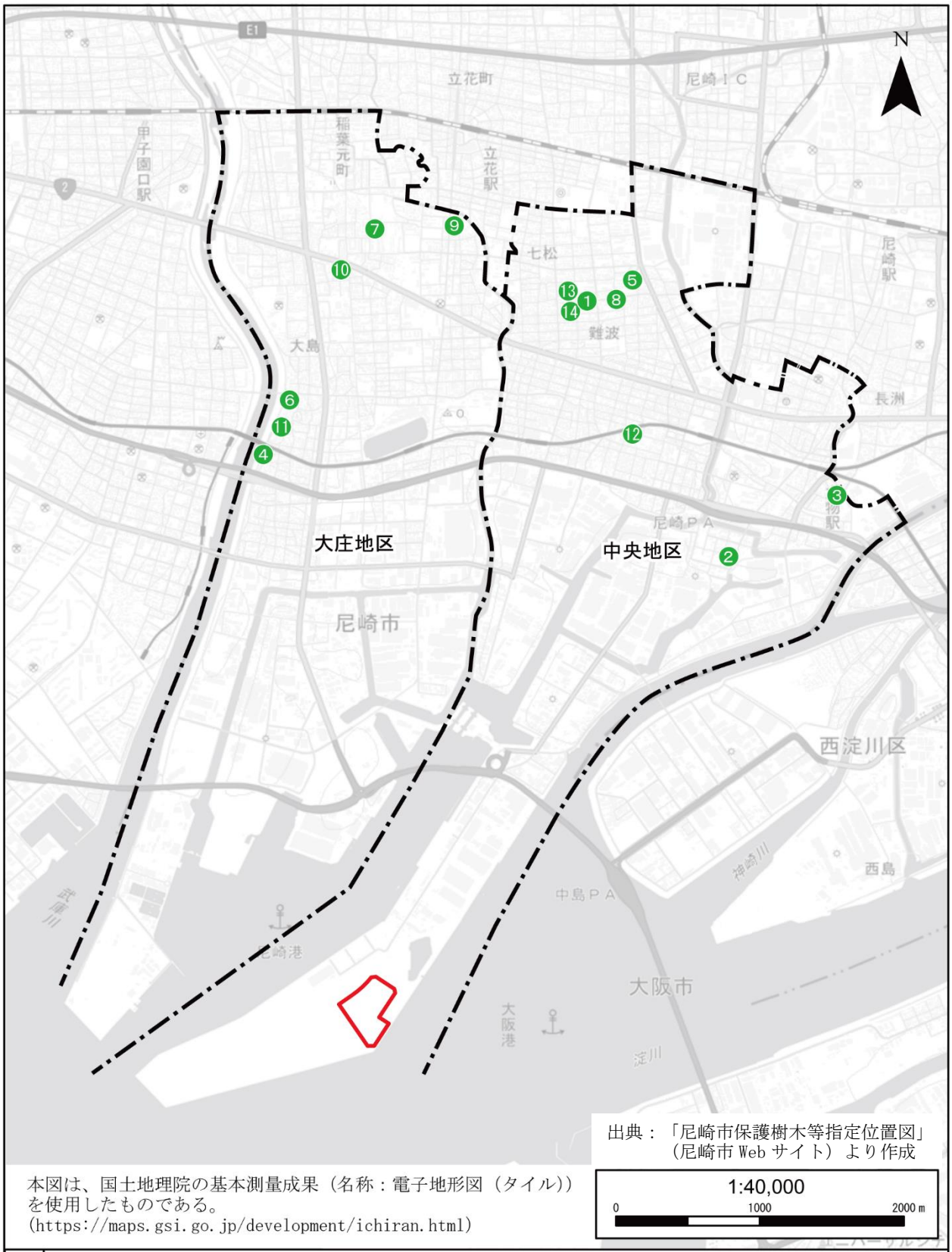

図 3.1.15　調査対象区域の保護樹木等

(ｹ) 環境の保全と創造に関する条例

兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））では、自然環境の保全を目的とし、「兵庫県自然環境保全地域」、「環境緑地保全地域」、「自然海浜保全地区」、「郷土記念物」を指定することができるとしている。環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要は、表 3.1.32 に示すとおりである。

調査対象区域及び事業計画地は、兵庫県自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区に指定されていない。また、調査対象区域及び事業計画地には、郷土記念物はない。

表 3.1.32　環境の保全と創造に関する条例で指定される地区・地域・記念物の概要

項　　目	概　　要
兵庫県自然環境保全地域	その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和47年法律第85号(最終改正：令和４年法律第68号)）第22条第１項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、当該区域の周辺の自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なもの。
環境緑地保全地域	市街地の周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地若しくは河川、湖沼、海等の水辺地又はその状況がこれらに類する土地で、風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要なもの。
自然海浜保全地区	瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち本条例の基準に該当する区域。
郷土記念物	植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なもの。

出典：兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第28号（最終改正：令和元年条例第13号））

(c) 土地利用

(ｱ) 国土利用計画法

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」及び「自然保全地域」を定めることができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、図 3.1.16 に示すとおり都市地域に指定されている。

(ｲ) 生産緑地法

「生産緑地法」（昭和 49 年法律第 68 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を「生産緑地地区」として定めることができるとしている。

生産緑地地区の指定状況は、図 3.1.17 に示すとおりであり、調査対象区域は生産緑地地区が指定されているが、事業計画地は指定されていない。

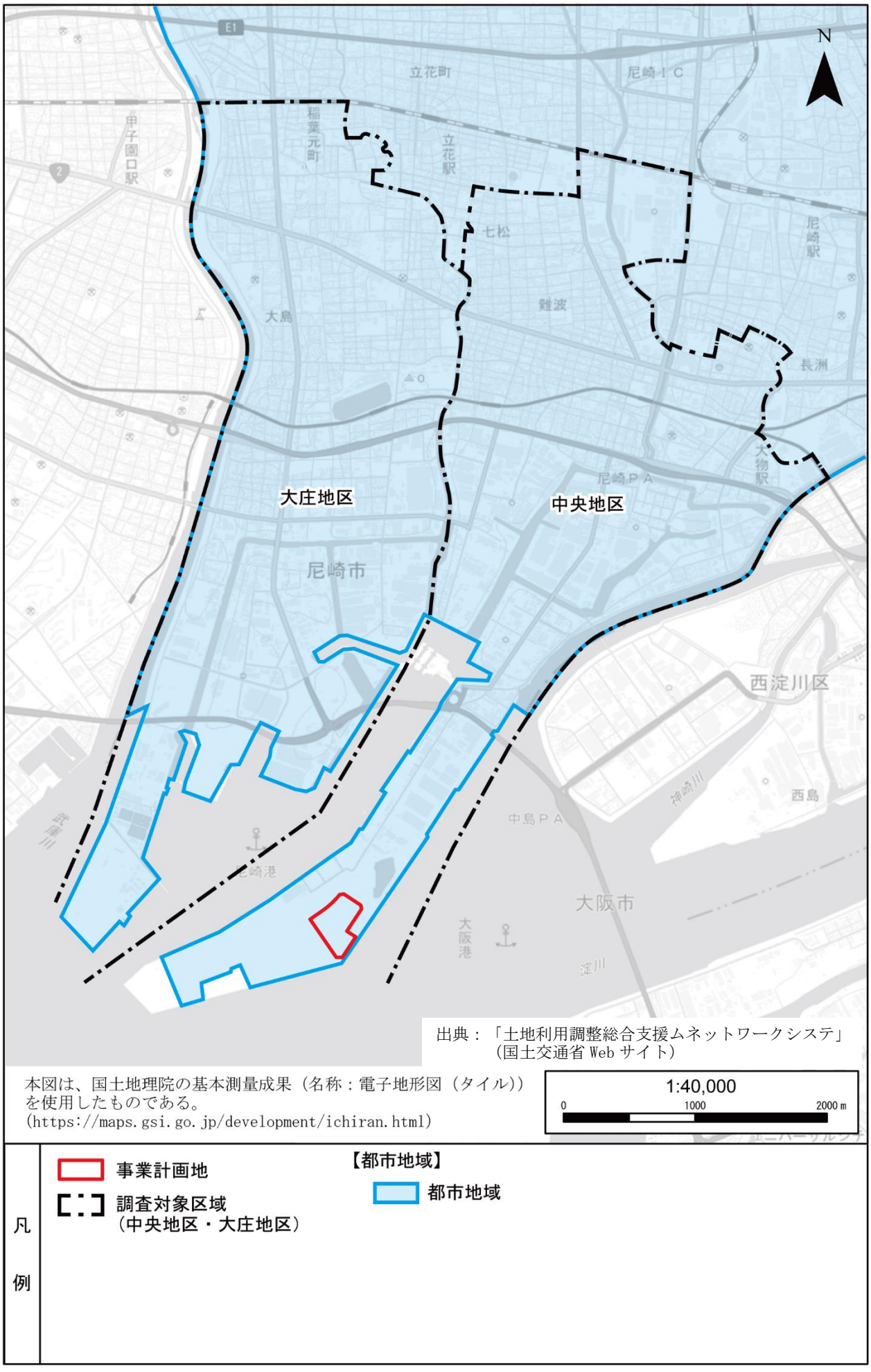

図 3.1.16　調査対象区域の都市地域

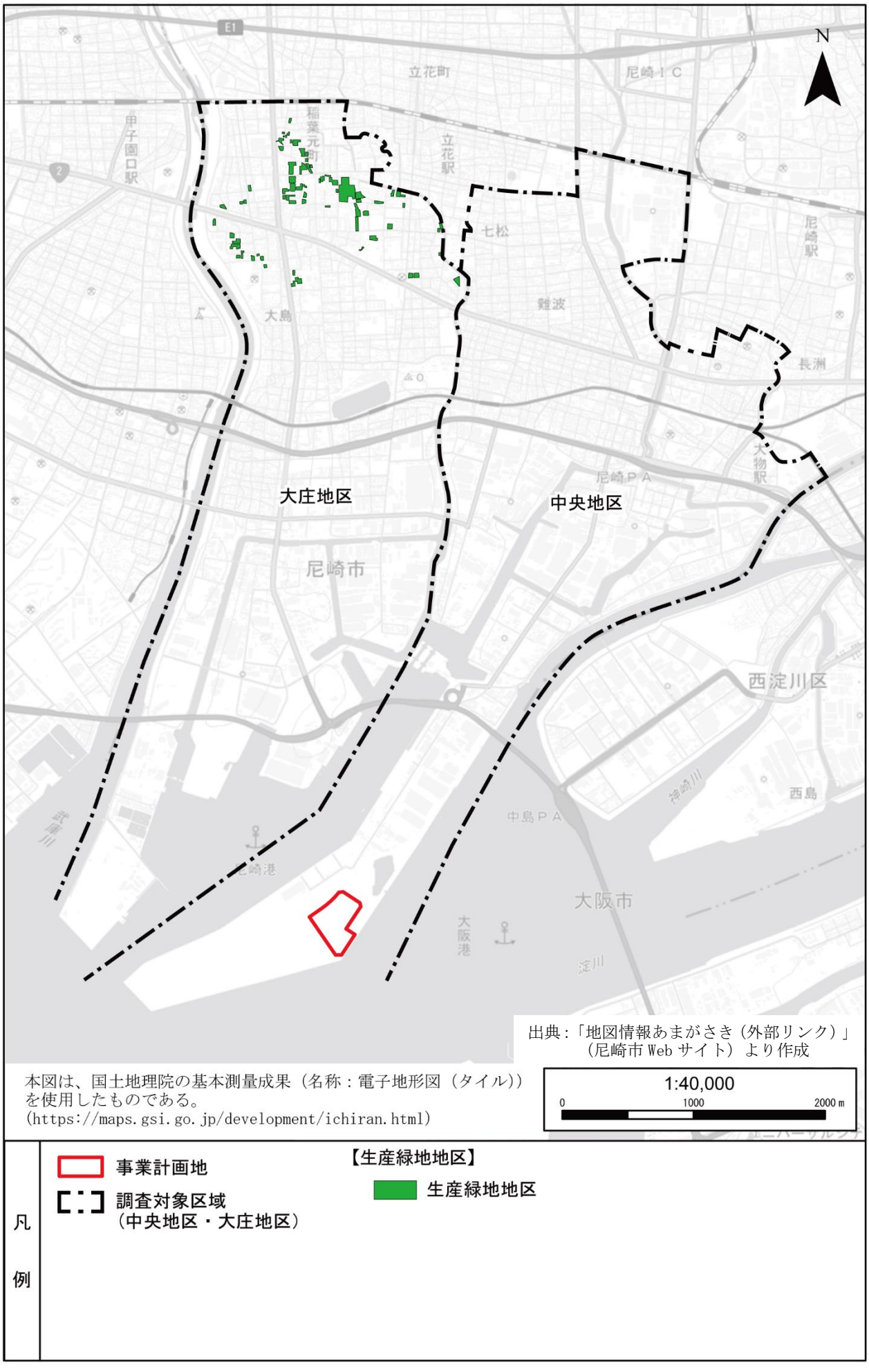

図 3.1.17　調査対象区域の生産緑地地区

(ｳ) 砂防法

「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採及び土石・砂れきの採取等の一定の行為を制限すべき土地を「砂防指定地」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、砂防指定地に指定されていない。

(ｴ) 地すべり等防止法

「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを「地すべり防止区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、地すべり防止区域に指定されていない。

(ｵ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、水のしん透を助長する行為、工作物の改造等の行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。

(ｶ) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために誓戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害警戒区域」として指定することができるとしている。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、「土砂災害特別警戒区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されていない。

(ｷ) 都市緑地法

「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））により指定された都市計画区域内において、無秩序な市街地化の防止のために保全する必要がある緑地、公害・災害の防止のために保全する必要がある緑地、地域住民の健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある緑地などについて、「緑地保全地域」として指定することができる。また、都市計画区域内において、良好な自然的環境を有している地区を「特別緑地保全地区」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に指定されていない。

(ｸ) 河川法

「河川法」（昭和 39 年法律第 167 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持を図るために、工事・使用等を規制すべき区域を「河川区域」と定義している。また、河岸又は河川管理施設を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を「河川保全区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域に分布する主な河川としては、蓬川、左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川、武庫川があり、河川保全区域が指定されている。事業計画地は、河川保全区域に指定されていない。

(ｹ) 宅地造成等規制法

「宅地造成等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれのある地域において、造成工事に規制を加える必要がある区域を「宅地造成工事規制区域」として指定することができるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、宅地造成工事規制区域に指定されていない。

(ｺ) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年法律第１号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域を「歴史的風土保存区域」として指定することができるとしている。本法による「古都」は、政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村と定義されている。

調査対象区域は古都に指定されておらず、調査対象区域及び事業計画地は、歴史的風土保存区域に指定されていない。

(ｻ) 農業振興地域の整備に関する法律

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、農業振興地域整備基本方針に基づき都道府県知事により定められた農業振興地域のうち、県知事及び市長が農用地等として利用すべき土地の区分を「農用地区域」としている。農用地区域では、農地以外の用途に転ずる（農地転用）に際しては、「農地法」（昭和 27 年法律第 229 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））による制限があるとしている。

調査対象区域及び事業計画地は、農用地区域に指定されていない。

(ｼ) 国有林野の管理経営に関する法律

「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和 26 年法律第 246 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、国の所有する森林原野であって、国において森林経営の用に供し、又は供すると決定したもの、国民の福祉のための考慮に基づき森林経営の用に供されなくなり、「国有財産法」（昭和 23 年法律第 73 号（最終改正：令和３年法律第 37 号））の普通財産となっているものを「国有林野」としている。

調査対象区域及び事業計画地は、国有林野に指定されていない。

(3) 公害の防止に係る規制の状況

(a) 大気汚染

(ｱ) 環境基本法

「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.33 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類については、表 3.1.34 に示すとおり、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））に基づく環境上の基準が定められている。

表 3.1.34　ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

（単位：pg-TEQ/m^3）

物　　質	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	0.6以下	0.6以下

（注）１．基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
２．基準値は、年間平均値とする。
３．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第７条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号（最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.33　大気汚染に係る環境基準と環境上の基準

物　　質	環境基本法に基づく 環境基準[1)]の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準[6)]の基準値
二酸化硫黄(SO_2)	１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。	１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。	１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)[2)]	１時間値の１日平均値が0.10mg／m^3以下であり、かつ、１時間値が0.20mg／m^3以下であること。	１時間値の１日平均値が0.10mg/m^3以下であり、かつ、１時間値が0.20mg／m^3以下であること。
二酸化窒素(NO_2)	１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。[3)]	１時間値の１日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であること。
光化学オキシダント(O_x)[4)]	１時間値が0.06ppm以下であること。	１時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン[5)]	１年平均値が0.003mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.003mg/m^3以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が0.13mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.2mg/m^3以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が0.2mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.2mg/m^3以下であること。
ジクロロメタン	１年平均値が0.15mg／m^3以下であること。	１年平均値が0.15mg/m^3以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	１年平均値が15μg／m^3以下であり、かつ、１日平均値が35μg／m^3以下であること。	１年平均値が15μg／m^3以下であり、かつ、１日平均値が35μg/m^3以下であること。

（注）１．環境基本法に基づく環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
２．浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が 10μm 以下のものをいう。
３．二酸化窒素について、１時間値の１日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、１時間値の１日平均値 0.06ppm を達成されるように努めるものとし、その達成期間は原則として７年以内とする。また、１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
４．光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
５．ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
６．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準は、尼崎市全域を対象とする（車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く）。
７．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第１項の規定による基準に準ずる。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号（最終改正：平成８年環境庁告示第 73 号））
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 42 年環境庁告示第 38 号（最終改正：平成８年環境庁告示第 74 号））
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成９年環境庁告示第４号（最終改正：平成 30 年環境省告示第 100 号））
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(ｲ) 大気汚染防止法に基づく総量規制及び排出基準等と環境の保全と創造に関する条例に基づく規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出規制が定められている。また工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあっては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められている。

調査対象区域は、大気汚染防止法に基づいて総量規制基準が定められた区域である。

また、兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））により、大気汚染防止法上の対象施設を拡大するなど、規制の強化が図られている。

(b) 騒　音

(ｱ) 環境基本法

「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は表 3.1.35～3.1.37 に、地域の類型を当てはめる地域の指定は表 3.1.38 及び図 3.1.18 に示すとおりである。事業計画地には、類型を当てはめる地域の指定はされていない。

表 3.1.35　騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基　準　値　(L_{Aeq})	
	昼　間	夜　間
ＡＡ	50デシベル以下	40デシベル以下
Ａ及びＢ	55デシベル以下	45デシベル以下
Ｃ	60デシベル以下	50デシベル以下

（注）１．時間区分は次のとおりとする。
昼間：６時～22 時、夜間：22 時～翌日の６時
２．ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
３．Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
４．Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
５．Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号(最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)）
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号(最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号)）

表 3.1.36　騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基　準　値　（L_{Aeq}）	
	昼　間	夜　間
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（注）１．時間区分は次のとおりとする。
昼間：６時～22 時、夜間：22 時～翌日の６時
２．車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号(最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)）
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.37　騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基　準　値　（L_{Aeq}）	
昼　間	夜　間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

（注）１．時間区分は次のとおりとする。
昼間：６時～22 時、夜間：22 時～翌日の６時
２．幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び４車線以上の市町村道。
３．「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。
２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　：道路端から 15ｍまで
２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　：道路端から 20ｍまで

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号(最終改正：平成 24 年環境省告示第 54 号)）
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.38　騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	地　　域
ＡＡ	指定なし
Ａ	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、 第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域
Ｂ	第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域
Ｃ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年尼崎市告示第 129 号）

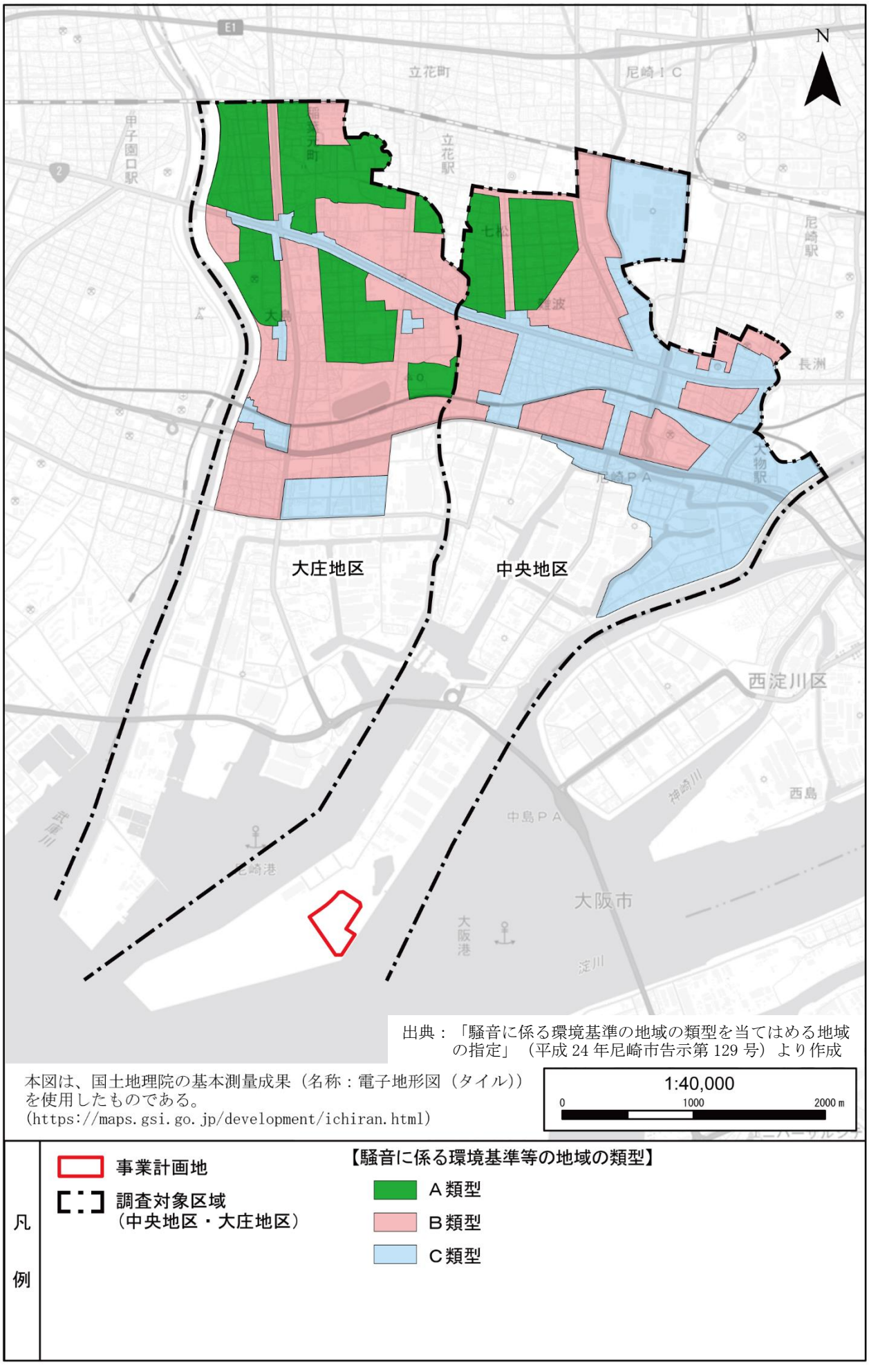

図 3.1.18　調査対象区域の騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

(ｲ) 騒音規制法

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））による特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）において発生する騒音、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準は、表 3.1.39～3.1.40 に示すとおりである。

自動車騒音の要請限度（指定地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に、市町村長が公安委員会や道路管理者に対して要請や意見を述べることのできる値）は表 3.1.41 に、区域の区分は図 3.1.19 に示すとおりである。

事業計画地は、区域の区分に指定されていない。

表 3.1.39　特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 / 区域の区分	朝 ６時から ８時まで	昼　間 ８時から 18時まで	夕 18時から 22時まで	夜　間 22時から 翌日の６時まで
第１種区域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第２種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第３種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第４種区域	70デシベル	70デシベル	70デシベル	60デシベル

（注）１．デシベルとは、計量法（平成４年法律第 51 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に定める音圧レベルの計量単位。
２．規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。
３．第２種区域、第３種区域及び第４種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号（最終改正：令和４年法律第 77 号））第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号（最終改正：令和４年法律第 66 号））第 39 条第１項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号（最終改正：令和元年法律第 71 号））第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号（最終改正：令和元年法律第 26 号））第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第 20 条の５に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号（最終改正：令和４年法律第 40 号））第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50ｍの区域内における基準は、この表の規定からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。
４．区域の区分については、以下に示すとおりである。
第１種区域：第１種・第２種低層住居専用地域
第２種区域：第１種・第２種中高層住居地域、第１種・第２種住居地域、準住居地域
第３種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
なお、第３種区域が第１種区域と接することになる場合、境界線から第３種区域内 50ｍを第２種区域とする。
第４種区域：工業地域、（工業専用地域の一部）
なお、第４種区域が第１種・第２種区域と接することになる場合、境界線から第４種区域内 50ｍを第３種区域とする。また、工業専用地域のうち、第２種・第３種・第４種区域に接することになる場合、その地点から 100ｍの区域内を第４種区域の規制基準とする。

出典：「騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成 13 年尼崎市告示第 95 号（最終改正：平成 30 年尼崎市告示第 143 号））
「騒音規制法に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 96 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 183 号））
「工場・事業場等の騒音・振動の規制・届出（特定施設）について」（平成 28 年８月１日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.40　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制値・規制区域等区分 ＼ 特定建設作業の種類	騒音の大きさ	作業ができない時間(夜間)		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日・休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
1. くい打機[1]、くい抜機又はくい打くい抜機[2]を使用する作業[3]	85デシベル以下	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと		禁止
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業[4]								
4. 空気圧縮機[5]を使用する作業[6]								
5. コンクリートプラント[7]又はアスファルトプラント[8]を設けて行う作業[9]								
6. バックホウ[10]を使用する作業								
7. トラクターショベル[11]を使用する作業								
8. ブルドーザー[12]を使用する作業								
備　考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。		原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。

備考：1．第1号区域：平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号（最終改正：令和4年法律第77号））第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号（最終改正：令和4年法律第66号））第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号（最終改正：令和元年法律第71号））第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号（最終改正：令和元年法律第26号））第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号（最終改正：令和4年法律第68号））第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（最終改正：令和4年法律第40号））第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

第2号区域：第1号区域以外の区域で、工業専用地域は原則として除く。

2．該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

（注）1．もんけんを除く。
2．圧入式くい打くい抜機を除く。
3．くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
4．作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
5．電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。
6．さく岩機の動力として使用する作業を除く。
7．混練機の混練容量が0.45㎥以上のものに限る。
8．混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
9．モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
10．一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
11．一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
12．一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。
13．デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号（最終改正：令和4年法律第68号））に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号（最終改正：平成27年環境省告示第66号））
「騒音規制法施行令」（昭和43年政令第324号（最終改正：令和3年政令第346号））
「特定建設作業において発生する騒音の規制に関する基準の別表第1号に規定する区域の指定について」（平成13年尼崎市告示第97号（最終改正：平成27年尼崎市告示第184号））
「建設工事（特定施設作業）に対する騒音・振動の規制について」（令和元年6月17日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.41　騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分[1)]	時間の区分	
	昼　間 （６時～22時）	夜　間 （22時～翌日の６時）
a 区域及びｂ区域のうち１車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
ｂ区域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する区域及びｃ区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域[2)]	75デシベル	70デシベル

（注）１．区域の区分は以下のとおりであり、図 3.1.19 に対応している。

a 区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分（平成 13 年尼崎市告示第 95 号（最終改正：平成 30 年尼崎市告示第 143 号））において指定した地域のうち、第１種区域、第２種区域（都市計画法第８条第１項の規定に基づく第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域に限る）

ｂ区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち、第２種区域（都市計画法第８条第１項の規定に基づく第１種中高層住居専用地域及び第２種中高層住居専用地域を除く）

ｃ区域：騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分において指定した地域のうち、第３種区域及び第４種区域

２．幹線交通を担う道路に近接する区域とは、２車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、２車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mまでの範囲をいう。

３．デシベルとは、計量法（平成４年法律第 51 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「騒音規制法第17条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号（最終改正：令和２年環境省令第９号））

「自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について」（平成 13 年尼崎市告示第 98 号）

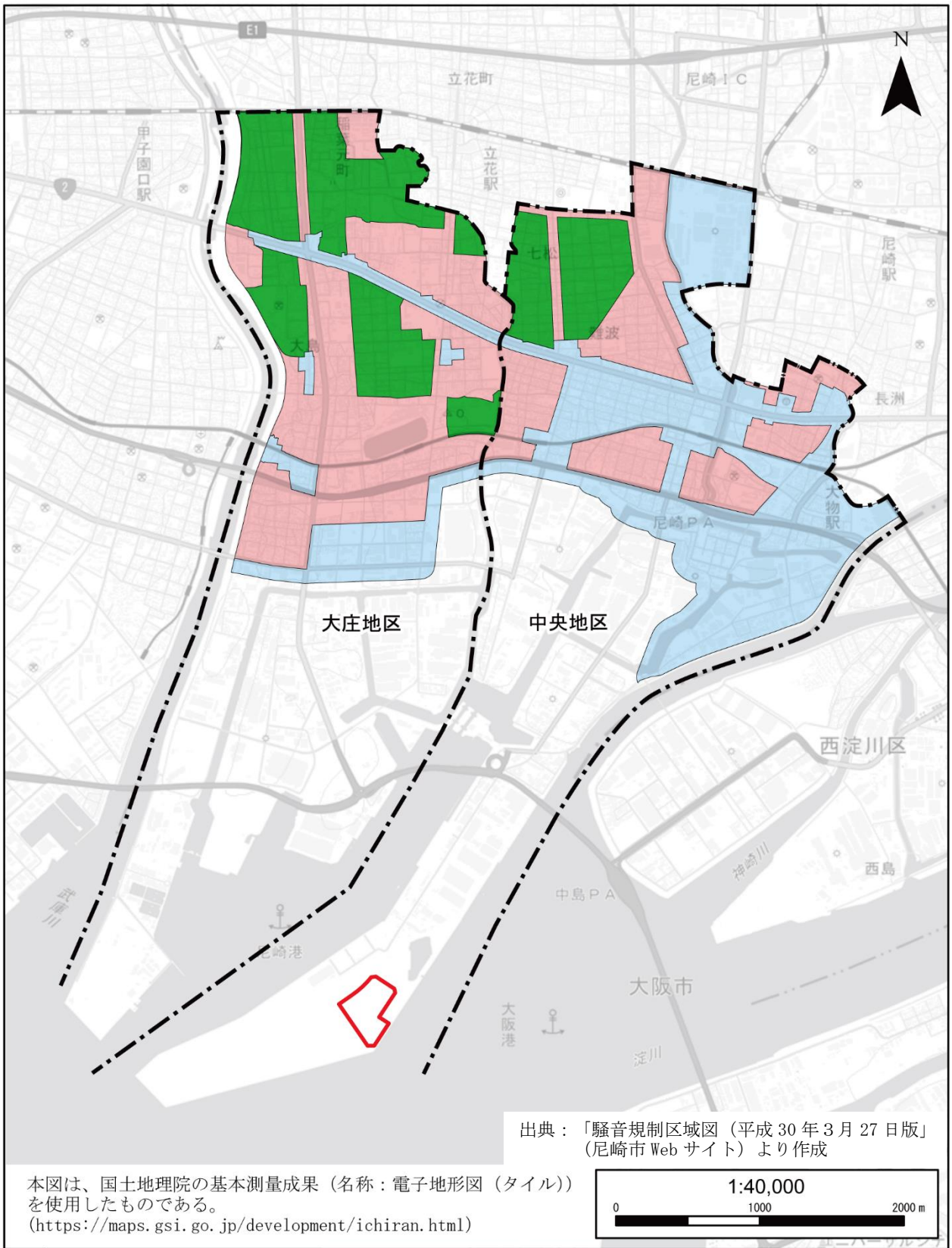

図 3.1.19　調査対象区域の自動車騒音の要請限度に係る区域の区分

(c) 振　動

(ｱ) 振動規制法

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））及び兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））による特定施設を設置する工場又は事業場（特定工場等）において発生する振動、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、表 3.1.42～3.1.43 に示すとおりである。

道路交通振動の限度（指定地域内の道路交通振動が一定のレベル（限度）を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、市町村長が公安委員会に対して「道路交通法」（昭和 35 年法律第 105 号（最終改正：令和４年法律第 32 号））の規定による措置や道路管理者に対して道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請することのできる値）は表 3.1.44 に、区域の区分は図 3.1.20 に示すとおりである。

事業計画地は、区域の区分に指定されていない。

表 3.1.42　特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	昼　間	夜　間
	８時から19時まで	19時から翌日の８時まで
第１種区域	60デシベル	55デシベル
第２種区域	65デシベル	60デシベル
備考：第１種区域及び第２種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号（最終改正：令和４年法律第77号））第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号（最終改正：令和４年法律第66号））第39条第１項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号（最終改正：令和元年法律第71号））第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号（最終改正：令和元年法律第26号））第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号（最終改正：令和４年法律第68号））第20条の５に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（最終改正：令和４年法律第40号））第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50ｍの区域内における基準は、この表の規定からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。		

（注）デシベルとは、計量法（平成４年法律第 51 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に定める音圧レベルの計量単位。

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について」（平成 13 年尼崎市告示第 99 号（最終改正：平成 30 年尼崎市告示第 144 号））
「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 100 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 185 号））
「工場・事業場等の騒音・振動の規制・届出（特定施設）について」（平成 28 年８月１日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.43　特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制値・規制区域等区分 ＼ 特定建設作業の種類	振動の大きさ	作業ができない時間(夜間)		1日当たりの作業時間		同一場所における作業時間		日曜日・休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
1. くい打機[1]、くい抜機[2]又はくい打くい抜機[注3]を使用する作業	75デシベル以下	19時～翌日の7時	22時～翌日の6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと		禁止
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破砕機を使用する作業[4]								
4. ブレーカー[5]を使用する作業[4]								
備　考	作業場の敷地境界における値	原則として上の時間に作業を行ってはならない。		原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。		原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。		原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。

備考：第1号区域：平成13年尼崎市告示第95号で指定した第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号（最終改正：令和4年法律第77号））第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号（最終改正：令和4年法律第66号））第39条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号（最終改正：令和元年法律第71号））第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号（最終改正：令和元年法律第26号））第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号（最終改正：令和4年法律第68号））第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号（最終改正：令和4年法律第40号））第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

第2号区域：第1号区域以外の区域で、工業専用地域は原則として除く。

（注）1．もんけん及び圧入式くい打機を除く。
2．油圧式くい抜機を除く。
3．圧入式くい打くい抜機を除く。
4．作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
5．手持式のものを除く。
6．デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号（最終改正：令和4年法律第68号））に定める振動加速度レベルの計量単位。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号（最終改正：令和3年環境省令第3号））
「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について」(平成13年尼崎市告示第101号（最終改正：平成27年尼崎市告示第186号））
「建設工事（特定建設作業）に対する騒音・振動の規制について」（令和元年6月17日、尼崎市環境保全課）

表 3.1.44　振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分		昼　間	夜　間
		８時から19時まで	19時から翌日の８時まで
第１種区域	振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第99号）において指定した地域のうち、第１種区域	65デシベル	60デシベル
第２種区域	振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成13年尼崎市告示第99号）において指定した地域のうち、第２種区域	70デシベル	65デシベル

（注）１．デシベルとは、計量法（平成４年法律第 51 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に定める振動加速度レベルの計量単位。
２．振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
３．振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる１日について、昼間及び夜間の区分ごとに１時間当り１回以上の測定を４時間以上行うものとする。
４．振動レベルは、５秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。
５．区域の区分は、図 3.1.20 に対応している。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号（最終改正：令和３年環境省令第３号））
「振動規制法施行規則別表第２備考１の区域及び同表備考２の時間の指定について」（平成 13 年尼崎市告示第 102 号）

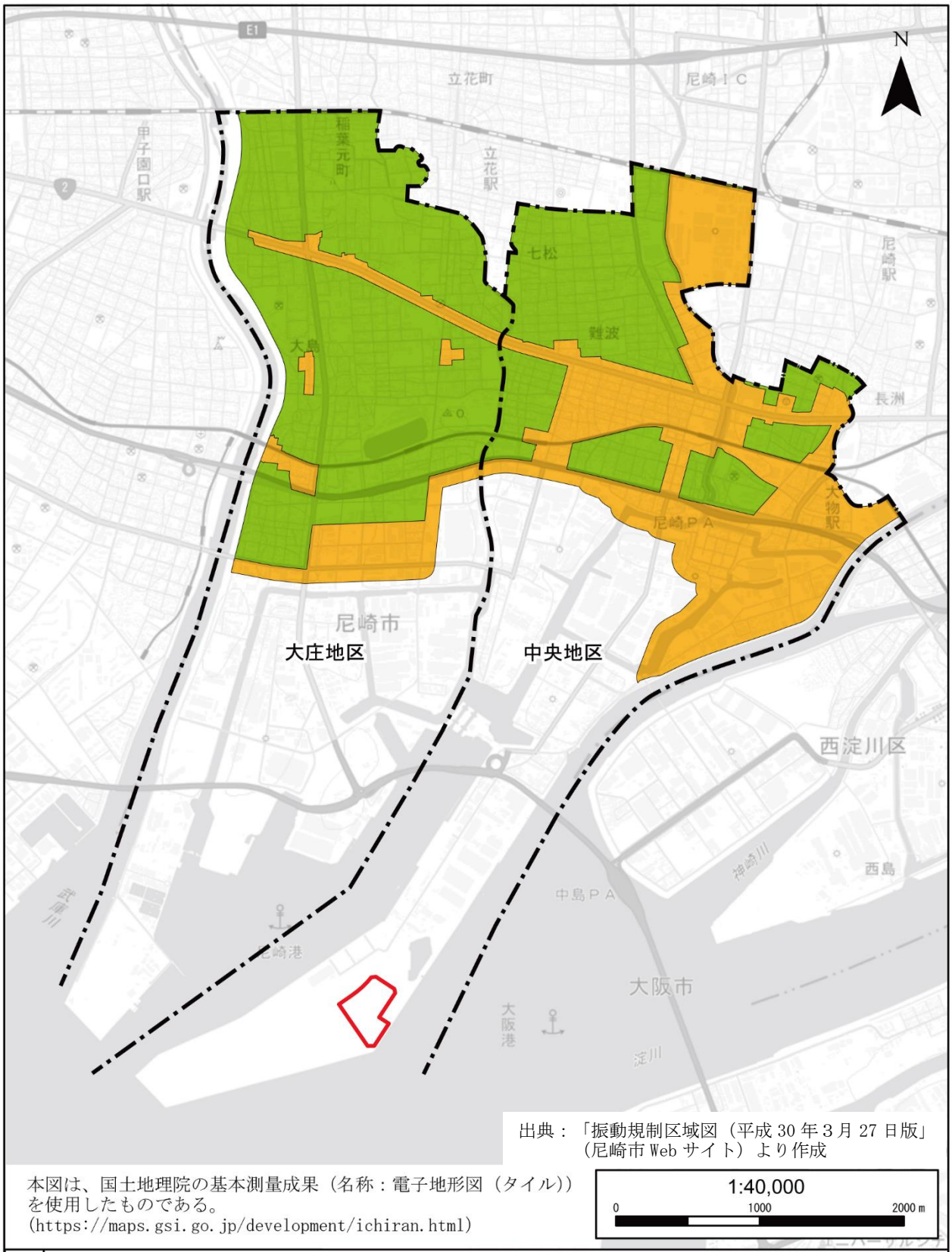

図 3.1.20　調査対象区域の道路交通振動要請限度に係る区域の区分

(d) 悪　臭

(ｱ) 悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等 22 物質の特定悪臭物質濃度による規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅覚を用いた臭気指数による規制が行われており、尼崎市では市内全域を対象として、特定悪臭物質について濃度規制が行われており、事業計画地も規制対象地域となっている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度の規制基準は、表 3.1.45 に示すとおりである。

表 3.1.45　悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度の規制基準

【敷地境界線】

特定悪臭物質	規制基準（ppm）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号（最終改正：令和３年環境省令第３号））
「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 103 号）

(e) 水質汚濁

(ｱ) 環境基本法

「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく尼崎市における環境上の基準等は、表 3.1.46～3.1.48 に示すとおりである。

調査対象区域の河川及び海域には、環境基準が設定された水質環境類型と、環境上の基準が設定された水域区分が指定されている。調査対象区域の水質環境類型指定及び水域区分は、表 3.1.49 に示すとおりである。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準及び環境上の基準は、表 3.1.50 に示すとおりである。

事業計画地周辺の河川及び海域が、基準等の対象となっている。

表 3.1.49　調査対象区域の水質環境類型及び水域区分

区　分	河川名等	環境基準水質環境類型	環境上の基準水域区分
河　川	庄下川	Ｃ類型	２級水域
	蓬川	―	２級水域
	左門殿川	Ｂ類型（生物Ｂ）	１級水域
海　域	大阪湾（閘門）	Ｃ類型（生物Ａ）	運　河
	大阪湾（尼崎港中央）	Ｃ類型（生物Ａ）	海　域
	大阪湾（尼崎港沖）	Ｃ類型（生物Ａ）	海　域

出典：「尼崎市環境監視センター報（令和２年度）」（令和４年３月、尼崎市経済環境局）
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.46　人の健康の保護に関する環境基準及び環境上の基準

（単位：mg/L）

項　目	環境基本法に基づく 環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準の基準値
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

（注）１．基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
２．「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
３．海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
４．硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下「JIS」という。）K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
５．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.47(1)　生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【河川（湖沼を除く）】（利用目的の適応性に対する基準）

類型	水域区分	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度 (pH) (－)	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
環境基本法	ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	20 以下	—
	Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	300 以下	—
	Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	1,000 以下	—
	Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—	—
	Ｄ	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—	—
	Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 以上	—	—
尼崎市の環境をまもる条例	１級水域		6.5 以上 8.5 以下	3 以下	20 以下	5 以上	—	5,000 以下
	２級水域		6.5 以上 8.5 以下	5 以下	30 以下	5 以上	—	—
	３級水域		6.5 以上 8.5 以下	8 以下	50 以下	3 以上	—	—

（注）１．基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値とする。

２．「—」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。

３．水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。

４．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準する。）。

５．環境基本法における各利用目的は、以下に示すとおりである。

自然環境保全 ：自然探勝等の環境保全
水道１級　　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級　　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級　　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産１級　　：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級　　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級　　：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
工業用水１級 ：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級 ：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級 ：特殊の浄水操作を行うもの
環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

６．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））

「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.47(2)　生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【海　域】

類型 水域区分 ＼ 項目		利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度 (pH) (－)	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n－ヘキサン抽出物質（油分等） (－)
環境基本法	A	水産１級 水浴 自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	300 以下	—	検出されないこと
	B	水産２級 工業用水 及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	—	検出されないこと
	C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—	—
尼崎市の環境をまもる条例	運　河		7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—	—
	海　域		7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	50,000 以下	検出されないこと

（注）１．自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。また、水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100mL 以下とする。
２．「—」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。
３．環境基本法における各利用目的は、以下に示すとおりである。
自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
水産１級　　：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
水産２級　　：ボラ、ノリ等の水産生物用
環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
４．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.47(3)　生活環境の保全に関する環境基準及び環境上の基準

【海　域】

項目／類型／水域区分		利用目的の適応性	基準値(mg/L)	
			全窒素	全　燐
環境基本法	Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2 以下	0.02 以下
	Ⅱ	水産１種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3 以下	0.03 以下
	Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6 以下	0.05 以下
	Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1 以下	0.09 以下
尼崎市の環境をまもる条例	運　河		―	―
	海　域		1 以下	0.09 以下

（注）１．基準値は、年間平均値とする。
２．「―」は、当該項目に基準が設定されていないことを示す。
３．水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
４．各利用目的は、以下に示すとおりである。
自然環境保全　：自然探勝等の環境保全
水産１種　　：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産２種　　：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産３種　　：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度
５．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.48　生活環境の保全に関する環境基準

【河川（湖沼を除く）】（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（mg/L）		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.0006 以下	0.02 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 以下	0.002 以下	0.04 以下

【海　域】

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値（mg/L）		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02 以下	0.001 以下	0.01 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 以下	0.0007 以下	0.006 以下

【海　域】

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値（mg/L）
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き､水生生物が生息できる場を保全･再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全･再生する水域､再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 以上

（注）１．基準値は、年間平均値とする。
２．底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））

表 3.1.50　地下水の水質汚濁に係る環境基準及び環境上の基準

（単位：mg/L）

項　目	環境基本法に基づく 環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準の基準値
カドミウム	0.003 以下	0.003 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01 以下	0.01 以下
六価クロム	0.02 以下	0.05 以下
砒素	0.01 以下	0.01 以下
総水銀	0.0005 以下	0.0005 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下
四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下
クロロエチレン[5]	0.002 以下	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン[6]	0.04 以下	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下
チウラム	0.006 以下	0.006 以下
シマジン	0.003 以下	0.003 以下
チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下
ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下
セレン	0.01 以下	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	10 以下
ふっ素	0.8 以下	0.8 以下
ほう素	1 以下	1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.05 以下

（注）１．基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
２．「検出されないこと。」とは、地下水の水質汚濁に係る環境基準（告示）の別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
３．硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
４．1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
５．別名「塩化ビニル」又は「塩化ビニルモノマー」とも言われている。
６．「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年環境庁告示第 10 号）の改正（平成 21 年 11 月 30 日）により、シス-1,2-ジクロロエチレンはトランス-1,2-ジクロロエチレンとともに 1,2-ジクロロエチレンとして扱われることとなった。
７．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第 16 条第１項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号（最終改正：令和３年環境省告示第 62 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(ｲ)　ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.51 に示すとおりである。

事業計画地の地下水及び周辺の公共用水域が、基準の対象となっている。

表 3.1.51　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準及び環境上の基準

項　　目		ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/L 以下	1 pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下	150 pg-TEQ/g 以下

（注）１．基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
２．水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
３．水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
４．水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
５．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第７条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号（最終改正：令和４年環境省告示第 89 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

(ｳ)　水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））、兵庫県の「水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例」（昭和 49 年条例第 18 号（最終改正：令和４年条例第 41 号））、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））による公共用水域に排出水を排出する特定事業場（汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する工場又は事業場）に係る排水基準は、表 3.1.52～3.1.53 に示すとおりである。

排水基準は、国が定める全国一律基準、水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づき兵庫県が定める上乗せ基準及び水質汚濁防止法の対象となっていない工場等に適用される横出し基準がある。

一律基準は、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号（最終改正：令和５年環境省令第 14 号））により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は日平均排水量が 50 ㎥以上の特定事業場に適用される。

兵庫県における上乗せ基準は、「水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例」により、有害物質に係る基準を設けるとともに、生活環境項目について、日平均排出量 30 ㎥以上の特定事業場を対象とする裾下げを行い、水質汚濁防止法の規制対象より小規模な事業場も規制対象としている。

兵庫県における横出し基準は、環境の保全と創造に関する条例により、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法で定められた特定事業場以外の工場等も規制対象としている。

また、水質汚濁防止法に基づく、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設から地下への浸透を防止するための特定地下浸透水の要件は、表 3.1.54 に示すとおりである。

事業計画地は指定地域に指定されているが、排出水は 30 ㎥/日未満の計画のため、有害物質に係る排水基準のみ対象となっている。

表 3.1.52　水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

項　　目	許容限度（mg/L）		
	水質汚濁防止法 〔排水基準を定める省令〕	水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例	環境の保全と創造に関する条例 〔環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準〕
カドミウム及びその化合物	カドミウム　0.03	—	カドミウム　0.05
シアン化合物	シアン　1	シアン　0.3	シアン　1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1	0.3	1
鉛及びその化合物	鉛　0.1	—	鉛　0.1
六価クロム化合物	六価クロム　0.5	六価クロム　0.1	六価クロム　0.5
砒素及びその化合物	砒素　0.1	砒素　0.05	砒素　0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀　0.005	—	水銀　0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	—	0.003
トリクロロエチレン	0.1	—	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	—	0.1
ジクロロメタン	0.2	—	0.2
四塩化炭素	0.02	—	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	—	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	—	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	—	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	—	3.0
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	—	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	—	0.02
チウラム	0.06	—	0.06
シマジン	0.03	—	0.03
チオベンカルブ	0.2	—	0.2
ベンゼン	0.1	—	0.1
セレン及びその化合物	セレン　0.1	—	セレン　0.1
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの: ほう素　10 海域に排出されるもの: ほう素　230	—	—
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの: ふっ素　8 海域に排出されるもの: ふっ素　15	—	15
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100	—	—
1,4-ジオキサン	0.5	—	—

（注）１．「—」は、許容限度が設定されていないことを示す。
２．「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成８年兵庫県告示第 542 号）は、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象以外の工場等（畜産業に係るものを除く。）に適用される。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号（最終改正：令和４年環境省令第 17 号））
兵庫県の「水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例」（昭和 49 年条例第 18 号（最終改正：令和４年条例第 41 号））
兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成８年兵庫県告示第 542 号）

表 3.1.53　水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境項目に係る排水基準）

項　　目	許容限度				
	水質汚濁防止法〔排水基準を定める省令〕	水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例			環境の保全と創造に関する条例〔環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準〕
		排水量 100㎥未満	排水量 100㎥以上 400㎥未満	排水量 400㎥以上	
水素イオン濃度（水素指数）　(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8～8.6 海域に排出されるもの5.0～9.0	―			海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8～8.6 海域に排出されるもの5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)　(mg/L)	160 (120)	40 (30)	30 (20)	20 (10)	100 (80)
化学的酸素要求量(COD)　(mg/L)	160 (120)	40 (30)	30 (20)	20 (10)	100 (80)
浮遊物質量(SS)　(mg/L)	200 (150)	50 (40)	40 (30)	30 (20)	90 (70)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）　(mg/L)	5	1			5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）　(mg/L)	30	5			20
フェノール類含有量　(mg/L)	5	0.1			5
銅含有量　(mg/L)	3	0.5			3
亜鉛含有量　(mg/L)	2	1.5			5
溶解性鉄含有量　(mg/L)	10	2			10
溶解性マンガン含有量　(mg/L)	10	2			10
クロム含有量　(mg/L)	2	0.6			2
大腸菌群数　(個／㎤)	(3,000)	(800)			(3,000)
窒素含有量　(mg/L)	120 (60)	―			―
燐含有量　(mg/L)	16 (8)	―			―

備考：１．表中の(　)内の数値は、日間平均値を示す。
　　日間平均による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
　２．水質汚濁防止法に基づく排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
　３．水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例における適用すべき区域は、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第２項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、兵庫県の区域に属する区域とする。また、日平均排水量30㎥以上の特定事業場が対象となる。
　４．生物化学的酸素要求量についての排水基準は、下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除き、海域及び湖沼に排出される排出水には適用しない。

（注）１．「―」は、許容限度が設定されていないことを示す。
　２．「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成８年兵庫県告示第 542 号）は、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象以外の工場等（畜産業に係るものを除く。）に適用される。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号（最終改正：令和４年環境省令第 17 号））
兵庫県の「水質汚濁防止法第３条第３項の排水基準に関する条例」（昭和 49 年条例第 18 号（最終改正：令和４年条例第 41 号））
兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））
「水質関係規制法令の手引き」（令和４年３月、尼崎市経済環境局環境部環境保全課）
「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準」（平成８年兵庫県告示第 542 号）

表 3.1.54　水質汚濁防止法に基づく特定地下浸透水の要件

項　　目		要件（mg/L）
カドミウム及びその化合物		0.001
シアン化合物		0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）		0.1
鉛及びその化合物		0.005
六価クロム化合物		0.04
砒素及びその化合物		0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005
アルキル水銀化合物		0.0005
ポリ塩化ビフェニル		0.0005
トリクロロエチレン		0.002
テトラクロロエチレン		0.0005
ジクロロメタン		0.002
四塩化炭素		0.0002
1,2-ジクロロエタン		0.0004
1,1-ジクロロエチレン		0.002
1,2-ジクロロエチレン		0.004
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006
1,3-ジクロロプロペン		0.0002
チウラム		0.0006
シマジン		0.0003
チオベンカルブ		0.002
ベンゼン		0.001
セレン及びその化合物		0.002
ほう素及びその化合物		0.2
ふっ素及びその化合物		0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物 亜硝酸化合物 硝酸化合物	0.7 0.2 0.2
塩化ビニルモノマー		0.0002
1.4-ジオキサン		0.005

出典：「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第 39 号（最終改正：平成 24 年環境省告示第 87 号））

(ｴ) 瀬戸内海環境保全特別措置法

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第５条第１項では、工場又は事業場から公共用水域に日最大 50 ㎥以上の水を排出する者が特定施設を設置しようとするときは、周辺公共用水域へ及ぼす影響を事前に評価した事前評価書を添付した許可申請書を知事（尼崎市の場合は市長）に提出し、許可を得なければならないとされている。

兵庫県では、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第４条の３及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」第 12 条の３第２項の規定により「第９次水質総量削減計画」（令和４年、兵庫県）を策定し、水質汚濁負荷削減のための対策を推進している。

事業計画地は、瀬戸内海環境保全特別措置法の対象区域に指定されているが、排出水は 50 ㎥/日未満の計画のため、同法は適用されない。

(ｵ) 下水道法

「下水道法」（昭和 33 年法律第 79 号（最終改正：令和４年法律第 44 号））及び「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年条例第 21 号（最終改正：平成 31 年条例第 26 号））による、特定事業場に係る下水排除基準は、表 3.1.55 に示すとおりである。

事業計画地は、下水道が未整備であり、公共下水道により下水を排除することができる地域（排除地域）になっていない。

表 3.1.55(1)　特定事業場に係る下水排除基準

項　　目	下水道法に基づく排除基準	尼崎市下水道条例に基づく排除基準
カドミウム及びその化合物	0.03　mg/L 以下	―
シアン化合物	1　mg/L 以下	―
有機燐化合物	1　mg/L 以下	―
鉛及びその化合物	0.1　mg/L 以下	―
六価クロム化合物	0.5　mg/L 以下	―
砒素及びその化合物	0.1　mg/L 以下	―
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005　mg/L 以下	―
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003　mg/L 以下	―
トリクロロエチレン	0.1　mg/L 以下	―
テトラクロロエチレン	0.1　mg/L 以下	―
ジクロロメタン	0.2　mg/L 以下	―
四塩化炭素	0.02　mg/L 以下	―
1,2-ジクロロエタン	0.04　mg/L 以下	―
1,1-ジクロロエチレン	1　mg/L 以下	―
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4　mg/L 以下	―
1,1,1-トリクロロエタン	3　mg/L 以下	―
1,1,2-トリクロロエタン	0.06　mg/L 以下	―
1,3-ジクロロプロペン	0.02　mg/L 以下	―

（注）１．表中の「―」は、当該項目に排除基準が設定されていないことを示す。
２．ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の(　)は、「下水道法施行令（下水道法の規定に基づく下水排除基準）」における河川その他の公共の水域（海域以外）を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準である。

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号（最終改正：令和４年政令第 248 号））
「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年条例第 21 号（最終改正：平成 31 年条例第 26 号））

表 3.1.55(2)　特定事業場に係る下水排除基準

項　　目		下水道法に基づく排除基準	尼崎市下水道条例に基づく排除基準
チウラム		0.06　mg/L 以下	―
シマジン		0.03　mg/L 以下	―
チオベンカルブ		0.2　mg/L 以下	―
ベンゼン		0.1　mg/L 以下	―
セレン及びその化合物		0.1　mg/L 以下	―
ほう素及びその化合物		230　mg/L 以下 (10　mg/L 以下)	―
ふっ素及びその化合物		15　mg/L 以下 (8　mg/L 以下)	―
1,4-ジオキサン		0.5　mg/L 以下	―
フェノール類		5　mg/L 以下	―
銅及びその化合物		3　mg/L 以下	―
亜鉛及びその化合物		2　mg/L 以下	―
鉄及びその化合物（溶解性）		10　mg/L 以下	―
マンガン及びその化合物（溶解性）		10　mg/L 以下	―
クロム及びその化合物		2　mg/L 以下	―
ダイオキシン類		10 pg-TEQ/L 以下	―
温度		45 ℃未満	―
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量		380 mg/L 未満	―
水素イオン濃度（pH）		５を超え９未満	５を超え９以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		５日間に 600 mg/L 未満	５日間に 600 mg/L 以下
浮遊物質量（SS）		600 mg/L 未満	600 mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L 以下	5 mg/L 以下
	動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下	30 mg/L 以下
窒素含有量		240 mg/L 未満	―
燐含有量		32 mg/L 未満	―

（注）１．表中の「―」は、当該項目に排除基準が設定されていないことを示す。
２．ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物の(　)は、「下水道法施行令（下水道法の規定に基づく下水排除基準）」における河川その他の公共の水域（海域以外）を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合の基準である。

出典：「下水道法施行令」（昭和 34 年政令第 147 号（最終改正：令和４年政令第 248 号））
「尼崎市下水道条例」（昭和 35 年条例第 21 号（最終改正：平成 31 年条例第 26 号））

(ｶ)　浄化槽法

「浄化槽法」（昭和 58 年法律第 43 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に基づき、浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）が 20mg/L 以下であることとなっている。また、「兵庫県浄化槽指導要綱」（昭和 60 年 10 月 1 日施工（最終改正：令和２年 11 月 10 日））では、浄化槽からの放流水について、水素イオン濃度、透視度、塩化物イオン濃度、残留塩素濃度及び生物化学的酸素要求量が検査項目となっている。

施設の供用中に設置するトイレ等から発生する汚水の処理のため、浄化槽を設置する場合、浄化槽からの放流水が「浄化槽法」の対象となる。

(f) 土壌汚染

(ｱ) 環境基本法

「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.56 に示すとおりである。

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえ、水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、農用地においては、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号（最終改正：平成 23 年法律第 105 号））上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

事業計画地は廃棄物の埋立地であり、土壌の汚染に係る環境基準の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的とした施設であるため、環境基準は適用されない。

(ｲ) ダイオキシン類対策特別措置法

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））に基づく環境基準及び「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））第 20 条第１項の規定に基づく環境上の基準は、表 3.1.57 に示すとおりである。

事業計画地は廃棄物の埋立地であり、外部から適切に区別されている施設であるため、環境基準は適用されない。

表 3.1.57　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項　　目	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準の基準値
ダイオキシン類	1,000 pg-TEQ/g 以下	1,000 pg-TEQ/g 以下

（注）１．基準値は、2,3,7,8-四塩化シベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
２．環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
３．土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム執拗分析計により測定する方法（環境省の環境基準（別表）に掲げる測定方法を除く。以下、「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下、「簡易測定値」という。）に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を環境省（別表）に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
４．環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に２を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
５．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法、基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第７条の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号（最終改正：平成 21 年環境省告示第 11 号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成 13 年尼崎市告示第 26 号（最終改正：平成 27 年尼崎市告示第 142 号））

表 3.1.56　土壌の汚染に係る環境基準及び環境上の基準

項　　目	環境基本法に基づく 環境基準の基準値	尼崎市の環境をまもる条例に基づく 環境上の基準の基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4 mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
鉛	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であること
六価クロム	検液1Lにつき0.05 mg以下であること	検液1Lにつき0.05 mg以下であること
砒素	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15 mg未満であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌1kgにつき15 mg未満であること
総水銀	検液1Lにつき0.0005 mg以下であること	検液1Lにつき0.0005 mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125 mg未満であること	農用地（田に限る）において、土壌1kgにつき125 mg未満であること
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02 mg以下であること	検液1Lにつき0.02 mg以下であること
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002 mg以下であること	検液1Lにつき0.002 mg以下であること
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002 mg以下であること	―
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004 mg以下であること	検液1Lにつき0.004 mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1 mg以下であること	検液1Lにつき0.1 mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04 mg以下であること	検液1Lにつき0.04 mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006 mg以下であること	検液1Lにつき0.006 mg以下であること
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.03 mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002 mg以下であること	検液1Lにつき0.002 mg以下であること
チウラム	検液1Lにつき0.006 mg以下であること	検液1Lにつき0.006 mg以下であること
シマジン	検液1Lにつき0.003 mg以下であること	検液1Lにつき0.003 mg以下であること
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02 mg以下であること	検液1Lにつき0.02 mg以下であること
ベンゼン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であること
セレン	検液1Lにつき0.01 mg以下であること	検液1Lにつき0.01 mg以下であること
ふっ素	検液1Lにつき0.8 mg以下であること	検液1Lにつき0.8 mg以下であること
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05 mg以下であること	―

（注）１．クロロエチレンは、別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー。
２．「―」は、基準値がないことを示す。
３．環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、環境省の環境基準（付表）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
４．カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
５．「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
６．有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。
７．1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
８．尼崎市の環境をまもる条例に基づく環境上の基準において、測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

出典：「土壌汚染環境基準」（平成3年環境庁告示第46号（最終改正：令和2年環境省告示第44号））
「大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準について」（平成13年尼崎市告示第26号（最終改正：平成27年尼崎市告示第142号））

(4) 環境保全に関する計画等

(a) 第５次兵庫県環境基本計画（平成 31 年２月）

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」（平成７年条例第 28 号（最終改正：令和元年条例第 13 号））第６条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進する環境基本計画を策定している。

兵庫県では、平成８年６月に「兵庫県環境基本計画」が策定された。その後、環境を巡る近年の動向を踏まえて全面的に見直しが進められ、平成 14 年５月に「新兵庫県環境基本計画」、平成 20 年２月に「第３次兵庫県環境基本計画」を経て、平成 26 年３月におおむね 10 年間を計画期間として「第４次兵庫県環境基本計画」が策定された。しかし、計画の策定からおおむね５年が経過し、兵庫県の環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、社会情勢や環境課題の変化に適切に対応し、目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするため、平成 31 年２月に「第５次兵庫県環境基本計画」が策定された。

本計画では、目指すべき将来像に向けて「第４次兵庫県環境基本計画」の施策体系を継承した３つの施策体系を推進し、基本理念を踏まえた今後の環境施策の展開の基本的な考え方や重要となる視点を整理し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにしている。第５次兵庫県環境基本計画の概要は、表 3.1.58 に示すとおりである。

表 3.1.58　第５次兵庫県環境基本計画の概要

項　目	概　　要
計画期間	平成30年度から令和12年度 （おおむね10年間）原則として５年ごとに見直しを実施
基本理念	環境を優先する社会へ地域が先導し、”恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ ● 地域資源の循環とネットワーク化 ● 環境・経済・社会の統合的向上 ● 地域力の発揮 ● 恵み豊かなふるさとひょうごの実現
目　　的	(1)　健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より一層有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。 (2)　県民、事業者、行政（国、県及び各市町（以下同様））、地域団体、NPOなどの各主体が、目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに「参画と協働」を推進し、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。
施策体系	(1)　県民の活動の「場」として「くらし」「しごと」「まち」「さと」の４つの柱で施策を整理し、県民の積極的な取組を促進 (2)　「低炭素」「自然共生」「資源循環」「安全・快適」という環境分野を県民の活動の「場」ごとに整理し、複合的に施策を推進 (3)　環境課題への全県的な対策と併せ、各主体が協働し地域の特性を生かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤として位置付け、環境保全・創造の取組を総合的に推進
今後の施策展開において重要となる視点	視点１　分野横断的な取組の推進（６つの方針） 方針① 環境・経済・社会の統合的向上 方針② 環境の視点からの地域創生の実現 方針③ 対話と連携・ネットワークの重視 方針④ 持続可能な社会づくりを先導する人材育成の強化 方針⑤ 技術革新（イノベーション）の普及・活用 方針⑥ 強靭性（レジリエンス）の向上 視点２　SDGsの考え方の活用 視点３　重み付けした指標による適切な進捗管理

(b)　尼崎市環境基本計画（平成 26 年３月策定（平成 31 年３月加筆修正、令和３年３月加筆修正））

尼崎市は、「尼崎市の環境をまもる条例」（平成 12 年条例第 51 号（最終改正：令和２年条例第 40 号））第６条に基づく良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「尼崎市環境基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成 15 年に「尼崎市環境基本計画」（前計画）を策定し、環境問題への関心の高まりを背景に、公害対策に加え、地球温暖化や廃棄物の増大などへの対応を明確にして、計画を推進してきた。その後、前計画の策定から 10 年が経過し、国においても環境基本計画の改定が行われるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成 26 年３月に「尼崎市環境基本計画」が策定された。

本計画は、「ECO 未来都市　あまがさき」を目指す環境像とし、市民・事業者･市の環境への想いを実現するために３つの視点から６つの目標を定めるとともに、市民一人一人のライフスタイルの変革や、環境関連産業の活性化などを進め、市内のあらゆる場面で環境が活きづく持続可能なまちを目指している。尼崎市環境基本計画の概要は、表 3.1.59 に示すとおりである。

表 3.1.59　尼崎市環境基本計画の概要

項　目	概　　要
計画期間	平成26年度から令和５年度(10年間) 必要に応じて見直しを実施
目指す環境像	ECO未来都市　あまがさき
視点と目標	視点(1)　生活・生存の基盤を確保します 目標１：低炭素社会の形成 目標２：循環型社会の形成 目標３：安全で快適な生活環境の保全 目標４：多様な生き物の生息環境の保全 視点(2)　尼崎らしさを活かしながら取り組みます 目標５：環境と経済の共生 視点(3)　市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たします 目標６：環境意識の向上・行動の輪の拡大

(c) 兵庫地域公害防止計画（平成 24 年３月）

兵庫県は、「環境基本法」（平成５年法律第 91 号（最終改正：令和３年法律第 36 号））第 17 条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として定められる「兵庫地域公害防止計画」を策定している。

兵庫県は、昭和 47 年度からは兵庫県東部地域において、昭和 48 年度からは播磨南部地域において、また、昭和 49 年度からは神戸地域において、それぞれ４度にわたり、公害防止計画を策定し、実施してきた。さらに、平成４年度からは、これら３地域を一本化し、兵庫地域公害防止計画として４度にわたり計画が策定され、公害の防止に関する諸施策を推進してきた。

本計画では、当地域の実情を鑑み、特に重点的に解決を図るべき公害防止計画の主要課題を交通公害及び海域の水質汚濁とし、それに対し達成目標を掲げて、公害防止に関する施策を講ずることにより、環境基準の達成していない地点について環境基準の達成を図るとともに、環境基準を達成した項目については環境基準の達成を継続していくこととしている。兵庫地域公害防止計画の概要は、表 3.1.60 に示すとおりである。

表 3.1.60　兵庫地域公害防止計画の概要

項　目	概　　要	
策定地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域（平成23年４月１日現在の区域）	
計画の期間	平成23年度から令和２年度(10年間)	
計画の主要課題	(1) 交通公害 国道43号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿道や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。 (2) 海域の水質汚濁 大阪湾等のＣＯＤに係る水質汚濁の防止を図る。	
主要課題	達成目標	今後講ずる施策
交通公害	① 自動車交通公害対策 阪神地域の主要３幹線道路沿道における自動車排出ガスに係る大気汚染及び騒音については、右記の施策を講ずることにより、環境基準を達成していない地点について、環境基準の達成を図る。	● 自動車単体対策の推進 ● 車両規制の推進 ● ディーゼル自動車等運行規制の実施 ● 低公害車等の普及促進 ● 交通需要の調整・低減 ● 交通流対策の推進 ● 道路構造等対策 ● 調査・測定 ● 普及啓発活動の推進
	② 山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策 新幹線沿線における騒音については、右記の施策を講ずることにより、環境基準の早期達成をめざす。	●発生源対策 ● 沿線土地利用対策 ● 新幹線公害対策連絡会等の開催 ● 調査研究・普及啓発
海域の水質汚濁	海域のＣＯＤについて、環境基準の達成を図る。また、大阪湾の全窒素及び全燐については、全水域において平成22年度は環境基準を達成しているものの、大阪湾(ハ)(Ⅱ類型) の全燐の水質は環境基準(0.03mg/L)前後で経年推移しており、安定的な環境基準達成の状況となっていないことから、海域の状況に応じ、全窒素及び全燐の環境基準の達成を維持していく。 このため、排水基準及び総量規制基準の遵守徹底等の対策を総合的に推進する。 広域的な環境問題に対しては、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と協力し、関係機関との連携を図りながら対策の推進に努める。	●水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 ●水質総量削減計画の推進 ● 流出油等対策

(d) 兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（改訂版）（平成25年３月）

兵庫県は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成４年法律第 70 号（最終改正：令和元年法律第 14 号））第６条及び第８条により、11 市２町の区域が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するための窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。また、本法第７条及び第９条に基づき、対策地域に関わる対策を、県民、事業者、行政等の参画と協働のもとに推進するため、「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。

兵庫県は、平成 15 年８月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（前計画）」を策定している。中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会で、本法の基本方針の見直しについて検討が行われ、以降も対策の継続が必要であること等が指摘されたため、平成 23 年３月に基本方針が変更された。これを受け、現行計画の改定が必要となり、兵庫県は、平成 25 年３月に「兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定している。

本計画では、自動車排出窒素酸化物、自動車排出粒子状物質の総量を令和２年度までに大気環境基準を確保することを目標に削減量を設定し、地球温暖化防止対策関係機関とも連携、推進を図っている。兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要は、表 3.1.61 に示すとおりである。

表 3.1.61　兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の概要

<table>
<tr><th>項　目</th><th colspan="3">概　　要</th></tr>
<tr><td>計画の対象地域</td><td colspan="3">神戸市、姫路市（平成 18 年３月の市町合併前の家島町、夢前町、香寺町、安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、加古郡播磨町、揖保郡太子町の区域</td></tr>
<tr><td>期　間</td><td colspan="3">平成 25 年度から令和２年度</td></tr>
<tr><td>計画の目標</td><td colspan="3">対策地域において、二酸化窒素については平成 32 年度（令和２年度）までに二酸化窒素に係る大気環境基準を確保すること、浮遊粒子状物質については平成 32 年度（令和２年度）までに自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されることにより、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを計画の目標とする。
ただし、平成 27 年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">目標達成に必要な削減量</td><td rowspan="2">自動車排出窒素酸化物の総量</td><td>平成27年度注)</td><td>9,390 t/年</td></tr>
<tr><td>令和２年度</td><td>6,556 t/年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車排出粒子状物質の総量</td><td>平成27年度注)</td><td>526 t/年</td></tr>
<tr><td>令和２年度</td><td>401 t/年</td></tr>
<tr><td>計画達成の方途</td><td colspan="3">１．自動車単体対策の推進
２．車種規制の実施
３．運行規制の実施
４．低公害車の普及促進
５．交通需要の調整・低減
６．交通流対策の推進
７．局地汚染対策の推進
８．普及啓発活動の推進</td></tr>
</table>

（注）　平成 27 年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するための目標。

(e) 兵庫県地球温暖化対策推進計画（令和４年３月）

兵庫県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」として「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

兵庫県は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」（平成６年条約第６号）の発効を踏まえ、平成８年（1996 年）３月に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定（第１次計画）し、地球温暖化対策に取り組んできた。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定を受け、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」（平成 12 年（2000 年）７月）を策定（第２次計画）し、取組を進めてきた。その後、継続して地球温暖化対策に取り組むために、平成 26 年（2014 年）３月に「第３次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、さらに、COP21 で採択された「パリ協定」や国が決定した「地球温暖化対策計画」などの動きを受け、2030 年度を見据えた新たな計画として、平成 29 年（2017 年）３月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」（第４次計画）を策定した。

その後、令和２年（2020 年）10 月に国は「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。」と宣言し、国内における脱炭素化への動きを一気に加速させた。令和３年（2021 年）10 月に国は「地球温暖化対策推進計画」を改訂し、2030 年度において温室効果ガスを 2013 年度比 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていく削減目標を定めるとともに、「第６次エネルギー基本計画」が策定され、2030 年度の電源構成に占める再生可能エネルギーの割合が大きく引き上げられた。

兵庫県では、令和３年（2021 年）３月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を改訂（第５次計画）し、2050 年カーボンニュートラルに向けた 2030 年度目標を強化したが、このような状況を踏まえ、2030 年度目標の再検討を行い、令和４年（2022 年）３月に「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」を策定し、計画の目標を「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロをゴールとし、再生可能エネルギーの導入など県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030 年度 48%削減（2013 年度比）の達成に向け取り組むとともに、さらなる高みを目指す。」とした。

本計画は、国が決定した「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて県独自の取組を積極的に盛り込み、中長期的に国目標を上回る県内の温室効果ガスの大幅な削減を目指すものとしている。

また、「第５次兵庫県環境基本計画（2019 年２月策定）」で目指すこととしている“恵み豊かなふるさとひょうご”の実現に向け、同計画で定める施策分野の一つである「低炭素」を「脱炭素」へと積極的に進めていくための分野計画としても位置付け、環境関連の個別計画や他の分野別関連計画との整合を図ることとなっている。

兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要は、表 3.1.62 に示すとおりである。

表 3.1.62　兵庫県地球温暖化対策推進計画の概要

項　目	概　　要
計画の対象期間	2030 年度（令和 12 年度）まで
目指す 2050 年の将来像	気候変動による影響は、自然災害の頻発化・激甚化や農林水産物、自然生態系への影響など確実に現れつつあり、こうした状況は、我々人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」というべきである。二酸化炭素の排出を抑制することが世界共通の喫緊の課題となっており、安心して暮らせる持続可能な社会を次世代に引き継ぐため、長期的な将来像として「2050 年二酸化炭素排出量実績ゼロ」の社会を目指す。
温室効果ガス削減目標	最終目標：2030 年度温室効果ガス削減目標 2013 年度比で 35～38%削減（第５次計画の目標値） ↓ 2013 年度比で 48%削減（新目標値） 2050 年に二酸化炭素排出量実質ゼロ。
再生可能エネルギー導入目標	2020 年度再エネ導入実績：再エネによる発電量 47 億 kWh （再エネ比率[1] 約 13%）
	2030 年度再エネ導入目標：再エネによる発電量 80 億 kWh（第５次計画の目標値） （再エネ比率[1] 約 22%[2]） ↓ 再エネによる発電量 100 億 kWh（新目標値） （再エネ比率[1] 約 30%[3]）
2030年度温室効果ガス削減目標達成に向けた方針	方針１　2050 年カーボンニュートラル[4]に向けた温室効果ガス排出削減 方針２　再生可能エネルギーの導入拡大 方針３　地域循環共生圏の創出 方針４　暮らしの中での省エネや資源循環 方針５　豊かな森づくりなど森林等の保全と創造 方針６　人材育成とグリーンイノベーションへの支援

（注）１．2030 年度の県内年間消費電力量に対する再生可能エネルギーによる発電量が占める割合を示す。
２．2030 年度の県内年間消費電力量を 2019 年度実績並と想定している。
３．2030 年度の県内年間消費電力量は、2019 年度実績に、国の第６次エネルギー基本計画における総発電電力量の削減率（2019～2030 年度）を考慮している。なお、国の目標（2030 年度の電源構成比：再エネ 36～38%)は、既存の大規模水力発電を 10%程度含む。
４．カーボンニュートラル：バイオマスは、生物が光合成によって生成した有機物であり、バイオマスの燃焼等により排出される CO_2 は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した CO_2 であることから、ライフサイクルの中では大気中の CO_2 を増加させないという考え方。

(f) 尼崎市地球温暖化対策推進計画（平成 31 年３月（令和４年３月一部改訂））

尼崎市は、「地球環境を守るわたしたちの行動計画（ローカルアジェンダ 21 あまがさき）」（平成８年（1996 年））や「尼崎市環境基本計画（前計画）」（第１次：平成 15 年（2003 年）、第２次：平成 25 年（2013 年））を策定し、地球温暖化など地球規模の課題に対する取組を進めてきた。「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））の制定以降は、法令に基づき、「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（前計画）」（第１次：平成 19 年（2007 年）、第２次：平成 23 年（2011 年））を策定し、取組を進めてきた。また、平成 25 年（2013 年）には、国から「環境モデル都市」の選定を受け、「尼崎市環境モデル都市アクションプラン」（平成 26 年（2014 年））に具体的な取組の道筋が示された。

尼崎市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、また、国から選定を受けている環境モデル都市の具体的な取組の道筋である「環境モデル都市アクションプラン」、「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとして、「尼崎市地球温暖化対策推進計画」（平成 31 年（2019 年）３月（令和４年３月一部改訂））を策定している。

本計画では、基本理念「私たちのエネルギーを賢く活かせるまち　あまがさき」を実現するため削減目標を設定し、二酸化炭素排出量を削減していくため「エネルギー」の量や質に着目した取組を行うとともに、排出された温室効果ガスによって引き起こされる地球温暖化（気候変動）の影響・被害に備えていくために５つの取組の視点と４つの取組方針を設けている。

さらに、尼崎市は、2050 年までに脱炭素社会の実現を目指すため、二酸化炭素排出量の削減可能量を積み上げて削減目標を設定する考え方（フォアキャスト）から、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするために必要となる削減量を設定する考え方（バックキャスト）に転換し、令和３年（2021 年）６月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、新たな削減目標を設定している。

尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要は、表 3.1.63 に示すとおりである。

表 3.1.63　尼崎市地球温暖化対策推進計画の概要

項　目	概　　要	
計画期間	2019 年度（令和元年度）から 2030 年（令和 12 年度）（12 年間） 必要に応じて見直しを実施	
基本理念	私たちのエネルギーを賢く活かせるまち　あまがさき	
削減目標	2030 年度の二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 50%以上削減 （部門別削減目標） • 産業部門　：49.4% • 業務その他部門　：49.9% • 家庭部門　：61.4% • 運輸部門　：38.8% • その他（廃棄物など）：53.9%	
エネルギーに関する指標	2030 年度のエネルギー使用量：26,752 TJ 2030 年度の電力排出係数　：0.25 kg-CO_2/kWh （部門別の指標） • 産業部門　：　702 kg-CO_2/百万円 • 業務その他部門：　94 kg-CO_2/㎡ • 家庭部門　：1,108 kg-CO_2/世帯	
取組の視点	視点１：エネルギーをなるべく使わない 視点２：エネルギーを無駄なく・効率よく活かす 視点３：エネルギー源を選ぶ 視点４：エネルギーを管理・調整する 視点５：地球温暖化の影響を知り、備える	
施　　策	（緩和策）	取組方針１：環境に配慮した生活・事業の促進 取組方針２：省エネ型建築物・設備の普及 取組方針３：効率的なエネルギー利用のできる都市への転換
	（適応策）	取組方針４：気候変動の影響・被害に関する情報収集・備えの推進

(g) 兵庫県廃棄物処理計画（平成 30 年８月改定）

兵庫県は、「持続可能な循環型社会」の実現に向けた取組を県民、事業者、行政の参画と協働のもと、具体的に進めていくため、「兵庫県廃棄物処理計画」（平成 14 年（2002 年）３月）を策定している。その後、５年ごと(平成 19 年（2007 年）４月、平成 25 年（2013 年）３月）に計画を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理に取り組んできた。これまでの廃棄物の発生抑制・リサイクル推進の取組等を評価し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））や各種リサイクル法の改正、廃棄物処理の基本的方針の変更などの動向を踏まえ、循環型社会の実現に向け更なる取組を進めるため、平成 30 年(2018 年）８月に「兵庫県廃棄物処理計画」を改定している。また、災害廃棄物対策の手順を整理し、準備するため、本計画とは別冊で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第５条の５の規定に基づき、「兵庫県災害廃棄物処理計画」を策定している。

兵庫県廃棄物処理計画の概要は、表 3.1.64 に示すとおりである。

表 3.1.64　兵庫県廃棄物処理計画の概要

<table>
<tr><td>項　目</td><td>概　　要</td></tr>
<tr><td>計画の目標年次</td><td>令和７年度（2025 年度）
（中間目標年次を令和２年度（2020 年度）とし、必要に応じて見直しを実施）</td></tr>
<tr><td>計画の目標</td><td>• 一般廃棄物
<table>
<tr><th colspan="2">設定項目</th><th>平成 24 年度
基準年度</th><th>令和２年度
(中間目標)</th><th>令和７年度
(最終目標)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">重点
目標</td><td>１人１日当たりの
家庭系ごみ排出量</td><td>525 g/人日</td><td>483 g/人日</td><td>463 g/人日</td></tr>
<tr><td>最終処分量</td><td>273 千トン</td><td>198 千トン
(-28%)</td><td>185 千トン
(-32%)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">目標</td><td>排出量</td><td>2,034 千トン</td><td>1,789 千トン
(-12%)</td><td>1,706 千トン
(-16%)</td></tr>
<tr><td>１人１日当たりの
事業系ごみ排出量</td><td>305 g/人日</td><td>266 g/人日
(-13%)</td><td>241 g/人日
(-21%)</td></tr>
<tr><td>再生利用率</td><td>16.7 %</td><td>20 %</td><td>22 %</td></tr>
<tr><td>ごみ発電能力</td><td>102,445 kW</td><td>103,074 kW
(+10%)</td><td>118,124 kW
(+15%)</td></tr>
</table>
• 産業廃棄物
<table>
<tr><th colspan="2">設定項目</th><th>平成 24 年度
基準年度</th><th>令和２年度
(中間目標)</th><th>令和７年度
(最終目標)</th></tr>
<tr><td>重点
目標</td><td>最終処分量</td><td>781 千トン</td><td>571 千トン
(-27%)</td><td>560 千トン
(-28%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">目標</td><td>排出量</td><td>23,462 千トン</td><td>24,562 千トン
(+4%)</td><td>24,618 千トン
(+4%)</td></tr>
<tr><td>再生利用率
(汚泥除く)</td><td>―</td><td>86 %</td><td>86 %</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>目標達成に向けた施策の推進</td><td>Ⅰ　発生抑制・再使用・再生利用（3R）の推進
１．リデュース[発生抑制]、リユース[再使用]の推進
２．質の高いリサイクル[再生利用]の推進
３．普及啓発、意識醸成
Ⅱ　廃棄物の適正処理の推進
１．適正処理対策の推進
２．適正処理体制の整備
３．不法投棄対策の推進
Ⅲ　循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進</td></tr>
</table>

(h) 尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和３年３月）

尼崎市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第６条第１項に基づき、「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成 22 年３月に、循環型社会と低炭素社会の両立を目指し、令和２年度までの 10 年間を計画期間とする「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量啓発、事業系ごみ適正処理指導等の様々な施策を実施し、ごみの減量・リサイクルを進めてきた。その後、廃棄物行政を取り巻く状況の変化や社会環境の変化、さらには尼崎市のごみ処理施設の整備計画を踏まえ、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなるごみの減量・リサイクルを進め持続可能な循環型社会の形成を目指すための計画として、令和３年度を初年度とする「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」（令和３年３月）を策定している。

本計画は、「みんなで広げる『もったいない！あまがさき』」を基本理念として掲げ、「もったいない」を合言葉にした４つの視点からの取組を、市民・事業者･行政全ての主体がそれぞれの役割分担のもとで進めていき、さらには各主体が協力しながら市全体に広げていくことで、持続可能な循環型社会の形成を目指すための長期的指標となっている。また、基本理念を実現するために、目標達成に向けた８つの取組と計画の目標を定めている。

尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要は、表 3.1.65 に示すとおりである。

表 3.1.65　尼崎市一般廃棄物処理基本計画の概要

<table>
<tr><td>項　目</td><td>概　　要</td></tr>
<tr><td>計画期間</td><td>令和３年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）</td></tr>
<tr><td>基本理念</td><td>「みんなで広げる『もったいない！あまがさき』」
「もったいない」を合言葉にした４つの視点
視点１　ごみになるのにもったいない！
リデュースを最優先とする３Ｒ(ﾘﾃﾞｭｰｽ･ﾘﾕｰｽ･ﾘｻｲｸﾙ)取組によって環境負荷を低減します
視点２　コストをかけるのもったいない！
コスト意識を持って経済性や効率性に配慮して取り組みます
視点３　環境のためだけではもったいない！
ごみを通じて環境・経済・社会を統合的に向上します
視点４　みんなでやらなきゃもったいない！
市民・事業者・行政が協力して、協働で取組を進めます</td></tr>
<tr><td>目標達成に向けた取組</td><td>施策の柱１　リデュース・リユースの推進
施策の柱２　分別・リサイクルの推進
施策の柱３　意識啓発の推進
施策の柱４　地域の環境美化の推進
施策の柱５　経済的かつ効率的なごみ処理体制の構築
施策の柱６　環境負荷の低減
施策の柱７　安心かつ安定的なごみ処理体制の構築
施策の柱８　経済的手法の活用</td></tr>
<tr><td>目標指標</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>指　　標</td><td>実　績
令和３年度
(2021 年度)</td><td>目　標
令和 12 年度
(2030 年度)</td></tr>
<tr><td>主要目標</td><td>焼却対象ごみ量</td><td>134,041 t</td><td>119,501 t
(−11%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人目標</td><td>１人１日当たりの燃やすごみ量</td><td>457 g/人･日</td><td>410 g/人･日
(−10%)</td></tr>
<tr><td>事業系ごみ量</td><td>51,133 t</td><td>46,020 t
(−10%)</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

(i) 瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画（平成 28 年 10 月）

兵庫県は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第４条の規定に基づき、兵庫県の区域において、瀬戸内海の環境保全に関し、瀬戸内海を豊かで美しい「里海※」として再生するため実施すべき施策について定めている。

兵庫県は、平成 20 年に「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」を策定し、計画を推進してきた。その後、平成 27 年に本法が大幅に改正され、基本理念として、「瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海（里海）とする」が新設された。これに基づき兵庫県では、平成 28 年 10 月に、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため実施すべき施策について定めた「瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画」が新たに策定された。

本計画では、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の基本理念に従い、５つの計画の目標を定め、目標達成のための基本的な施策を推進している。瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要は、表 3.1.66 に示すとおりである。

※里海：本計画においては、「人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海」（「瀬戸内法」第２条の２第１項）とする。

表 3.1.66　瀬戸内海の環境の保全に関する兵庫県計画の概要

項　目	概　　要
計画期間	平成 28 年度からおおむね 10 年 （策定の５年後に施策の進捗状況の点検を行い、計画を見直す。）
施　策	１．沿岸域の環境の保全・再生及び創出 (1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地[1)]等の保全・再生・創出 (2) 自然海浜の保全等 (3) 底質改善対策・窪地[2)]対策の推進 (4) 海砂利の採取の禁止 (5) 埋立に関する環境保全に対する配慮 (6) 環境配慮型構造物[3)]の採用 ２．水質の保全及び管理の推進 (1) 水質の保全及び管理の推進 (2) 生活排水対策の推進 (3) 底質環境の改善 (4) 有害化学物質等の低減のための対策 (5) 油や有害化学物質等による汚染の防止 (6) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復 (7) 海水浴場等の水質の保全 ３．自然景観及び文化的景観の保全 (1) 自然公園等の保全 (2) 緑地等の保全 (3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全 (4) 漂流・漂着・海底ごみ対策等の推進 (5) ツーリズムの推進 (6) その他の施策（開発に当たっての景観の保全への配慮等） ４．水産資源の持続的な利用の確保 (1) 適正な栄養塩[4)]管理等による生物の多様性及び生産性の確保 (2) 資源管理の取組による水産資源の維持・増大 (3) 有害動植物の駆除等 ５．基盤的な施策 (1) 環境保全に関するモニタリング、調査・研究及び技術の開発等 (2) 廃棄物の処理施設の整備等 (3) 広域的な連携の強化等 (4) 情報提供、広報の充実 (5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 (6) 環境学習・環境教育の推進

（注）１．塩性湿地：海水の影響を受ける湿地。
２．窪　　地：過去の土砂採取などにより、周りよりも水深が深くなっている箇所。酸素が少なくなることにより、魚などの生き物が棲みにくい場所となる。
３．環境配慮型構造物：緩傾斜護岸（護岸・堤防の裾幅を拡げ、勾配を緩やかにすることにより、身近な水辺空間を実現して親水性を向上させるとともに、海中部で海藻を生育させやすく、多様な生態系を創出できるようにした護岸）、生物共生型護岸（魚礁ブロック型護岸等）、海水交換型の防波堤、周辺の景観に配慮した施設構造のデザインの構造物等。
４．栄 養 塩：植物プランクトンや藻類の栄養になる物質。硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩、りん酸塩などがある。

（j） ひょうご花緑創造プラン（平成 28 年６月改定）

兵庫県は、緑豊かな県土づくりを総合的に推進するために、平成 13 年に「さわやかみどり創造プラン」を策定し、計画を推進してきた。経済重視の成長社会から、ゆとりや潤いが重視される成熟社会へと社会が大きく変化してきたため、前計画を改定することとし、平成 19 年には「ひょうご花緑創造プラン」を策定し、「参画と協働でつくる花と緑あふれる多様な県土」を基本理念に取組みを進めてきた。近年、今後の少子化・高齢化や人口減少の進展に伴う各地域の衰退が深刻なものとして懸念されるようになり、地域の活性化・まちの活性化などの地域創生の取組が求められるようになった。これらの観点から、これまでの参画と協働の基本理念を継承するとともに、さらに緑の量と質を高める花と緑のまちづくりを進め、ゆたかな暮らしを創造していくため、平成 28 年６月に「ひょうご花緑創造プラン」が策定された。また、今回の改定に併せて、「兵庫県広域緑地計画」（平成８年３月）の要素が統合された。

本計画では、花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現を新たな理念として、基本目標と地域目標を設定し、５つの基本方針のもと目標達成の実現に向けて推進している。ひょうご花緑創造プランの概要は、表 3.1.67 に示すとおりである。

表 3.1.67　ひょうご花緑創造プランの概要

項　目	概　　要	
計画年度	2016 年度（平成 28 年度）から 2025 年度（令和７年度）（10 年間） 中間年となる 2020 年度（令和２年度）に、必要に応じて見直しを実施	
理　　念	花緑の「育み」、「恵み」による「ゆたかな暮らし」の実現	
目　　的	県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取組の方向性を示す	
基本目標	• 身近な花と緑に満足する人の割合を増やす 住まいや職場、学校など身近な緑(樹木や草花)の満足度	中間目標：67.5% (2020 年度)
		目　　標：70.0% (2025 年度)
	• 市街化区域の緑地割合３割の維持	現　　状：30.6% (2013 年度)
	• 人口集中地区の緑地割合	中間目標：24.2% (2020 年度)
		25%の確保（2025 年度）
地域目標	都 市 地 域 ：ゆとりと潤いある都市空間の維持・創造 農山村地域等 ：田園・里山空間等多自然環境の保全・活用 森 林 地 域 ：豊かな多自然環境にある森林の保全・活用	
基本方針	１．花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります ２．花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくります ３．花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります ４．花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります ５．花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります	

(k) 尼崎市緑の基本計画（平成 26 年７月改定）

尼崎市は、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））第４条によって定められた都市における緑のまちづくりに関する計画として「尼崎市緑の基本計画」を策定している。

尼崎市は、平成 11 年に「尼崎市緑の基本計画」を策定し、緑の整備や緑化活動などの取組を進めてきた。その後、上位計画である「尼崎市総合計画」やその他関連計画の改定、また、人口減少社会の到来や生物多様性の保全の必要性の高まりなどの社会情勢の変化を踏まえ、今後の緑の将来像を改めて見つめなおし、その実現に向けて市民・事業者とともに緑のまちづくりの取組をさらに進めるため、平成 26 年７月に前計画を改訂し、新たな緑の基本計画を策定している。

本計画では、これまでの緑を「つくる」ことを中心とした考え方から、市民・事業者と協働で「関わる」、「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」ことにより、「緑の質を高める」計画へと転換している。また、地域らしい緑のまちづくりを推進するため、緑の特徴により、市域を３つの地域に区分し、地域ごとに協働による緑のまちづくりに取り組んでいる。調査対象区域は、ＪＲ・阪神沿線地域及び臨海地域に区分される。

尼崎市緑の基本計画の概要は、表 3.1.68 に示すとおりである。

表 3.1.68　尼崎市緑の基本計画の概要

項　目	概　　要	
計画期間	平成 26 年度から令和５年度（10 年間）	
緑の将来像	１．「人が育ち、互いに支えあうまち」の緑 ２．「健康、安心・安全を実感できるまち」の緑 ３．「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」の緑 ４．「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の緑	
計画の成果目標	緑を通じてまちの満足度を高める [1)]	
	現状（平成 24 年度調査時）より 40 ポイント上昇 [2)]　目標年次（令和５年度）	
基本方針	１．（関わる）多様な主体が関わり、みんなで緑のまちづくりを進めましょう ２．（活かす）暮らしや様々な活動、まちづくりに緑を活かしましょう ３．（守り育てる）まちの緑を守り育て、次世代へ引き継ぎましょう ４．（工夫してつくる）工夫して新たな緑づくりを進めましょう	
地域らしい緑のまちづくり	阪急沿線地域	豊かな自然環境を育み、暮らしにうるおいを与える緑
	ＪＲ・阪神沿線地域	歴史とにぎわいと下町の風情を感じる緑
	臨海地域	人の交流を生み、産業と共生する環境創造の緑

（注）１．目標を測る指標は、「緑に対する満足度」とし、市民アンケートにより把握する。
２．40 ポイント：有効回答者（711 人）のうち、満足（19 人）を 100 ポイント、やや満足（66 人）を 75 ポイント、普通（316 人）を 50 ポイント、やや不満（234 人）を 25 ポイント、不満（76 人）を０ポイントとして、加重平均した値。

(l) 地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）（平成 20 年７月）

兵庫県は、「景観の形成等に関する条例」（昭和 60 年条例第 17 号（都市景観の形成等に関する条例を改称（平成５年条例第 16 号））（最終改正：令和４年条例第 21 号））を制定し、恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、そして将来に伝えるため、さまざまな取組を進めてきた。また、平成 19 年３月（平成 19 年条例第 21 号）に同条例を改正し、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）」を定めることができるとしている。

兵庫県は、平成 20 年７月に西播磨地域及び丹波地域で地域景観マスタープランを策定し、地域景観づくりを進めている。なお、調査対象区域は本計画の対象外である。

本計画は、地域景観づくりに係る全ての主体が、景観の重要性について「気づき」、景観形成について「考え」、連携して継続的に地域景観づくりに向けて「行動する」ための計画である。

地域景観形成等基本計画の概要は、表 3.1.69 に示すとおりである。

表 3.1.69　地域景観形成等基本計画の概要

項　目	概　　要
策定地域	• 西播磨地域　地域景観マスタープラン （相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町の全域） • 丹波地域　地域景観マスタープラン（篠山市、丹波市の全域）
目　　的	１．地域景観形成の方向性を共有する ２．広域的な視点からの計画的な施策展開を図る ３．参画と協働による継続的な地域景観づくりを図る
構　　成	１．地域景観の目標 地域景観の特徴を踏まえた景観形成の基本的な考え方を示します。 ２．『地域景観の約束』 地域景観づくりに係る各主体が共有すべき景観形成のための配慮事項を設定します。 ３．拠点からの地域景観づくり 地域景観づくりに係る各主体が重点的に施策を検討し、景観形成に取り組むべき区域を「地域景観づくりの拠点」（重点地区、重点軸）として選定し、景観形成のイメージと具体的な施策展開の方向性を提示します。 ４．地域景観づくりの進め方 ① 地域景観づくりに係る各主体の役割の明確化と連携強化を図ります。 ② 地域景観づくりの取組の現状に応じた多様な主体の協議のための場の設定と景観コーディネーターの育成のあり方を提示します。

(m) 尼崎市都市美形成計画（平成 23 年 11 月）

尼崎市は、「尼崎市都市美形成条例」（昭和 59 年条例第 41 号（最終改正：令和２年条例第 50 号））、昭和 60 年に「尼崎市都市美形成基本計画」を策定し、積極的に都市美行政に取り組んできた。その後「景観法」（平成 16 年法律第 110 号（最終改正：令和４年法律第 68 号））が制定されたことにより、自主条例に基づく都市美行政を見直し、景観法第８条第１項に基づく景観計画として、平成 23 年 11 月に「尼崎市都市美形成計画」を策定している。

本計画では、尼崎市の成り立ちと景観特性を踏まえ、「誇りと愛着と活力のある美しいまち」を基本理念とし、その実現に向けて基本目標と基本方針を設定している。尼崎市都市美形成計画の概要は、表 3.1.70 に示すとおりである。

表 3.1.70　尼崎市都市美形成計画の概要

項　目		概　　要
基本理念		誇りと愛着と活力のある美しいまち
計画の区域		尼崎市全域
基本目標		１．顔のあるまち ２．表情ゆたかなまち ３．賑わいのあるまち
基本方針	都市美形成の基本姿勢	１．つくる まちづくりや建物・工作物の整備、修繕において、将来に亘って引き継がれるような高質な都市景観を創造し、新しい魅力を作り出します。 ２．まもる これまで蓄積されてきた、歴史的景観や文化的景観など良好な景観の価値を認識し、それを構成する都市美形成上重要な資源を、保存・継承します。 ３．そだてる 今まで育まれてきた地域の特性や個性を尊重し、地域らしさを活かした都市美形成を図り、魅力あるまちを育てます。
	都市美誘導の基本的考え方	「まちなみ景観」（まとまりのある景観の広がり） • 用途地域による景観類型 • 地区計画（形態意匠制限を定めている地区） • 歴史的景観を備えた地域 「まちどおり景観」（つながりのある景観が連続的に展開するもの） • 幹線道路等沿道 • 鉄道沿線 • 市街地内河川・運河・海岸沿い 「まちかど景観」 （周囲から際立った景観を呈する拠点であり、都市や地域のシンボル） • 主要駅周辺地域 • 都市美形成建築物等 • 公共建築